

## 厳罰傾向の規定要因の検討

——後期近代論を参照した統合モデルの提示——

向井 智哉

# 目次

はじめに .....	3
第1章 研究の背景と目的 .....	6
第1節 西欧諸国および日本における厳罰化.....	6
第2節 先行研究の検討 .....	11
第3節 本論文の目的と意義 .....	23
第2章 厳罰傾向の定義の検討と測定尺度の作成（研究1） .....	27
第1節 本研究で用いる厳罰傾向の定義の検討.....	27
第2節 作成尺度の理論的背景と下位概念.....	34
第3節 方法 .....	38
第4節 結果 .....	40
第5節 小括 .....	43
第3章 犯罪不安との関連（研究2） .....	45
第1節 背景と目的 .....	45
第2節 方法 .....	49
第3節 結果 .....	50
第4節 小括 .....	51
第4章 経済的不安および排外主義的態度との関連（研究3） .....	52
第1節 背景と目的 .....	52
第2節 方法 .....	55
第3節 結果 .....	56
第4節 小括 .....	58
第5章 アイデンティティの不安定性との関連（研究4） .....	59
第1節 背景と目的 .....	59
第2節 方法 .....	62
第3節 結果 .....	63
第4節 小括 .....	64
第6章 社会的支配志向性との関連（研究5） .....	65

第1節	背景と目的	65
第2節	方法	67
第3節	結果	68
第4節	小括	70
第7章	モデルの検討（研究6）	71
第1節	各研究の知見の要約と仮説モデルの提示	71
第2節	方法	74
第3節	結果	75
第4節	小括	78
第8章	総括	81
第1節	得られた結果の考察	81
第2節	本論文の意義	82
第3節	本研究の限界と今後の方向性	83
引用文献		86

## はじめに

規範はあらゆる社会に存在する。そして、規範違反をどのように統制するかという問題はあらゆる社会にとって大きな関心事である (Elias, 1989 青木訳 1996; North, Wallis, & Weingast, 2009 杉之原訳 2017)。刑罰はインフォーマルな統制と並んで規範違反を統制する手段の最たるものであり (Quinney, 1970), 国家が成立しているすべての社会に具備されている統制手法である。これは日本においても同様であり、構成要件に該当する行為を行なった場合にどのような刑罰が科されるかは刑法をはじめとする多くの法律において規定されている。

刑罰法規の運用ならびに制定において一般市民の意識は考慮事項の 1 つである (c.f., Dicey, 1917 清水訳 1972)。たとえば、一般市民の意識は現在においても、「社会通念」や「常識」といった形で刑罰法規の運用に取り入れられている。また、制定に際しても、たとえば自動車運転処罰法 (2014 年) の新設に関する警視庁の公布資料には、同法が「厳罰化を願う声や市民の関心」の高まりに応じて施行されたものであることが明記されている (警視庁, 2019)。

刑罰法規の制定と一般市民の意識はどのように関わるべきか。一方において刑罰法規は憲法をはじめとする法規や判例、理論と適合したものである必要がある。そのため、たとえば、特定の行為について適正手続 (憲法 31 条) を不要とするような規定などは、いかに市民がそれを求めようとも認められない。しかし他方で、刑罰法規は一般市民を名宛人とするものである以上、一般市民の意識と完全に乖離した刑罰法規は信頼を得ることができず、その実効性が失われかねない (唐沢・松村・奥田, 2018a; 松澤・松原, 2015; Nadler, 2005; Tyler 1990; Tyler, Boeckmann, Smith & Huo, 1997 大淵・菅原訳 2000)。したがって、刑罰法規は一般市民の意識に一定程度適合したものである必要もある。このように、刑罰法規の制定に際しては、憲法をはじめとする他の法規との適合性と一般市民の意識との適合性というしばしば対立する考慮事項が問題となる。そして、立法や法改正が活発化し (e.g., 川端, 2003), それらおよび法の運用に対して一般市民が関与する余地が以前と比較して大きくなった近年においては、このような対立は以前にもまして先鋭化するようになっている。

「刑罰の心理」を検討する研究は戦後期にも行われていた (西村, 1956a, 1956b, 1992)。しかし、近年には裁判員制度の導入に象徴されるように市民参加が重要視されるようになっていく現状を受け、一般市民が持つ法意識の実証的な研究が幅広く行われるようになり、多

くの書籍も出版されている (e.g., 唐沢・松村・奥田, 2018b; 松村・村山, 2010; 小俣・島田, 2011)。しかし次章以下で見ると、そのような研究が古くからなされてきた欧米と比べ、日本における研究の蓄積はまだまだ乏しいのが現状である。

以上のことを背景に、本研究では、犯罪者に対してより厳しい刑罰を求める個人的な態度である厳罰傾向に焦点を当て、市民の法意識の一端を明らかにすることを試みる。

## 【本論文の構成】

本論文は、厳罰傾向の個人差を規定する要因を検討した研究をまとめたものである。第1章では、研究の背景として、欧米および日本の制度のレベルでの厳罰的な動向について簡潔に言及する (第1節)。その後、既存の理論的枠組みを紹介した上で、当該の理論的枠組みおよびそれに基づく実証研究の課題を指摘する (第2節)。最後に本論文の目的と意義について述べる (第3節)。

第3章 (研究2) から第6章 (研究5) では、このモデルに含まれる変数を個別に取り上げて厳罰傾向との関連を検討する。それに先立ち第2章 (研究1) では、本論文の中心的概念である厳罰傾向の定義に関する先行研究を検討し、本論文で用いる厳罰傾向の定義を導出する (第1節)。その後の節では、導出された厳罰傾向の定義に従い、それを測定する尺度を作成する。

第3章 (研究2) では、先行研究に基づき、犯罪不安を社会的犯罪不安、個人的犯罪不安、代理的犯罪不安に分けた上で厳罰傾向との関連を検討し、第4章 (研究3) では経済的不安および排外主義的態度と厳罰傾向の関連を検討する。

その後の第5章 (研究4) では本論文で新たにモデルに含めるアイデンティティの不安定性を、第6章 (研究5) では社会的支配志向性を取り上げて厳罰傾向との関連を検討する。

第7章 (研究6) では、そこまでの研究で得られた知見を要約した上で、仮説モデルを提示し検証する。

第8章では、モデルの検証によって得られた知見を考察し、その示唆および今後の研究の方向性について論じる。

## 【本論文におけるデータ収集に係る倫理的配慮】

本論文には、調査法によって行われた6つの研究が含まれる。調査の実施に際しては、倫理的配慮の観点から以下の対応を行なった。具体的には、(a) 調査への参加は任意であるこ

と、(b) 回答を中止・中断したくなつた場合にはいつでも中止・中断が可能であること、(c) 調査データは統計的に処理され、個人の回答が問題とされることはないこと、(d) 調査データは鍵のかかる場所で保管するなどその保管には最大限の注意が払われるため、開示のおそれはないことを教示した上で回答を行なってもらつた。また、ウェブ調査会社を利用した調査においては、同社の約款に従つて項目を作成し、同社の審査を受けた上で調査を実施した。

## 【データ分析】

データの分析には、共分散構造分析（確認的因子分析およびパス分析）には R ver. 3.6.3 の lavaan package ver. 0.6-5（Rosseel, 2012）を用いた。それ以外の分析（記述統計の算出、相関分析、重回帰分析など）には HAD ver. 16.0（清水, 2016）を用いた。

## 【各研究の初出】

本論文に含まれる研究 5（第 6 章）以外の研究は、既発表の論文で使用したデータを再分析し、論文の記述に加筆修正を加えたものである。各研究の初出を以下に示す。

研究 1（第 2 章）：向井智哉・藤野京子 (2018). 刑事司法に対する態度尺度の作成と信頼性・妥当性の検討 法と心理, 18, 86-98.

研究 2（第 3 章）：向井智哉・松木祐馬 (2020). 厳罰傾向と犯罪者および被害者に対する感情的反応との関連——犯罪不安, 怒り, 共感に着目して—— 感情心理学研究, 27, 95-103.

研究 3（第 4 章）：向井智哉・福島由衣・入山茂・相澤育郎 (2019). 厳罰傾向を規定する要因のモデル化の試み——経済的不安, 犯罪不安, 排外主義的態度に着目して—— 龍谷大学矯正・保護総合センター研究年報, 9, 69-83.

研究 4（第 5 章）：向井智哉・藤野京子 (2020b). 厳罰傾向とアイデンティティの不安定性の関連に対する排他性の媒介効果 法と心理, 20, 141-149.

研究 6（第 7 章）：Mukai, T., Fukushima, Y., Iriyama, S., & Aizawa, I. (2021). Modelling determinants of individual punitiveness in a late modern perspective: Data from Japan. *Asian Journal of Criminology*. Advance online publication. doi: 10.1007/s11417-020-09338-9.

# 第1章 研究の背景と目的

本論文の主題である厳罰傾向とは、犯罪者に対してより厳しい刑罰を求める態度である。この厳罰傾向は *punitiveness*（あるいは *punitivity*, *Punitivität*）の訳語であるが、次章で詳しく述べるように、*punitiveness* の用語は、制度のレベルにおいて厳罰的な立法や法改正がなされることを指すものとして用いられることもある（e.g., Green, 2009; Hamilton, 2014; Reuband, 2015）。しかし、同じく次章で詳しく論じる理由から、本研究においては、より厳しい刑罰を求める個人的な態度を厳罰傾向、制度のレベルにおける厳罰的な変動を厳罰化と呼んで区別した上で、前者の個人的な態度に焦点を当てる。

このような厳罰傾向に関しては、主に 1970 年代以降の欧米において厳罰化が発生したことに伴い、属性変数（性別、年齢、収入など）や、犯罪不安などとの関連を検討する研究が多くなされてきた。しかし、これらの研究では、属性変数や犯罪不安などの限られた変数のみが独立変数として検討されることが多かった。この点で変数の広がりという意味では限定的であり、独立変数間の関連を明らかにし厳罰傾向の規定要因をモデル化しようという試みもほとんどなされてこなかった。しかし、近年には、以下で詳しく見るように、後期近代論と呼ばれる理論的枠組みを参照し、厳罰傾向の規定要因をモデル化しようとする研究が登場している。

以上のことを背景に、本章ではまず厳罰傾向が学術的・社会的に着目されるようになった背景として 1970 年代以降の欧米や 1990 年代以降の日本において発生した厳罰化の状況について概観する（第1節）。第2節では、厳罰傾向の個人差を説明しようとするモデルの中でも特に広く支持を集めている Tyler & Weber (1982) の枠組みについて検討した上で、その問題点を指摘する。その上で、その問題点を一定程度カバーし得ると思われるモデルとして Hirtenlehner, Groß, & Meinert (2016) のモデルを、その理論的背景である後期近代論について記述した上で紹介する。第3節では、本論文全体の目的を述べ、次章以下で触れられる個別の研究がその目的にとってどのような位置を占めるのかを記述する。

## 第1節 西欧諸国および日本における厳罰化

### 第1項 西欧諸国における厳罰化

#### 1. 厳罰化に至るまで

現在の刑罰において目立った地位を占める自由刑（懲役刑）が、そのような地位を占め

るようになったのはそれほど昔のことではない (Foucault, 1975 田村訳 1977)。なぜなら、人の自由を剥奪することが刑罰となりうるという考え方が成り立つためには、人が行なった犯罪の重大さが時間に変換可能であるという資本主義的な考え方が存在すること (c.f., Melossi & Pavarini, 1977 竹谷訳 1990; Rusche & Kirchheimer, 1939 木原訳 1949), ならびに自由が刑罰によって奪われるべき価値あるものであるという啓蒙主義的な考え方 (c.f., Beccaria 1984 小谷訳 2011) が成立していることが前提となるからである (Langbein, 1976)。自由刑が一般化する以前においては、犯罪は地域ごとに大きな差を示しつつも全体としては、死刑や流刑、身体刑などによって罰せられていた (阿部, 1978; 重松, 2001)。

16 世紀後半のイギリス、オランダ、ベルギーなどで懲治場やワークハウスが相次いで建造されて以来 (Johnston, 2000 丸山・小林訳 2002), 刑務所は刑罰執行の中心的な場を占めることになったが、その機能には変遷が見られる。すなわち、刑務所の誕生当時においては、刑務所は犯罪者を単に閉じ込めておく場所、つまり無力化のための施設として機能していた (Deyon, 1975 福井訳 1982; Langbein, 1976)。しかしその後、人道主義的な理念や科学主義が広まり監獄改良運動が成功を収めたことによって、刑務所は主として改善更生の場として捉えられることになった (Garland, 2018; 重松, 2005)。犯罪者の改善更生あるいはそれを通じた社会復帰を強調する立場は「改善更生という理念 (rehabilitative ideal)」と呼ばれ (Allen, 1978, 1981), 特に 19 世紀後半以降の西欧諸国に広く普及した。

同理念が強い説得力を有していた時期には、収監率は比較的低度にとどめられていた。たとえば、イギリス (イングランドおよびウェールズ) における人口十万人当たりの収監率は、戦後直後の 1950 年に 47 人、1960 年には 59 人であり (World Prison Brief, n.d.), 同時期におけるアメリカにおける収監率は、1950 年には 109 人、1960 年には 117 人であった (University of Albany, n.d.)。

また「性犯罪をおかす犯罪性向を有する人」を罰する「性的サイコパス法 (sexual psychopaths law) がアメリカのいくつかの州で成立したように (Quinney, 1970; Sutherland, 1950a, 1950b), 厳罰的な立法が存在しなかったわけではないが、その後続く時期と比べれば、立法も活発なものではなかった。

以上のように、19 世紀後半から 20 世紀の後半に至るまでの時期には、改善更生という理念を前提としつつ、収監率および厳罰的な立法は低度にとどめられていたのである (Garland, 1990 向井訳 2016, 2001, 2018)。

## 2. 厳罰化の発生

しかし、1970年代以降、欧米諸国の刑事司法は大きな変化にさらされることになる。この変化は主として犯罪者に対する厳罰化や潜在的な犯罪者に対する犯罪化を志向したものであり、これらの変化は「厳罰への転換 (punitive turn)」(Hamilton, 2014; Hutton, 2005; Loader, 2006; Young, 2003) と総称される。

この転換の1つの現われは、同時期における収監率の急増である。この急増が特に顕著であったのは上で例として挙げたイギリスとアメリカにおいてである。イギリス (イングランドおよびウェールズ) の人口十万人当たりの収監率は、1970年には80人と上昇しはじめ、1980年には87人、1990年には90人、2000年には124人、2010年には153人と右肩上がりで上昇を続けた (World Prison Brief, n.d.)。また、収監率の増加はアメリカにおいてさらに顕著であり、1970年の収監率こそ96人と以前とほぼ横ばいであったものの、1980年には139人と上昇しはじめ、1990年には297人、2000年には469人、2010年には731人にまで達した<sup>1</sup>。

また、立法においても、厳罰的な立法あるいは立法にまでは至らないもののそれを検討する事例が増えていく。たとえば、イギリスにおいては、1992年に発生した2人の少年が2歳の子どもを殺害した事件 (ジェームズ・バルガー事件) を契機として、少年法の改正が大きな議論を呼んだ (Green, 2008; Hay, 1995)。他方のアメリカにおいても、性犯罪の前科を持つ男が善時制によって施設から釈放されている間に女兒を誘拐し殺害する事件が1994年に発生した。この事件を契機として、性的犯罪者の居住情報を地域住民に一定の条件の下で公開することを認めるミーガン法が各州で成立した (平山, 2000)。また、カリフォルニア州をはじめとする多くの州では三振法<sup>2</sup> (あるいはそれに類似した法律) が同時期に相次いで制定された (Zimring, Hawkins, & Kamin, 2001)。

### 第2項 日本における厳罰化

#### 1. 厳罰化に至るまで

開国以前の日本においては、刑罰は人足寄場などのごく一部の例外を除けば、「磔獄門」を筆頭とした現在から見れば「残虐」とされるような刑罰が主流を占めていた (平松, 1960;

---

<sup>1</sup> 2000年までのデータはUniversity of Albany (n.d.), 2010年のデータはGlaze & Kaebler (2014) に基づく。

<sup>2</sup> 軽犯罪を複数回犯した場合には刑を大幅に加重する法律を指す。

石井, 1964a, 1964b)。たとえば, 1742 (寛保 2) 年に徳川吉宗によって制定された「公事方御定書」では, 「盗み」の場合には, 贓物の額が十両以上で死罪, それ未満の額の場合には入墨重敲が科されていた (平松, 1988)。

しかし, 開国後の日本からはそのような残虐な刑罰は姿を消す。その背景にあったのは, まず諸列強に対する日本という国の自己呈示の問題である (Botsman, 2005 小林訳 2009)。開国によって日本を訪れる外国人が増えるにつれ, 日本の刑罰の状況が外国でも知られるようになった。その結果, 日本で行われていた刑罰を「残虐」なものとして捉え, それを日本の後進性の現われとする意見が目立つようになった。この事態を重く見た明治政府は, 列強と対等な関係を築くため, 行刑改革に乗り出し, その結果として, より「人道的」な処遇が主流を占めるようになった。

また, 20 世紀初頭にはいわゆる「新派」の法学思想が導入され, これも行刑改革を進める原動力となった。新派とは, 犯罪の原因を犯罪者自身に求め応報を重視する「旧派」の思想と異なり, 犯罪の原因を社会に求めると同時に, 犯罪を生み出す社会的な原因の除去ならびに犯罪者の改善更生を基本的な目的とする思想である。このような思想が牧野英一をはじめとする法学者によって導入されたことにより, 犯罪者を罰するだけでなく改善更生させていこうとする理念が支持を集めることとなった<sup>3</sup>。

さらに, 戦後においては, 戦中に国家刑罰権の濫用がなされたことへの反省から, 「刑法の謙抑性」を重視した議論が支持を集めることになる。刑法の謙抑性とは, 刑罰の行使は必要な最小限度に留めなければならないという思想である (Cavadino, Dignan, Mair, & Bennett, 2020; 平野, 1966; 大谷, 2009)。このような思想の下, 刑罰権の行使は戦後の日本においてはその後の状況と比べれば比較的少ない限度に抑えられていた。具体的には, 戦後の混乱期であった 1950 年においてこそ人口 10 万人当たりの収監率は 115 人と 100 人を超えていたが, 60 年には 77 人, 70 年には 46 人, 80 年には 43 人, 90 年には 38 人と 1990 年代前半に至るまで一貫して低下を続けた (法務総合研究所, 2020) <sup>4</sup>。さらに, 国家刑罰権の最も露骨な発露である死刑の執行も収監率とほぼ同様のトレンドを辿った。1950 年の執行数は 62 件, 60

---

<sup>3</sup> ただしこのような思想は戦前戦中期においては, 政治犯に対する刑罰を正当化する根拠として機能したことが指摘されている (中澤, 2012; 荻野, 2000, 2017; 内田, 2017)。

<sup>4</sup> この時期の日本の司法は「日本型の再統合型司法」として, 必ずしも全面的に肯定的にはないにせよ, 欧米でも活発に紹介されていた (e.g., Braithwaite, 1989)。

年には12件、70年には9件、80年には9件、90年には2件とほぼ一貫して減少を続けた（団藤, 1991）。

また、立法動向においても、戦後の刑事法においては、基本法典である刑法を改正するのではなく判例法理によって多くの問題は処理されており、刑事立法・改正が行なわれることは相対的に少なかった（川端, 2004; 田宮, 1998）<sup>5</sup>。

## 2. 厳罰化の発生

以上のように、戦後の日本においては改善更生という理念を基本としつつ、収監率や厳罰的な立法の数は比較的少ない程度に留められていた。しかし、欧米諸国に約20年遅れた1990年代後半以降、このような状況には変化が生じる（小田中, 2001; 佐藤, 2015）。まず上述のように1990年までは安定して低下し続けていた収監率は、91年、92年、93年に人口10万人当たり36人で底を打った後、95年には39人、2000年には48人と上昇を続け、05年には62人と1990年代初頭の倍近くに達する<sup>6</sup>。

同じく、1949年には「瀕死の刑罰」（木村, 2010, p. 36）、64年には「消えゆく最後の野蛮」（正木, 1964）と評されていた死刑も消滅するどころか活発に科されるようになる。91年と92年には死刑執行は1件もなかったが、93年には7件、95年には6件、2000年には3件と毎年5件前後で推移した。2000年代前半には1~2件と再び減少したが、06年には4件、07年には9件、08年には15件と増加した（日本弁護士連合会, 2010）。その後は10年代に

---

<sup>5</sup> とはいえ、この時期までに刑法改正がまったくなかったわけではない。たとえば、昭和電工事件をきっかけとする斡旋収賄罪、戦災地の不法占拠に対処するための不動産侵奪罪や「由展ちゃん事件」を契機として新設された身代金目的の誘拐罪、コンピュータの日常的普及に対応するための電子計算機や電磁的記録に関する犯罪などがある。また、交通事故の激増に対処するため業務上過失致死傷罪の刑が引き上げられ、貨幣価値の変動に対応するために財産刑の金額が引き上げられ、刑の執行猶予が拡充された。さらに、昭和27（1952）年には、「血のメーデー事件」をきっかけとして「暴力主義的破壊活動を行った団体」を規制するために、破壊活動防止法が公布施行されている（浅古, 2010）。

<sup>6</sup> その後、2006年に64人でピークに達した後は、「過剰収容」の問題が指摘されるようになるにつれて減少し、2010年には57人、2013年には49人、2016年には44人、2019年には38人と1990年代前半の数値に落ち着きつつある（法務総合研究所, 2020）。

入ると 0 件の年 (2011 年) がある一方で 15 件の年 (2018 年) があるなど死刑の執行数は大きく揺れ動いている (CrimeInfo, n.d.)。

一方の立法・改正の動向において厳罰化の動きはさらに顕著である。上述のように戦後の日本において刑事立法は活発ではなかったが、1990 年代後半以降には『立法』の時代 (川端, 2003) が訪れる。1997 年に発生した神戸連続児童殺傷事件への反応として 2000 年には少年法が改正され、逆送年齢が引き下げられると同時に、逆送が原則とされるようになった<sup>7</sup>。また、同年には、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」(ストーカー規制法)<sup>8</sup>が新設された。この改正を皮切りに、2001 年には刑法の改正により支払用カード電磁的記録に関する罪や危険運転致死傷罪<sup>9</sup>が新設され、2004 年には有期刑の法定刑・処断刑の上限が引き上げられた (松原, 2007; 松原, 2012)。その後も 2005 年の刑法改正による人身売買罪の新設、2007 年と 2008 年の少年法のさらなる改正、2010 年の刑法および刑事訴訟法の改正による公訴時効および刑の時効の改正、2017 年の刑法改正による強姦罪の強制性交等罪への変更および刑の上限の引き上げ、同年の「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」の改正によるテロ等準備罪の新設<sup>10</sup>など枚挙に暇がない。

## 第 2 節 先行研究の検討

以上のように、収監率が上昇し、厳罰的な立法や法改正が目立つようになったのが 20 世紀後半から 21 世紀初頭にかけての欧米および日本の状況である。このような厳罰化は、それまでの犯罪学の理論からは説明しにくいものであった。というのも、かつて Montesquieu (1976 野田・稲本・上原・田中・三辺・横田訳 1989) が示唆したように、厳罰的な刑罰の使用は専制的な国家において見られる現象であり、近代化が進み「人道的」になったはずの国家 (c.f., Elias, 1969a 赤井・中村・吉田訳 1977, 1969b 波田・溝辺・波田・藤平訳 1978) においては発生しにくいものであると考えられていたからである (Pratt, 2002, 2005)。そのため、これらの国で発生した厳罰化を説明することは「犯罪学の新たな難問 (new problematic

---

<sup>7</sup> この改正の概要および批判・議論には団藤・村井・斉藤 (1999, 2000) や前野・新倉・山田 (2000), 佐藤・山本 (2007) などを参照。

<sup>8</sup> ストーカー規制法の概要と立法の経緯については橋本 (2003) を参照。

<sup>9</sup> この罪の概要・立法の経緯・批判については交通法科学研究会 (2005) を参照。

<sup>10</sup> この罪の概要・立法の経緯・批判については高山 (2017) を参照。

of criminology)」（Young, 2003, p. 99）とされ、厳罰化を促進した要因についての多くの研究を生み出すことになった。

初期の研究においては、厳罰化の発生原因を同時期に上昇した犯罪率に帰する研究が存在したが、現在においては、「厳罰への転換」の発生原因を犯罪率の上昇のみに求める議論はほとんど支持を集めていない（e.g., Cunneen et al., 2016）。そのような議論が支持を失った理由は、犯罪率が上昇している国の中には収監率が上昇していない国も存在すること、ならびに犯罪率が高まったとしてもかつて支持されていた「改善更生という理念」（Allen, 1981）が存在していたとすれば、そのような犯罪率の上昇はむしろさらなる改善更生の必要性を示唆するものとして解釈されていたはずであり、「厳罰への転換」を生じさせた説明としては不十分であることなどである（Garland, 1990 向井訳 2016）。

このような文脈の中で、多くの研究によって検討されてきたのは、個人が有する厳罰傾向である。多くの研究者が厳罰傾向は政策を直接的に決定するわけではないにせよ、間接的に政策決定に影響を及ぼすことを論じてきた（e.g., Indermaur & Hough, 2002; Lappi-Seppälä, 2012）。これを受け、実証研究においては、厳罰傾向について多くの研究が行われてきた。しかし、研究が蓄積されていく中で、厳罰傾向には個人差があること（e.g., Roberts, Stalans, Indermaur, & Hough, 2003）、ならびにその個人差を説明する変数を整理する枠組みが不十分であることが繰り返し指摘されるようになっていく（e.g., Adriaenssen & Aertsen, 2015）。その中でも、比較的早い段階で提示され、現在に至るまでしばしば参照されてきた枠組みとして（Gerber & Jackson, 2016; Hirtenlehner, 2010; Kelly, 2014; King & Maruna, 2009）、Tyler & Weber（1982）がある。

そこで本節では、Tyler & Weber（1982）を検討し、その問題点を指摘する（第1項）。その後、その問題点を補い得る研究として Hirtenlehner et al.（2016）のモデルを紹介するとともに、その理論的な背景とされている後期近代論について記述した上で、Hirtenlehner et al.（2016）の意義および問題点について検討する（第2項）。

## 第1項 Tyler & Weber（1982）の理論的枠組みとその課題

### 1. 理論的枠組みの概要

この枠組みの特徴は、厳罰傾向と関連する変数を道具的（instrumental）な変数と象徴的（symbolic）な変数に整理した上で、道具的な変数よりも象徴的な変数が厳罰傾向とより強

い関連を示すと論じている点にある<sup>11</sup>。ここで道具的な変数とは、犯罪を減少させるという関心と関わる変数を指し、象徴的な変数とは、そのような犯罪減少という関心を越えた政治的・社会的態度に関わる変数を指す。Tyler & Weber (1982) で検討されている具体的な変数は、①過去の被害経験、②被害経験の伝聞、③犯罪不安、④犯罪への憂慮 (concern)、⑤犯罪率の認知、⑥リベラリズム、⑦権威主義である。これらの変数のうち、たとえば犯罪不安が高い人ほど厳罰傾向が高いということが示されれば、犯罪不安を解消するために(すなわち犯罪を減少させるために) 厳罰が求められているということが推認されるため、犯罪不安は道具的な変数とされている。また、犯罪不安と関連する①から⑤の変数も道具的な変数とされている。それに対して、⑥リベラリズムと⑦権威主義はそのような犯罪減少という関心に限定されない政治的・社会的態度であるため、象徴的な変数とされている。

Tyler & Weber (1982) はこのような観点から変数を整理した上で重回帰分析を行い、道具的な変数は厳罰傾向とほとんど関連を示さないのに対し、象徴的な変数の 1 つである権威主義は一貫して厳罰傾向と強い関連を示すことを見出している。そしてこの結果から、道具的な変数ではなく象徴的な変数が厳罰傾向を規定する上で重要であることを主張している。

この結果と一致する結果はその後の研究でも繰り返し見出されている。たとえば、三振法について行われた Tyler & Boeckmann (1997) では、「社会的紐帯」と「危険性」と三振法への支持の関連が検討されている。この研究で「社会的紐帯」とは、「社会的な絆と道徳的紐帯の強さ」についての認知であり、「危険性」とは、「社会の中で生活することによる危険性」、単純化して言えば犯罪不安を指す。Tyler & Weber (1982) の枠組みとの関係では、社会的紐帯が象徴的な変数に対応し、危険性が道具的な変数に対応する。そして、分析の結果、三振法への支持は、危険性よりも社会的紐帯によってより強く規定されることを示している。

また、より近年に行われた研究としては、King & Maruna (2009) がある。この研究では、

---

<sup>11</sup> その後の研究 (Tyler & Boeckmann, 1997) では、「象徴的」の語の代わりに「関係的 (relational)」の語が用いられている。また、King & Maruna (2009) は「表出的 (expressive)」の語の方が「象徴的」や「関係的」よりも直感的に理解しやすいためその語を用いるべきであるとしている。加えて、松原英世 (2017) では、「道具的・抑止的」および「象徴的・関係的」の語が用いられている。このように用いる語は研究ごとに異なるもののその内容に大きな差はないと考えられるため、本論文では Tyler & Weber (1982) に従い、「道具的」および「抑止的」の語に統一する。

道具的な変数として被害経験と犯罪への憂慮<sup>12</sup>が、象徴的な変数として集合的効力感、信頼、個人の経済的満足感、経済一般に対する不安、世代間不安が取り上げられている。世代間不安とは、「今日の青年の振る舞いは過去よりも悪い」と「若い人々は何に対しても尊敬を持っていないように思える」という項目から構成される変数である。重回帰分析の結果、性別や年齢、人種などのデモグラフィック変数と道具的な変数のみを投入したモデルでは、犯罪への憂慮が厳罰傾向と有意な関連を示したものの、象徴的な変数を追加投入したモデルでは、犯罪への憂慮の関連は有意でなくなり、象徴的な変数である信頼、経済一般に対する不安、世代間の不安が有意な関連を示した。

加えて、この枠組みは日本においても検証されている。松原（2009）は、犯罪不安やモラル低下懸念、権威主義、教条主義などの変数を取り上げている。ここでの「モラル低下懸念」とは、King & Maruna（2009）の世代間の不安および Tyler & Boeckmann（1997）の社会的紐帯と類似した変数であり、「今日、10代の少年たちの多くは道徳心を欠いている」や「伝統的な道徳的価値観が衰えるにつれて、社会はより暴力的で危険になった」などの項目が含まれている。松原（2009）は、これらの変数を用いて共分散構造分析を行った結果、モラル低下懸念、および権威主義と教条主義から構成される社会観が厳罰傾向と関連するのに対し、犯罪不安はモラル低下懸念に対してのみ関連し、厳罰傾向とは直接的な関連を示さなかったことを報告している。また、その後行われた調査（松原英世, 2017）でも類似した結果が報告されている。

## 2. 同枠組みの課題

Tyler & Weber（1982）の枠組みの課題として、以下の点が挙げられる。すなわち、この枠組みに基づく研究では、「道具的な変数ではなく象徴的な変数が厳罰傾向と関連する」といった形で、道具的な変数と象徴的な変数が二者択一的な関係に立つことを想定しているような記述が見受けられる（e.g., 松原英世, 2017）。しかし、第3章第1節第1項で詳しく見るように、道具的な変数の1つである犯罪不安が厳罰傾向と関連することを示す研究は極めて多数存在している（Costelloe, Chiricos, Buriánek, Gertz, & Maier-Katkin, 2002; Johnson, 2001; Unnever, Cullen, & Fisher, 2007）。このような研究が存在していることを考えれば、道具的な変数が厳罰傾向と全く関連しないという議論はあまりにも多くの研究を無視してお

---

<sup>12</sup> 「犯罪への憂慮」と「犯罪不安」の概念整理については、第3章第1節を参照。

り、妥当ではない。むしろ、厳罰傾向を理解する上で必要なのは、「道具的な変数か、象徴的な変数か」といった二者択一的な関係を想定することではなく、それらがどのような形で関わるかをより統合的な見地からモデル化していくことであろう。この点が Tyler & Weber (1982) の課題として指摘できる。

## 第2項 Hirtenlehner et al. (2016) のモデル

そのような課題にアプローチしている研究として Hirtenlehner et al. (2016) がある。以下本項では、まずこのモデルの理論的背景となっている後期近代論について記述し (1)、その上で Hirtenlehner et al. (2016) のモデルの概要を紹介する (2)。その後、このモデルを検討することの意義とこのモデルに含まれる課題を論じる (3)。

### 1. 後期近代論

#### (1) 社会の一般理論としての後期近代化

後期近代論とは 1970 年代以降に多くの領域において指摘されるようになった様々な社会的変動を後期近代化という観点から統合的に捉えようとする理論的枠組みである。後期近代論の代表的な論者である Giddens (1990 松尾・小幡訳 1993) によれば、近代とは「およそ 17 世以降のヨーロッパに出現し、その後ほぼ世界中に影響が及んでいった社会生活や社会組織の様式」である。そしてこの近代には、(1) 時間と空間の分離、(2) 脱埋め込み、(3) 再帰的秩序化という 3 つの特徴があったとされる。(1) 時間と空間の分離とは、時間に拘束されずに空間的移動が可能になったこと、具体的には交通手段等の発達による機動性の増大のことを指す。(2) 脱埋め込みとは、以前の社会においては生まれ落ちた階層や地位、家族の拘束力が強く、個人の努力によって望む場所に移動することや職業に就くことは困難であったのに対し、近代社会においては、個人の努力や研鑽によって自らの望む地位や職業を得る機会が相対的に増大したことを指す。(3) 再帰的秩序化とは、以前の社会においてはすでに成立している制度は極めて大きな要因がなければ変動しなかったのに対し、近代社会においては成員の働きかけによって再帰的 (reflexive) に変動させうる余地が増大したこと、すなわち社会制度の流動性が増大したことを指す。以上のように近代社会においては、人は、物理的にも、社会的にも、制度的にも、より自由になったのである。

しかし自由であることは他方において自らの責任において人生を設計する必要性が生じたこと、そしてそのことについて不安を抱かざるを得ないようになることを意味する。近代の

進展が途上にある間においては、このような不安に対する盾となる「存在論的安心 (ontological security)」, すなわち「自己のアイデンティティの連続性にたいして、また、行為を取り囲む社会的、物質的環境の安定性にたいしていただく確信」(Giddens, 1991, 秋吉・安藤・筒井訳 2005, pp. 116–117) は、一定程度維持されていた。個人は生まれや身分からかつてと比べて自由になったとはいえ、家族や地縁共同体、さらには国家をはじめとするコミュニティは維持されており、それらから存在論的安心を得ることができていたからである。

ところが、近代が進展し、上の3つの特徴がさらに強まっていくにつれて、存在論的安心は失われていく。つまり、個人のレベルにおいてはかつて個人のアイデンティティの源泉となっていた家族や地縁共同体が不安定化し (c.f., Cooper, 1971 塚本・笠原訳 2000; Putnam, 2000 柴内訳 2006), グローバリゼーションによって国民国家の境界すらもが揺らぐにつれて (c.f., Giddens, 1999 佐和訳 2001; Sassen, 1996 伊豫谷訳 1999), 個人のアイデンティティは当該の個人が所属するコミュニティによって与えられるものではなく、自らの選択によって勝ち取らなければならないものとされるようになった (Beccari, 1987 向山・萩原・木村・奈良訳 1995, 2000 森田訳 2001, 2001 澤井・菅野・鈴木訳 2008, 2005 長谷川訳 2008; ベック, 2011; Gergen, 1991)<sup>13</sup>。また、制度レベルにおいても、セーフティネットとして機能していた福祉国家が不安定化し (c.f., 坏, 2012; Garland, 2016; 伊藤, 2002, 2007; 埋橋, 2011), 流動性を特徴とする消費社会化が進展するにつれて (c.f., Bauman, 1998 伊藤訳 2008), 個人の経済的状況も不安定になっていった (Young, 1999 青木・伊藤・岸・村澤訳 2007, 2010)<sup>14</sup>。

以上をまとめていえば、後期近代論では、後期近代化が進展した現代社会においては、人々のアイデンティティや経済的状況に対する不安が強まるようになったことが論じられてきた。

---

<sup>13</sup> 実証研究においても Twenge (2000) は 1952 年から 1993 年までに行われた調査を対象にメタ分析を行い、不安 (anxiety) が増大したことを示している。

<sup>14</sup> 安定した近代から不安定な後期近代への移行という Giddens (1990 松尾・小幡訳 1993) の論点は、用いる用語こそ異なるものの、他の論者によっても支持されている (Bauman, 2000 森田訳 2001; Beck, 1986 東・伊藤訳 1998, 1999 山本訳 2014)。

## (2) 厳罰化と後期近代論

前項で述べたように、後期近代論は様々な社会変動を近代性の進展という観点から捉える一般的な社会理論であるが、この理論は厳罰化を説明するためにも適用されている。そのような方向性に基づいて議論を展開した代表的な論者である Young (1999 青木他訳 2007) は、ケインズ主義的な雇用レジームの解体やフォードイズムからポストフォードイズムへの移行や社会の市場化という「物質的基盤」に力点を置いているという点で Giddens とは強調点が多少異なるものの、Giddens と同様に後期近代を「存在論的不安が増大する時代」(p. 267) と捉えた上で、後期近代論に伴う社会変動と厳罰化を結びつけている。

Young (1999 青木他訳 2007) によれば、戦後期の先進産業社会は、労働と家族という 2 つの領域を軸として、幅広い層の人々（下層労働者や女性、若者、移民、逸脱者など）に社会への同調を促し取り込むことを重視する「包摂型社会」であった。しかし、このような社会は、それを支えていた社会構造（特に経済構造）が流動化するに伴い、「物質的にも存在論的にも極端に不安定な社会」(p. 77)、すなわち労働市場の解体により経済的不安が増大し、個人主義の拡大によってアイデンティティが不安定化した社会へと移行した。このような「排除型社会」においては、かつての包摂型社会において包摂の対象とされていた集団は排除すべき対象とみなされるようになる。そのような集団の典型は犯罪者や移民であり、人々は犯罪者や移民を様々な不安を帰属させる「スケープゴート」とし、それらを社会から排除することを通じて、個人主義の拡大によって生じた存在論的な不安と経済的不安に対処しようとする。犯罪者に対する厳罰化について Young (1999 青木他訳 2007) は以下のよう述べている。

存在論的な不安から逃れるため、人々は安定した土台を築こうと躍起になる。そして、自分の価値観を絶対的道德としてふたたび振りかざし、ほかの集団を道徳的な価値観が欠如していると攻撃し、美德と悪徳を明確に区別し、柔軟な判断を止めて強引に決めつけ、混じりあい同化するよりも懲罰的排他的な道を選ぶようになる (Young, 1999 青木他訳 2007, pp. 50-51)。

経済的な不安定と存在論的な不安が結びつくと、それはきわめて発火しやすい化合物となり、その結果、犯罪に対する懲罰を厳格化する要求が生まれ、スケープゴートが作りだされる可能性が高まることになる (Young, 1999 青木他訳 2007, p. 54)。

このように、後期近代論を前提とした Young (1999 青木他訳 2007) の議論においては、後期近代化に伴うアイデンティティへの不安や経済的な不安によって排外的な態度が強まり、そのような態度が犯罪者という「スケープゴート」に向けられたことで厳罰化が発生したと説明される。

類似した主張は Bauman (1998 伊藤訳 2008, 2000 森田訳 2001) によってもなされている。Bauman (2005 長谷川訳 2008) は、用いる用語こそ異なるものの Giddens と同様に、相対的に安定した「ソリッド」な近代から、不安定性が高まった「リキッド」なポストモダンへの移行が発生したと論じた上で、その主要な特徴を、個人に対してより大きな責任を課し、そのアイデンティティを不安定にする「個人化」(Bauman, 2000 森田 2001) や「永続性」よりも「一時性」に価値を見出す消費社会化に見出している (Bauman, 2005 長谷川訳 2008)。Bauman (2000 森田 2001, p. 51) の議論によれば、「一時性」がこのように強調されることにより社会の不安定性は増大するが、他方で個人化によって、個人はそのような不安定性に（公式な制度やコミュニティによってではなく）自ら対処せざるを得なくなる。しかし、社会の不安定性という問題は個人の能力のみによって解決することが極めて困難なものであるため、個人は問題をより単純化して提示してくれるような「解決法」を求めるようになる。そのような「解決法」として用いられる方途の 1 つが、問題の原因を帰属させられるような「スケープゴート」を見出すことであり (Bauman, 2000 森田 2001)、犯罪者に対する厳罰化もそのような力動の 1 つの現われとして捉えられる。この点について Bauman (1998 伊藤訳 2008, p. 155) は以下のような比喩を用いて説明している。

犯罪集団に擬せられた周辺部は、いわば下水施設の役割を果たす。つまり、それは下水道であり、その中に、消費社会の誘惑の避けがたい、しかし、有害な悪臭が廃棄され、その結果、消費主義ゲームの場にとどまろうとする人々は、自分の健康状態を気にする必要がなくなる。

以上のように Bauman の議論において厳罰化は、個人化や消費社会化に伴って増大した不安定性や個人の責任に対処するための「スケープゴート」として犯罪者が非難の対象となることによって発生したものとして理解されている。

## 2. Hirtenlehner et al. (2016) のモデルの概要

以上の後期近代論を前提に、Hirtenlehner et al. (2016) のモデルの概要を記述する。この研究では、上述の後期近代論を理論的背景としつつ、そこで論じられてきた経済的不安や排外主義的態度といった変数の個人差に着目し、厳罰傾向の個人差を説明するモデルが提示されている (Figure 1-1)。

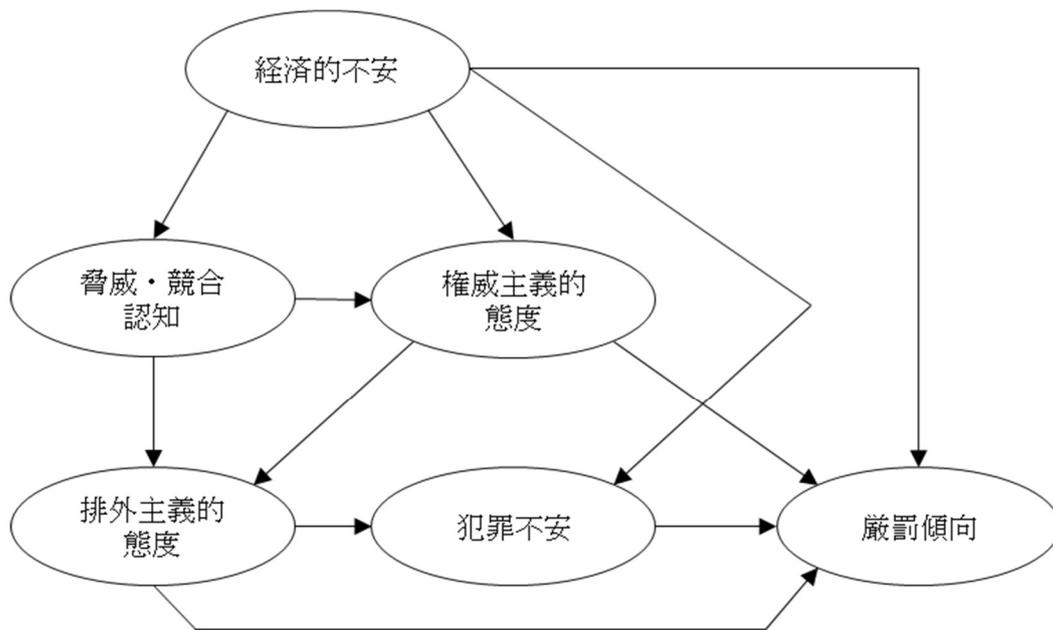


Figure 1-1 Hirtenlehner et al. (2016) の仮説モデル

具体的には、このモデルでは以下のようなことが想定されている。まず、経済的な不安は、経済面で自分の競合相手となり得る外集団 (特に外国人) が自分の利益と競合し脅威となるという認知を強め、このような脅威・競合認知は経済的不安と並んで権威主義的な態度を強める。そして、脅威・競合認知と権威主義的態度は、外集団 (特に外国人) に対する排外主義的な態度を強め、このようにして強められた排外主義的態度は、経済的不安と同様に、より具体的な不安である犯罪不安へと投影される。そして、経済的不安、権威主義的態度、犯罪不安、排外主義は厳罰傾向へと直接効果を及ぼす。

以上のように、このモデルでは後期近代論で論じられてきた通り、後期近代化によって強められた経済的不安が、権威主義的態度や脅威・競合認知といった変数を媒介しつつ、「スケープゴート」としての外国人や犯罪者に対する否定的な態度 (外国人に対する場合は排外

主義的態度、犯罪者に対する場合には厳罰傾向)へとつながることが想定されている。しかし後期近代論とは異なり、社会が全体として排外主義的あるいは厳罰的な方向へ向かっているという想定は必ずしも前提とせず、経済的不安や排外主義的態度といった変数の個人差が厳罰傾向の個人差を説明し得るかという点に主眼が置かれている。

Hirtenlehner et al. (2016) では以上の仮説モデルをオーストリアのリンツ市で得られたデータ ( $N = 653$ ) を用いて検証している。その結果、仮説モデルの適合度は許容可能なものではあったが ( $CFI = .953, RMSEA = .047$ )、経済的不安から厳罰傾向に至るパスの係数が有意でなく ( $\beta = -.07, p = .10$ )、脅威・競合認知と排外主義的態度の関連が非常に高く、これらの変数を独立して組み込むモデルの情報量基準 ( $BIC = 13625.58$ ) よりも1つの因子として組み込むモデルの情報量基準の方が若干良好であった ( $BIC = 13619.15$ )。これらのことから、経済的不安から厳罰傾向に至るパスを削除し、脅威・競合認知を排外主義的態度に吸収したものを最終的なモデルとして提示している (Figure 1-2)。

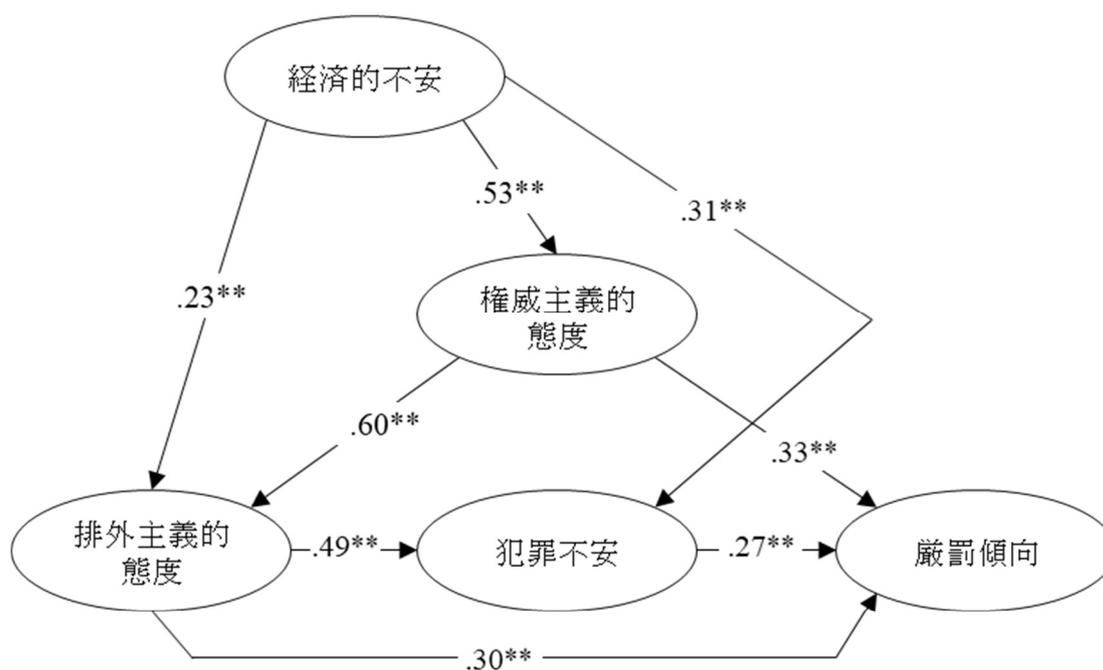


Figure 1-2 Hirtenlehner et al. (2016) における実証モデル

注) 数値は標準化偏回帰係数。\*\* $p < .01$ 。

### 3. Hirtenlehner et al. (2016) の意義および課題

#### (1) 意義

本論文の目的にとっての Hirtenlehner et al. (2016) の意義は、このモデルは Tyler & Weber (1982) の枠組みあるいはそれに基づく研究が抱えていた上述の課題を一定程度解決し得る点にあると考えられる。すなわち、Tyler & Weber (1982) の枠組みあるいはそれに基づく研究では、「道具的な変数か、象徴的な変数か」という二者択一的な想定がとられることが多かった。しかし、このモデルでは、犯罪不安という道具的な変数と、経済的不安、権威主義的態度、排外主義的態度という象徴的な変数の双方を含んだ上で、それらの変数がどのように相互に関連するかをモデル化している。この点で、このモデルを検討することは従来の研究で散見された二者択一的な想定を、そのような想定を置かないモデルによって克服することにつながると考えられる。

#### (2) Hirtenlehner et al. (2016) のモデルの課題

しかし他方で、このモデルに基づいて厳罰傾向をモデル化するに際しては大きく以下2つの課題が指摘できる。それらの課題とは、(1) 尺度の妥当性および日本における再現性には検証の余地があること、(2) 変数の選択に若干の疑問があることの2点である。順に検討する。

第一に、尺度の妥当性および日本における一般化可能性の問題がある。まず、前者の問題に関して述べると、同モデルに含まれる尺度は同研究のために作成されたものであり、それらの信頼性や妥当性は十分に検証されていない。特に厳罰傾向については、この研究では先行研究に基づき「規範違反の認識に対して、制裁の賦課をもって反応するという一般化された傾向」と定義され、単一概念として測定されているが<sup>15</sup>、厳罰傾向は同研究の想定するような単次元概念ではなく、多次元的な概念であることを示唆する先行研究が存在する (e.g., Maguire & Johnson, 2015)。

また、後者の一般化可能性の問題について述べると、同研究はオーストリアという、日本

---

<sup>15</sup> 具体的には、「法律を破った人は、厳しく罰せられるべきである」、「故意におかされた犯罪行為に対しては、裁判所はより大きな厳しさをもちて臨むべきである」、「長期的に見れば、寛大な刑罰は誰の役にも立たない」、「法や秩序を維持するためには犯罪者はより厳しく扱われるべきである」の4項目が用いられている。

とは一定程度状況が異なる国家において行われた調査であるという点である。同研究では、モデルに含まれる変数（たとえば、経済的不安や排外主義的態度）が厳罰傾向と関連することを示す研究に基づきモデルを作成している。しかし、これまで厳罰傾向について国家間で行われた調査では、厳罰傾向の規定要因は国ごとに一定程度の差があることが見出されている（e.g., Costelloe et al., 2002; Jiang, Lambert, Wang, Saito, & Pilot, 2010; Kutateladze & Crossman, 2009; Lambert et al., 2016; 向井・松木・木村・近藤, 2020）。

以上の点を考慮に入れば、信頼性や妥当性の確認された尺度を用いた上で、モデルに含まれる変数が日本においても厳罰傾向と関連するのには、モデル全体の検証に先立ち検討しておくべきであると思われる。

第二に、変数の選択の問題がある。まず、同研究では後期近代化に伴う不安として経済的不安のみが取り上げられており、アイデンティティの不安定性は変数としてはモデルに含まれていない。しかし、本章第2節2項で述べたように、Young や Bauman の議論では、経済的不安と並んで個人のアイデンティティの不安定性も重要視されていた。そして、同研究でもモデルの理論的背景の記述では、アイデンティティの不安定化が経済的不安と併せて記述されている。これらのことを踏まえれば、経済的不安と並んでアイデンティティの不安定性もモデルに含めることが適当と考えられる。

なお、Young（1997 青木他訳 2007）では、「経済的不安」の表現だけでなく、「相対的な剥奪感」（p. 35）といった表現も用いられている。相対的剥奪は社会的比較のプロセス（Festinger, 1954）によって生じる認知であり、必ずしもそのようなプロセスの存在を前提としない経済的不安とは異なる概念である。したがって、Young（1997 青木他訳 2007）の主張する概念を経済的不安で代表させ、経済的不安のみをモデルに含めることには厳密には疑問がある。しかし、第一に、経済的不安についても、通常の場合他者の経済的状況と比較を行うというプロセスは介在しており、そうである以上相対的剥奪とは大きな相違はないと考えられる。第二に、第4章第1節で述べるように、厳罰傾向研究の文脈では相対的剥奪と厳罰傾向の関連を見たものは存在しないのに対し、経済的不安と厳罰傾向の関連を検討した研究は少数ながら存在する。この点で経済的不安を検討する方が先行研究との連続性を維持しやすい。これら2つの理由から、Hirtenlehner et al.（2016）に従い、経済的不安はそのままの形でモデルに含めることとする。

また、同研究では権威主義的態度がモデルに組み込まれているが、権威主義的態度<sup>16</sup> (Adorno, Frenkel-Brunswik, Levinson, & Sanford, 1950 田中・矢沢・小林訳 1980) には、因襲主義や権威主義的従属、反内省的態度などと並んで、権威主義的攻撃という規範違反者に対する処罰を求める態度が下位概念として含まれている。この下位概念を直接的に測定する項目自体は同研究の尺度に含まれていないが、権威主義的態度が厳罰傾向と類似したこのような下位概念を含むものである以上、権威主義的態度によって厳罰傾向を説明することは関連を過度に高く推定することにつながるおそれがあり、妥当でない。

Adorno et al. (1950 田中他訳 1980) による権威主義的態度の概念が不明確であることや過度に包括的であることに対しては古くから批判が向けられてきた (e.g., Altemeyer, 1981)。そのため、その後の研究では、より明確化された概念を提示する研究が行われるようになっていく。社会的支配志向性はそのような概念の1つであり、これは「平等な集団内関係を選好するか、優越-劣等という次元に沿って秩序立てられた集団内関係を選好するかについての一般的な態度志向」と定義される (Pratto, Sidanius, Stallworth, & Malle, 1994, p. 742)。社会的支配志向性と権威主義的態度の関係性について Altemeyer (1998) は、社会的支配志向性を、権威主義的態度に下位概念として含まれる権威主義的従属、すなわち内集団における道徳的権威への追従的・無批判的な態度を取り出し概念化したものであると指摘している。社会的支配志向性と厳罰傾向の関連を検討した研究も行われており、それらの研究では両変数間に正の関連がみられることが報告されている (Pratto et al., 1994; Sidanius, Liu, Shaw, & Pratto, 1994; Sidanius, Mitchell, Haley, & Navarrete, 2006)。

以上のように、権威主義的態度を用いて重複する概念を一部含んだ厳罰傾向を説明することには方法論上の問題がある一方で、社会的支配志向性という権威主義的態度の一部を抽出した概念を用いればそのような問題は生じない。さらに、社会的支配志向性は厳罰傾向と関連することも示されている。これらのことから本論文では、同研究のモデルに含まれる権威主義的態度を社会的支配志向性に置き換えて検討することとする。

### 第3節 本論文の目的と意義

本章ではここまで、西欧諸国および日本における厳罰化の状況を概観した上で、この厳罰

---

<sup>16</sup> Adorno et al. (1950 田中他訳 1980) では「権威主義的パーソナリティ」の語が用いられているが、Hirtenlehner et al. (2016) に合わせて本論文では「権威主義的態度」に統一する。

傾向を説明するために提示されてきた実証研究（Tyler & Weber（1982）の枠組みと Hirtenlehner et al.（2016）のモデル）を検討し、Tyler & Weber（1982）の枠組みには「道具的な変数か、象徴的な変数か」という二者択一的な想定がとられがちであるという問題点があることを指摘した。このような問題点から Hirtenlehner et al.（2016）のモデルを見た場合、このモデルは道具的な変数と象徴的な変数の双方をモデルに組み込んだものであるため、それらの2種類がどのように相互に関わりつつ厳罰傾向を規定するかを理解することができる。この点から、「道具的な変数か、象徴的な変数か」という二者択一的な議論を克服することができると考えられる<sup>17</sup>。

Hirtenlehner et al.（2016）には、以上のようなメリットがあるとはいえ、前節で指摘した通り、同モデルにもいくつかの問題点がある。そこで、本研究では、同モデルの課題を修正した上で、厳罰傾向の個人差を説明するモデルを提示することを目的とする。具体的には、Hirtenlehner et al.（2016）に従い、犯罪不安、経済的不安、排外主義的態度を取り上げることに加え、この研究で検討されていなかったアイデンティティの不安定性および社会的支配志向性を加えた5つの変数を組み込んだモデルを提示する。暫定的な仮説モデルを Figure 1-3 に示す。

以下の本論文では、上記の目的に際し Figure 1-4 に示される手順で検討を進めていく。まず研究1（第2章）では、厳罰傾向の概念を検討し、それを測定する尺度を作成する。続く

---

<sup>17</sup> さらに、このモデルを検討することは、本論文の主たる目的である厳罰傾向のみならず、排外主義的態度についても示唆を与えることができると考えられる。つまり、上述のように現在の日本においては排外主義的態度についても大きな問題となっており、多くの研究が行われている（排外主義的態度に関する理論的ないし非実証的な研究としてはたとえば小林（2013）、樋口（2014）、近藤（2019）、高谷（2019）などがある。実証研究は相対的に少ないが、田辺（2010）、金（2015）、近藤・向井（2017）、樽本（2018）、向井・金・松木・木村・近藤（2019）、向井・金・木村・近藤・松木（2020）などがある）。しかし、排外主義的態度と厳罰傾向は大部分異なる枠組みにおいて検討されており、相互の知見は現状全く利用可能ではない。しかし、本論文で提案するモデルが支持されれば、排外主義的態度と厳罰傾向はどちらも後期近代論という同一の理論的枠組みの中で理解可能であるということになる。そうすれば、これまで独立して研究されてきた両変数を1つの理論的枠組みの中で理解することが可能となるであろう。

研究2以下では、上記の第一の課題に対応するために、モデルにおいて厳罰傾向と関連することが想定されている変数の概念ないし測定法を検討し、それぞれの変数が日本においても厳罰傾向と関連するのかが検討していく。具体的には、犯罪不安（第3章）、経済的不安および排外主義的態度（第4章）、アイデンティティの不安定性（第5章）、社会的支配志向性（第6章）と厳罰傾向の関連を検討する。最後の研究6では、研究1から5で明らかになった知見に基づき詳細な仮説モデルを改めて提示し、そのモデルの妥当性を検証する。

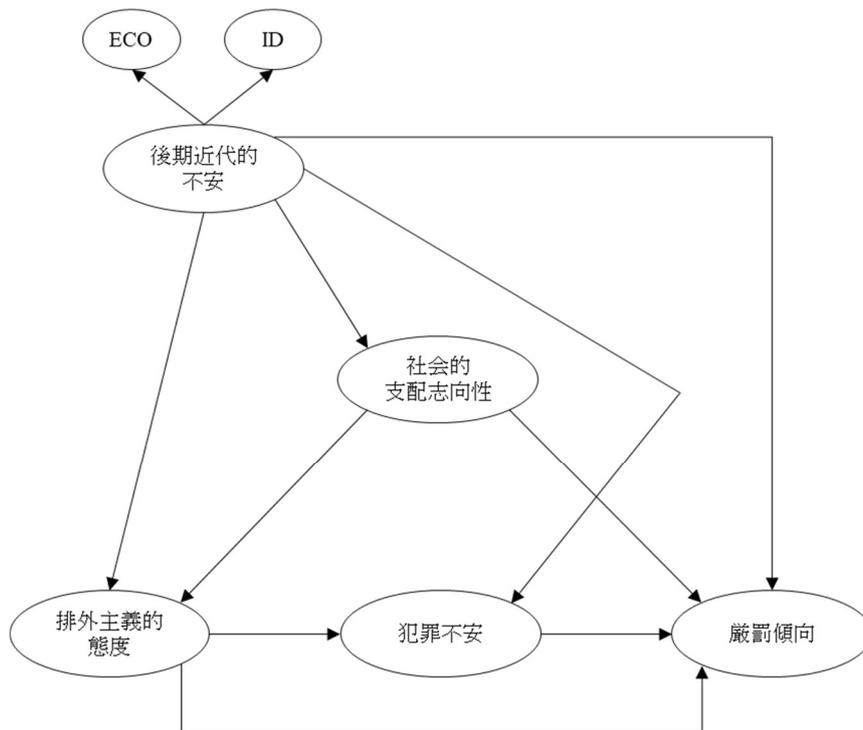


Figure 1-3 暫定的な仮説モデル

注) ECO=経済的不安;ID=アイデンティティの不安定性。

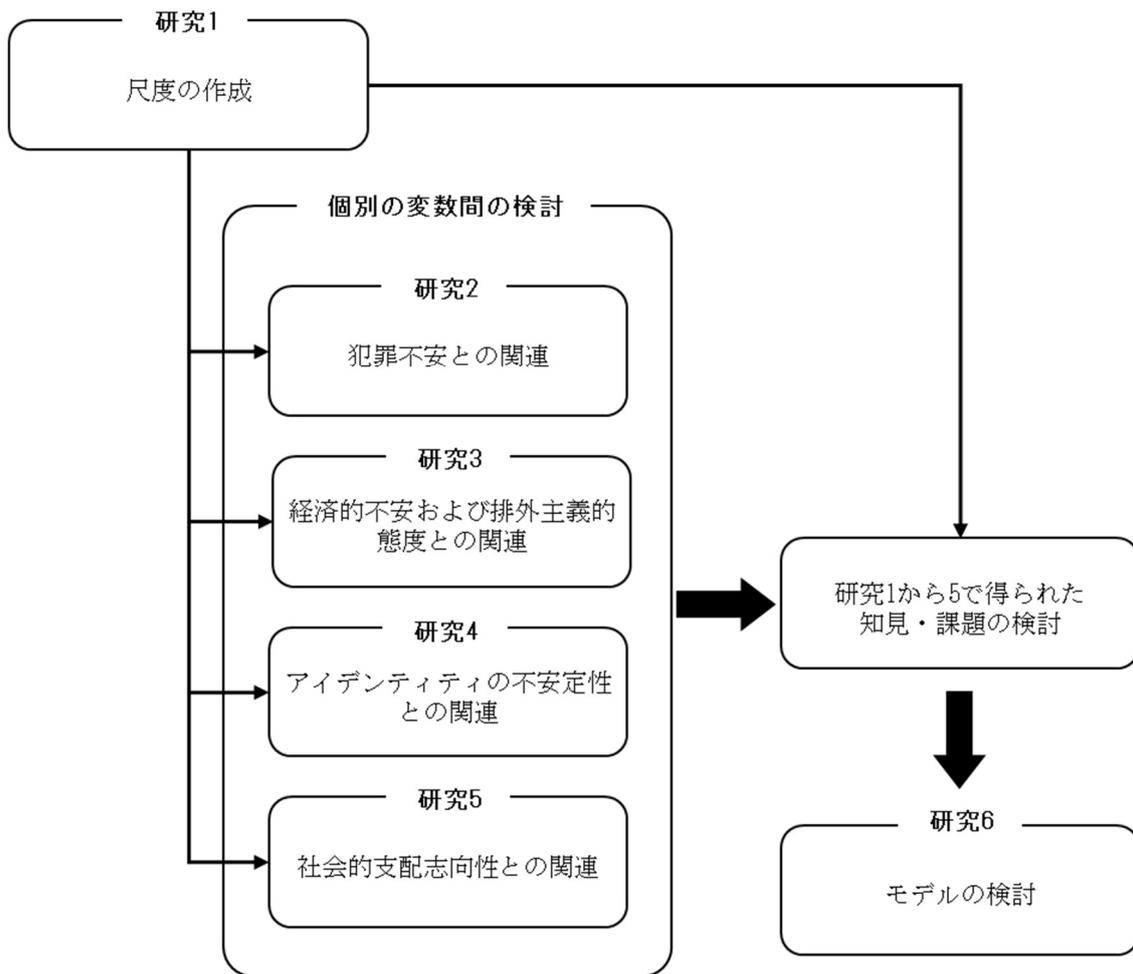


Figure 1-4 本論文の構成の概観

## 第2章 厳罰傾向の定義の検討と測定尺度の作成（研究1）

厳罰化は西欧諸国において大きな影響を及ぼした事象であり、その原因を説明しようとする研究はおびただしい数に上っている。そして、研究が行われている分野も犯罪学にとどまらず、社会学や政治学など多岐にわたる。

このように幅広い分野で多数の研究が行われてきたことは、一方で議論の厚い蓄積を生むこととなったが、他方で用いられている概念が分野や研究ごとに異なるという問題点も生じさせている。本論文の主題である厳罰傾向は *punitiveness* の訳語であるが、この *punitiveness* という概念は定義や尺度の混乱という問題点が顕著な概念の1つであり、その点が問題点として指摘されてきた（Adriaenssen & Aertsen, 2015; Maruna & King, 2009; Matthews, 2005; Walker, Hough, & Lewis, 1988）。

そこで本章では、ここまで厳罰傾向の訳を当てながらも明確な定義を行ってこなかった *punitiveness* という概念について行われた先行研究を社会／個人という軸と一般／個別という軸の2つの軸に沿って整理した上で、本論文で用いる「厳罰傾向」の定義を導出する（第1節）。第2節では、作成する尺度の理論的背景および下位概念について述べ、第3節以下では、それらに従って尺度を作成し、その信頼性および妥当性を検証する。

### 第1節 本研究で用いる厳罰傾向の定義の検討

#### 第1項 *Punitiveness* のレベル

##### 1. 社会／個人レベルの区別

まず社会レベルと個人レベルという軸が区別される必要がある（Green, 2009; Hamilton, 2014）<sup>18</sup>。社会レベルとは、刑罰システムにおいて厳罰的な立法や法改正あるいは運用がなされることを指す。第1章で概観した後期近代論に基づく理論的な研究はこのレベルに焦

---

<sup>18</sup> Kury, Kania, & Oberfell-Fuchs (2004) は、これらの水準を厳罰を求める個人の態度や感情などを指すマイクロレベル、メディアなどで流布される厳罰的な言説を指すマクロレベル、量刑をはじめとする運用面での厳罰を指す司法レベルに細分化し、さらに Kury, Brandenstein, Oberfell-Fuchs (2009) は厳罰的な立法や法改正を指す政治レベルを追加している。これらのうちマイクロレベルは本論文でいう個人レベルに概ね対応し、マクロレベル、政治レベル、司法レベルは社会レベルに対応すると思われる。

点を当てたものである。その他の研究としてたとえば Garland (2001) は、1970 年代以降の英米における収監率の急上昇や厳罰的な立法の頻発の原因を説明することに主眼を置き、後期近代的な社会的・政治的・経済的な変動が合わさることで「統制の文化」が出現したことがその原因であるとしている。さらに Pratt (2007) も同様にオーストラリアとニュージーランドで厳罰的な立法と収監率の増加がなぜ生じたのかを検討し、刑罰ポピュリズムの出現およびその背後にある政治やメディアの変容、被害者の影響力の増加などを挙げている。

また、国ないし地域間の法制度の相違を説明することに主眼を置く研究もある。たとえば Whitman (2003 伊藤訳 2007) は、なぜアメリカの刑罰制度が西欧のそれと比べてはるかに厳罰的であるのかを、両地域の身分構造の相違から説明している<sup>19</sup>。また、Green (2008) は、同じ時期に発生した別々の少年事件に対するイギリスとノルウェー社会の反応が全く異なったことを指摘し、その原因を両国の「政治文化」(Almond & Verba, 1963 石川・片岡・木村・深谷訳 1974) の相違に求めている。

この水準におけるより実証的な研究としては Blumstein, Tonry, & Van Ness (2014) がある。この研究では、犯罪認知件数に対する起訴数やそれに対する懲役を受ける者の数、刑期の平均をもとに国レベルの刑罰の厳しさを算出し、西欧諸国のそれと比較している。また、Hamilton (2014) は、政策（死刑の有無、刑期を増加させる法改正の有無など）と実践（刑務所人口、被告人の手続上の権利保護のパターンなど）に基づいて尺度を作成しアイルランド、スコットランド、ニュージーランドの刑罰の厳しさを比較している。

一方の個人レベルのものとは、たとえば質問紙法によって測定できるような個々の人が有する処罰感情を指す(Kury et al., 2004)。前章で紹介した Tyler & Weber (1982) や Hirtenlehner et al. (2016) はこちらのレベルに属する研究である。

## 2. 一般／個別レベルの区別

続いて区別される必要があるのは、一般レベルと個別レベルの軸である (e.g., McCorkle,

---

<sup>19</sup> 具体的には、西欧に強力な身分制度（貴族制）が存在したことが平民の権利を貴族並みに引き上げることを目指すモチベーションを生み出し結果として加害者の権利を守ることが重視されるようになった一方で、de Toqueville (1835–1840 松本訳 2005) が指摘したように建国当初から平等を建前としていたアメリカでは、そのようなモチベーションが生じずに加害者の権利の重視は西欧ほどには発展しなかったとしている。

1993)。個人レベルでの一般レベルの研究は、世論調査などにみられるように、法律や政策への全般的な支持を尋ねるものである。上で挙げた Tyler & Weber (1982) は、「(死刑は) 被害者や遺族に償う唯一の方法である」や「死刑は再犯が行われないことを保障する」などの項目を用いて死刑への支持を測定しており、典型的な一般レベルの測定法といえる。

個人レベルでの個別レベルの研究は、シナリオ法によって犯罪者や犯行の状況を提示することで、具体的な犯罪者に対してどの程度の量刑を求めるかを検討するものである。McCorkle (1993) は、一般レベルでの設問では罪種ごとに求められる量刑が異なる可能性を検討できないという問題点があるため、個別レベルでの検討を行うべきと主張している。また Mackey & Courtright (2000) は、回答者は一般レベルで尋ねた場合には個別レベルで尋ねた場合と比べてより厳罰的な回答をする傾向にあるため、世論を正しく汲み取れないという問題点を指摘している。Applegate, Cullen, Turner, & Sundt (1996) や Turner, Cullen, Sundt, & Applegate (1997) も類似した指摘を行っている。具体的な手法として McCorkle (1993) では、強盗や強姦、殺人などの6種の犯罪について数行程度の描写を提示し、それぞれについて「この犯罪者に関して最も考慮されるべきことは、自分の犯した罪について彼が厳しく罰せられるのを確実にすることだ」などの8項目を尋ねている。

一方の社会レベルの研究においても、個人レベルの研究においてほど明確ではないとはいえ、一般／個別の区別は見られる。たとえば Garland (2001) では、個別の政策を取り上げるのではなく、英米両国における政策や実践、意識の変化を含む全般的な厳罰化を検討することが目的であるとして、同研究が社会レベルかつ一般レベルに焦点を当てた研究であることを明確にしている。明言されてはいないものの刑罰システムの全般的な変動や現状を分析した上述の Pratt (2007) や Whitman (2003 伊藤訳 2007) などこのレベルの研究に含むことができる。他方の社会レベルの個別レベルの研究としては、カリフォルニア州における三振法という個別の法制の展開を描写した Zimring et al. (2001) などがある<sup>20</sup>。

---

<sup>20</sup> とはいえ、一般／個別という軸における区別は相対的なものである。たとえば、ある国における刑事法制の厳罰化は、死刑制度や三振法などの具体的な制度や法律による厳罰化と比べれば「一般」的なものであるが、ある地域（西欧など）における各国の刑事法制の厳罰化と比べれば「個別」的なものである。また、個人レベルにおいても、いくつかの罪種への量刑判断を合算し「厳罰指標」を作成した研究にみられるように (e.g., McCorkle, 1993), シナリオ法を用いているという点では「個別レベル」であるとしても、分析の手法という点で

## 第2項 本論文で用いる厳罰傾向の定義

以上のように、punitiveness という概念は、社会／個人という軸ならびに一般／個別という軸の2軸によって整理することができる (Figure 2-1)。この2軸の組み合わせによって、特定の国や地域、法圏において、①個別具体的に厳罰的な立法や法改正、あるいは運用がなされていることを指す「(個別の政策・運用における) 厳罰化」、②全般的に厳罰的な立法や法改正、あるいは運用がなされていることを指す「(全般的な政策・運用における) 厳罰化」(社会／一般レベル)、③個別具体的な犯罪者に対して厳罰的な運用がなされていることを指す「量刑判断」(個人／個別レベル)、④全般的な犯罪者に対して厳罰的な運用や法改正、立法がなされていることを指す「厳罰傾向」(個人／一般レベル) の4つのレベルが区別できる。

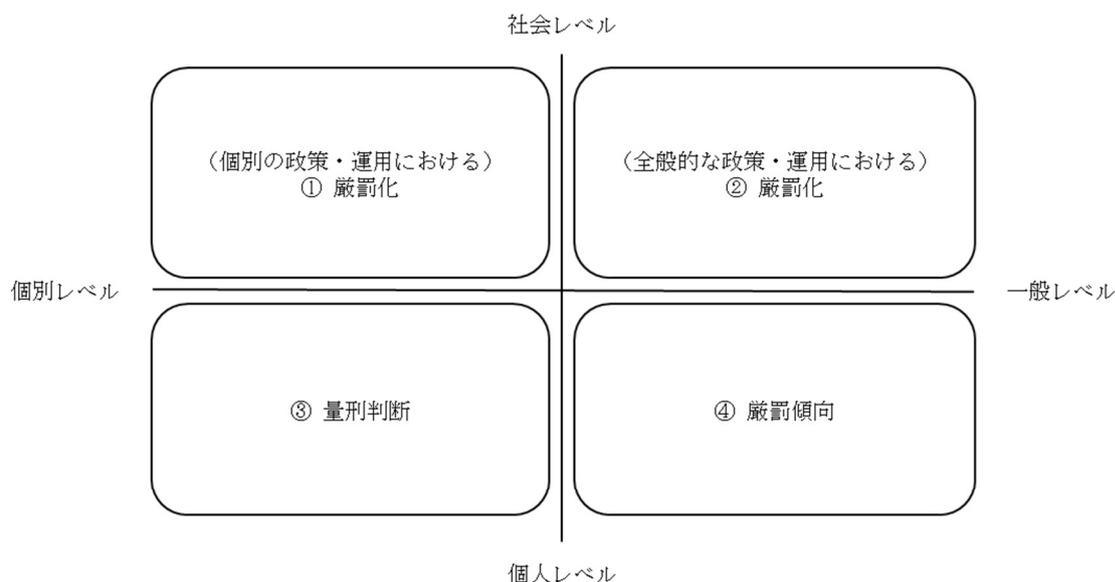


Figure 2-1 厳罰傾向および関連する概念の整理

このように先行研究を整理したとして次に問題となるのは、本論文においてどのレベルの punitiveness を検討の対象とするかであるが、本論文では、個人レベルかつ一般レベルでの punitiveness, すなわち Figure 2-1 における④厳罰傾向のみを検討の対象とする。言い換えれば、社会レベルおよび個別レベルは検討の対象としない。その理由を以下に述べる。

---

は「一般レベル」の性質を有している研究もある。

まず、社会／個人という軸において前者を除外する理由は以下の通りである。上で見たように、この水準について行われた研究は主として社会学や政治学に近い犯罪学 (e.g., Garland, 2001; Young, 1999 青木他訳 2007) などの社会や制度に着目することの多い分野で行われてきた。このことが示唆するように、実際の政策がどのような形をとるかは人々の心理のみでなく、政策決定の状況を取り巻く社会経済的な文脈や力動によって大きく影響される。したがって、この水準の研究に対して心理学的な検討を行なうことは質的な手法などを用いれば不可能ではないにせよ、極めて困難である。そのため、社会的な水準は心理学的手法を用いた調査の遂行可能性の低さを鑑み除外する。

次に、一般／個別という軸において後者を除外する理由について述べる。まず、前節で述べたように、一般／個別レベルの研究には、第一に罪種ごとの相違を検討できないこと、第二に厳罰傾向が過大に評価されることといった課題が指摘されていた (Applegate et al., 1996; McCorkle, 1993; Mackey & Courtright, 2000; Turner et al., 1997)。しかし、このような問題点を指摘している研究者 (Applegate や Cullen) 自身も一般レベルでの研究を多々行っている (e.g., Applegate, Davis, & Cullen, 2009)。このことが示唆するように、これら2つのレベルの研究はどちらがより優れているというものではなく、相互に補完的なものであると考えるべきである。

また、現在の日本の研究の蓄積状況を見ると、量刑判断に関する研究は裁判員制度が2009年に導入されたことを背景に極めて多くの心理学的研究が行われている (e.g., Fujita, 2018; 福井, 2011; 板山, 2014; 伊東, 2019; 白岩, 2019; 若林, 2016; 綿村・分部・佐伯, 2014; 綿村・分部・高野, 2010)。それに対し、厳罰傾向に焦点を当てた研究は日本においてはほとんど皆無である。

以上のことから、本論文では、社会レベルの研究は研究の遂行可能性の低さからまず研究の対象から外す。そして、一般レベルの研究と個別レベルの研究はその意義という点において等価であるが、個別レベルの研究は日本においても多く行われているのに対し一般レベルの研究はほとんど行われていないという事情から、一般レベルの研究に焦点を絞る。言い換えれば、本論文では、個人レベルでの一般的な punitiveness, すなわち厳罰傾向を検討の対象とする。

### 第3項 厳罰傾向と刑罰目的および治療傾向との関連

個人／一般レベルの厳罰傾向を検討するにあたって定義の上で問題となるのは、第一に

刑罰目的を厳罰傾向の定義に含めるか、第二に治療傾向を厳罰傾向の定義に含めるかの2点である。以下それぞれ詳述する。

## 1. 刑罰目的信念との関連

第一の問題点は、厳罰傾向の定義の中に刑罰目的に関する信念（以下、刑罰目的信念と呼ぶ）、言い換えれば「どのような目的で厳罰を求めるか」という要素を含めるかどうかである。つまりたとえば応報や無害化（*incapacitation*）といった刑罰目的信念<sup>21</sup>を、厳罰傾向と概念上不可分のものを見なすか、見なさないかという議論である。

厳罰傾向に刑罰目的信念を明確に含む定義としては Mackey & Courtright (2000, p. 430; Courtright & Mackey, 2004, p. 317) がある。この研究では厳罰傾向は「制裁および刑罰に対する態度であり、応報や無害化を含み、犯罪者の改善更生への配慮を欠くもの」と定義されている<sup>22</sup>。Reuband (2015) も、一般レベルでの厳しい刑罰への支持と個別の事件における量刑判断と並んで、威嚇や社会防衛といった「刑罰思想」を含むものとしてとらえている。類似した定義をとる研究としては、応報信念を厳罰傾向の定義に含む Gault & Sabini (2000, p. 499) や Duffee & Ritti (1977, p. 457) がある。このように明確な形で定義に含まれていないとしても、応報信念を測定する項目を厳罰傾向の尺度に含んでいる研究は他にも多数存在する (e.g., Chen, 2016; Falco & Martin, 2012; 板山, 2012, 2014)。

一方、刑罰目的信念を含むことを明確に否定する研究としては Maruna & King (2009) がある。この研究では、厳罰傾向は「その目標が何であれ、より厳しい犯罪制裁と犯罪政策へ

---

<sup>21</sup> 刑罰目的の代わりに「刑罰動機 (motivation for punishment)」の語も用いられる (e.g., Carlsmith, Darley, & Robinson, 2002) が、「どのような『目的』で刑罰を科すか」あるいは「どのような『動機』で刑罰を科すか」という単なる表現上の相違に過ぎないため、区別する必要はないと思われる。また、刑法学では、しばしば刑罰目的の代わりに「刑罰の正当化根拠」といった表現も用いられるが (e.g., 西田, 2019, p. 16), これも「何を目的とすることによって刑罰の賦課が正当化されるか」という力点の置き方の相違に過ぎず、実際、刑罰目的と正当化根拠の表現を併記するものもあるため (e.g., 山口, 2018, p. 3), これも区別する必要はないと思われる。

<sup>22</sup> 具体的な項目としては、「犯罪者は、自らの犯罪の報いを受けさせるために、厳しく罰せられなくてはならない」などの項目が含まれている (Mackey & Courtright, 2000)。

の支持」(p. 9) と定義されている。Maruna & King (2009) は刑罰目的を厳罰傾向の定義に含むべきではない理由として以下の2点を挙げている。第一に、特定の刑罰目的信念と厳罰傾向の結びつきは論理必然的なものではないため、応報などの刑罰目的信念を厳罰傾向に含むことは概念の不明確化につながることである。第二に、厳罰傾向が何らかの目的のために求められると考えることは厳罰傾向が何らかの目的のための「道具的なもの」(c.f., Tyler & Weber, 1982) であることを前提とするが、この前提は妥当ではないことである。

第一の理由については、応報刑論は厳罰と同視されることも多いが(Cavadino et al., 2020), 応報刑論をとる論者である von Hirsch (1976) の政策提案にみられるように、応報を刑罰の目的としながらもより厳しくない刑罰を擁護する立場もありうる。また、目的刑論にしても無害化などの手段が厳罰と結びつくことは往々にしてあり、改善更生という手段も改善更生という理念に対する批判者が主張したように(e.g., American Friends Service Committee, 1971), 保安処分の導入や不定期刑の多用などを通じて厳罰と結びつくことは十分にありうる<sup>23</sup>。さらに第二の理由についても、前章で述べたように、厳罰傾向が何らかの具体的な目標(たとえば犯罪率の低下)の達成を目的とする「道具的なもの」であるのか、そのような具体的な目標を持たずに求められる「象徴的なもの」であるのかについては議論があり(Tyler & Weber, 1982; Tyler & Boeckmann, 1997), 無批判に「道具的なもの」とみなすことには問題がある。以上の理由から Maruna & King (2009) の主張は妥当であると思われる。そのため、本研究では、厳罰傾向の定義に刑罰目的の要素は含めないこととする。

## 2. 治療傾向との関連

第二の問題点は、改善更生という理念(Allen, 1981)を支持する態度を厳罰傾向の定義に含めるかどうかである。改善更生の具体的な内容については基本的に同意があり、犯罪者の「訓練, 教育, カウンセリング」(Rosenberger & Callanan, 2011, p. 441)を通じて、犯罪者の「性格, 人格, 態度への根本的変革を行う」(Allen, 1978, p. 148)ことである(c.f., Cavadino et al., 2020)。本論文では以下このような政策を支持する態度を、厳罰傾向と対応させて「治療傾向」と呼ぶこととする。

1つの研究の流れとしては、治療傾向を持たないこと(ないし低いこと)を厳罰傾向の定

---

<sup>23</sup> このような事態の日本における歴史的事例は、治安維持法下において思想犯が思想改良の名の下に恣意的な保安処分を受けたこと(中澤, 2012; 内田, 2017)である。

義に含めるものがある (Matthews, 2005)。たとえば Langworthy & Whitehead (1986, p. 575) は、厳罰傾向を「治療は機能しておらず、……犯罪者は罰せられるべきである」という考え方として概念化している。また、刑罰目的に関してと同様に、定義には反映させないにしても、測定項目においては治療傾向を測定する項目を厳罰傾向を測定する尺度の逆転項目として含めている研究は複数存在する (e.g., 板山, 2012, 2014)。

このような研究が存在する一方で、大多数の研究は、治療傾向と厳罰傾向を別次元のものと捉えている。そのような研究の嚆矢は Cullen, Clark, Cullen, & Mathers (1985) である。この研究では、「犯罪者は社会を害したのだから罰せられるべきだ」などの厳罰傾向を測定する項目と、「成年の犯罪者に対する治療は役に立たない」などの治療傾向を測定する項目は別個の尺度として構成されている。また、Cullen を中心とした研究グループはその後の研究 (Cullen, Cullen, & Wozniak, 1988) でも治療傾向を別個の尺度とした上で調査を行い、一般市民は確かに厳罰を求めているが他方で治療も求めていることを示し、市民が全面的に厳罰的であるという考えは「神話」にすぎないと結論づけている。この結論はその後の研究においても繰り返し裏付けられている (e.g., Adriaenssen & Aersten, 2015; Cullen & Gilbert, 2012; McCorkle, 1993; Roberts & Hough, 2002 の各論文; Sprott, 1999)。

このように厳罰を支持しつつも治療をも求める市民が一定数存在することを示唆する研究が多数存在することを考えれば、治療傾向と厳罰傾向を同一の次元上に位置づけそのような層を無視することは、市民の意識を正確にとらえることができない上、研究の幅を狭めることにもなり、妥当でないと思われる。よって、本論文では、厳罰傾向の定義に治療傾向の程度は含めないこととする。

### 3. 小括

以上、本論文で対象とする *punitiveness* のレベルは一般／個別レベルの厳罰傾向であること、そしてその定義には、刑罰目的と改善更生への支持は含まないことを述べてきた。これらのことから、本論文で用いる厳罰傾向の定義は「刑罰目的にかかわらず、より厳しい刑事制裁や犯罪政策を支持すること」(Maruna & King, 2009, p. 9) である。

## 第 2 節 作成尺度の理論的背景と下位概念

日本で作成された厳罰傾向を測定する尺度としては、白井 (2010) と板山 (2012, 2014) がある。前者は個別のシナリオに対して求められる刑罰 (量刑) の程度を合算したものであ

るため、個別レベルの尺度としての性質が強い。後者は「裁判所は犯罪者に対して甘すぎると思う」などの抽象的な項目に対する賛否を尋ねるものであるため、一般レベルの尺度である。また同尺度には「裁判では、加害者の社会復帰を優先するべきだと思う」（逆転項目）のような改善更生への支持を問う項目や、「犯罪に対してはそれ相応の罰をもって償うべきだと思う（目には目を、歯には歯を）」<sup>24</sup>という応報刑論という刑罰目的を想起させる項目も含まれている。

上述の厳罰傾向の定義からすれば、これらの尺度は、白井（2010）は一般レベルでないという点で、板山（2012, 2014）は刑罰目的および治療傾向を含んでいるという点で、本論文で測定すべき構成概念と合致しない。そこで先行研究に依拠しつつも新たに項目を作成する必要がある。その目的に際し本研究では、法学における刑法の謙抑性の議論を参考し、より詳細な因子構造を抽出することで、先行研究を補いたい。

刑法の謙抑性とは、刑法が違反に対する最後の手段としてのみ用いられることを指す。これは「刑罰権の国家権力のもっとも強力かつ露骨な発現であるから、これに対して個人の人權を保障するために」必要とされる（団藤, 1990, p. 14）。これに関して平野（1966）は、刑法の謙抑性に含まれる3つの要素を挙げている。その3つの要素とは、第一に刑法の補充性であり、これは地域社会によるインフォーマルなコントロールや民事的な介入が不十分である時にのみ適用できる最後の手段という性質を指す。第二の要素は、断片性であり、これは刑法が社会の「人倫の体系」のすべてをカバーするものではないという性質を指す。そして第三の要素である寛容性とは、刑罰の必要性が乏しい時には刑法を適用しないという性質を指す。近年における刑事立法の特徴は、これらの3つの要素における謙抑性が弱まった結果、すなわち、刑法の補充性が失われ早期化し、断片性が失われ拡大化し、寛容性が失われ厳罰化した結果生じたものと考えられることができる。

多くの法学者（平野, 2001; 瀬川, 2005; 田宮, 1998）によって2000年前後には刑事立法が活発化したことが指摘されたが、その中で松原芳博（2017）や高橋（2018）は、その時期の特徴として、刑罰の厳罰化、早期化、拡大化という特徴が見られたことを指摘している。以上3つの要素は、これらの特徴と一致しており、刑法の謙抑性の議論は、現在にも適用可能な議論だと考えられる。このような議論に従えば、市民の意識においても厳罰傾向は単一の

---

<sup>24</sup> なおこの項目は板山（2012）では尺度に含まれているが、板山（2014）では因子負荷量が低かったことにより尺度から除外されている。

因子によって構成されるのではなく、複数の因子を有するものと捉える必要があろう<sup>25</sup>。

また、本論文では厳罰傾向の定義に治療傾向は含まれないが、治療傾向は厳罰傾向と関連づけて論じられることが多いため、厳罰傾向と対応づけて尺度を作成しておくことが有益と思われる。さらに、アメリカにおける治療主義の批判者(American Friends Service Committee, 1971; Quinney, 1970) や Foucault (1975 田村訳 1977) が主張したように、改善更生は訓練や教育という手段によって行われるという点で刑罰の賦課とは異なるといえ、一種の国家権力の強制的な行使であるという特徴を刑罰と共有している。その点で以上の議論は、厳罰的な刑事司法への支持だけではなく、改善更生を志向する刑事司法への支持についてもある程度当てはまると思われる。そのため治療傾向についても同様に、「治療の推進化」「治療の早期化」「治療の拡大化」という3つの要素を想定した。本節の考察から得られた刑事司法に対する態度尺度に含まれるべき下位因子の定義を Table 2-1 に示す。

Table 2-1  
刑事司法に対する態度に含まれる諸要素の定義

上位要素	下位要素	定義
厳罰傾向	刑罰の厳罰化	犯罪の取り締まりを、より厳しい手段で行なうことを支持する態度
	刑罰の早期化	より早い段階で、何らかの行為を刑罰という手段によって取り締まることを支持する態度
	刑罰の拡大化	より多くの行為を、刑罰という手段によって取り締まることを支持する態度
治療傾向	治療の推進化	犯罪者に対する教育や治療を、より推進することを支持する態度
	治療の早期化	より早い段階で、何らかの行為に対して教育や治療を行うことを支持する態度
	治療の拡大化	より多くの行為に対して、教育や治療を行うことを支持する態度

本研究は、上述の6つの要素を含んだ、刑事司法に対する態度を測定する尺度を作成し、その信頼性と妥当性を検証することを目的とする。

ただしこのように分類された6つの要素は理論的見地から導出されたものであり、専門

<sup>25</sup> 厳罰傾向の多次元性を示唆する研究として、Maguire & Johnson (2015) は、刑事政策への一般市民の態度が、犯罪者の教育などを求める「進歩的な政策」への支持、厳罰的な政策への支持、警察官による現行犯での射殺などの「超法規的な手段」への支持の3因子構造をもつことを報告している。

家ではない人々が実際に持つ態度の構造とは異なる可能性がある<sup>26</sup>。そのため一般の人々が刑事司法に対して実際に有する態度の構造を明らかにすべく、以下の分析ではまず適当な因子数を探索し、そののちに当該尺度の信頼性および妥当性を検討する。信頼性については、内的一貫性の観点から Cronbach の  $\alpha$  係数を算出して検討する。妥当性については、併存的妥当性の観点から、刑事司法に対する態度尺度との関連が予測される 3 つの構成概念を測定する項目との Pearson の積率相関係数を算出して検討する。具体的には、厳罰志向性尺度（板山 2014, p. 89）、改善更生への支持を測定する項目（Cullen et al. 1985）、犯罪者に対する責任帰属を測定する項目（Cullen et al., 1985）を使用する。くわえて厳罰傾向に関するこれまでの研究では、性差が検討の対象とされることが多かったため（e.g., Gault & Sabini, 2000）、本研究でも各下位因子間の性差を検討する。

併存的妥当性の検証には、以下 3 つの項目を用いる。厳罰志向性尺度は、刑罰目的および治療傾向（の逆転項目）を含んでいるとはいえ、本分析で測定しようとしている構成概念のうち、厳罰傾向に含まれる因子と類似した概念を測定している。そのため、厳罰傾向の下位因子と正の相関を示すことが予測される。

また、Cullen et al.（1985）が作成した改善更生への支持を測定する項目は、刑事司法にとって犯罪者の改善更生が正当で価値ある目標と見なすかどうかを測定するものである。これらの項目は、本尺度における治療傾向と類似した概念を測定していると考えられるため、治療傾向の下位因子と正の相関を示すことが予測される。

くわえて、これまでの研究では、犯罪の責任を犯罪者本人に帰属させる回答者ほど厳罰傾向的であり（Hartnagel & Templeton, 2012; Maruna & King, 2009; Sims, 2003）、その責任を社会や環境に帰属させる回答者ほど治療傾向的になることが示されている（Cullen et al., 1985）。そのため、Cullen et al.（1985）が作成した 7 つの項目を用いて、犯罪者に対する原因帰属と刑事司法に対する態度尺度の関連を検討する。これらの項目は、数値が小さいほど犯罪者本人に責任を帰属し、数値が大きいほど社会や環境に責任を帰属することを示している。これらの項目は、厳罰傾向の下位因子と負の相関を示し、治療傾向の下位因子とは正の相関を示すことが予測される。

---

<sup>26</sup> 刑事司法の専門家の認識と一般市民の認識が異なることは、幅広い領域で報告されている（e.g., 戴・大淵・石毛, 2006; 中谷内・島田, 2008; 司法研修所, 2007）。

## 第3節 方法

### 第1項 調査対象者

関東地方の私立大学2校の講義後に質問紙を配布し、その場での回答を求めた。調査は、2016年6月に行われた。刑事司法に対する態度尺度のすべての項目に答えた回答者を分析の対象とした。その他の項目についての欠損値はペアワイズで削除した。最終的な調査協力者は大学生317名（男性103名、女性202名、不明12名、平均年齢19.9歳、 $SD=3.86$ ）であった<sup>27</sup>。

### 第2項 調査内容

質問紙には以下4つの尺度とフェイスシート項目（年齢、性別）が含まれた。厳罰志向性、改善更生への支持、犯罪者に対する責任帰属は刑事司法に対する態度尺度の妥当性を検証するために用いた。

#### 1. 刑事司法に対する態度

上述の理論的枠組みに従い、「刑罰（治療）の厳罰化（推進化）」（各5項目）、「刑罰（治療）の早期化」（各4項目）、「刑罰（治療）の拡大化」（各4項目）の6つの要素が含まれることに注意しつつ、合計26の項目からなる質問紙を作成した。「刑罰の厳罰化」に関する項目の作成・選定にあたっては、板山（2014, p. 89）の厳罰志向性尺度を大きく参考にした。厳罰傾向と治療傾向に含まれる項目は、「人に不安を与える行為をした時点で、刑罰を科せるようにすべきだ（刑罰の早期化）」と「人に不安を与える行為をした時点で、予防のための援助を行なうべきだ（治療の早期化）」のように、対応させた。項目は、2015年7月から11月にかけて行われた予備調査（ $N=375$ ）で項目を選定し、設問のわかりやすさや包括性を考慮しつつ、心理学を専門とする教員1名と大学院生4人との合議を経て、最終的に決定された。作成された質問項目に、「全くそう思わない」（1）から「非常にそう思う」（6）

---

<sup>27</sup> 回答者の所属学部を尋ねる項目を設定しなかったため正確な人数は把握できないが、質問紙の欄外に法学の見地からのコメントを残した回答者がいたことから、サンプルにはごく少数であるが法学の知識がある学生が含まれたと考えられる。これらの調査協力者の回答が結果に何らかの影響を与えた可能性も考えられるが、教育の有無による刑事司法への態度の影響などが本研究の目的ではないため、すべての回答を区別せず分析に含めた。

の 6 件法での回答を求めた。

## 2. 厳罰志向性尺度

犯罪者に対して厳しい罰を求める傾向を測定する尺度である（板山, 2014, p. 89）。「凶悪な加害者でも人権は尊重される必要がある」（逆転項目）など 9 項目に対し、5 件法で回答を求めた。得点の高さは厳罰志向性の強さを示す。

## 3. 改善更生への支持<sup>28</sup>

Cullen et al. (1985) が作成した 9 項目を用いて測定された (Table 2-2)。「犯罪者の改善更

Table 2-2  
改善更生への支持の平均値 (SD)

項目	M	(SD)
犯罪者に社会復帰や更生のための援助をすることは、彼らに罰を与えるのと同じくらい重要なことだ	4.68	(1.37)
大人の犯罪者に社会復帰のための援助をしたところで、結局その試みはうまくいかない <sup>a</sup>	4.10	(1.34)
受刑者に社会復帰や更生のための援助をしても意味がないことは、これまで明らかにされてきた <sup>a</sup>	4.50	(1.21)
犯罪者を社会の犠牲者であると考えてのをやめ、犯罪の被害者にもっと関心を払うべきだ <sup>a</sup>	3.43	(1.27)
刑務所で現在行われている教育プログラムを、さらに充実させることに賛成だ	4.72	(1.23)
日本の犯罪問題に対する唯一の効果的で人間的な対策は、犯罪者の社会復帰を進めることだ	3.88	(1.28)
犯罪者のための援助が上手くいっていないのは、資金が足りないからだ。もし十分な資金があれば、これらのプログラムは上手くいくだろう	3.60	(1.13)
私たちの社会で犯罪を減少させる唯一の方法は、犯罪者を罰することであって、犯罪者の社会復帰を進めることではない <sup>a</sup>	4.47	(1.43)
犯罪者の改善更生を重視することは、罰せられるべき犯罪者を見逃すことだ <sup>a</sup>	5.06	(1.41)

注) 数値は逆転後の値を示す。レンジ: 1 (まったくそう思わない) - 7 (とてもそう思う)。

<sup>a</sup> 逆転項目を示す。

<sup>28</sup> この尺度および次の犯罪者に対する責任帰属には日本語版がないため、筆者がまず独自に翻訳した後、上と同様の教員 1 名と大学院生 4 人との合議によって確定した。邦訳に際しては、原文に忠実であることよりも、日本の状況に即した形にし、調査協力者に質問の意味を容易に理解してもらえるものにするよう留意した。たとえば Cullen et al. (1985) の尺度では、rehabilitation の語が用いられているが、「改善更生」だけでは一般の人々に理解してもらいにくいと考えたことから、「社会復帰」や「更生」などの語を併用することで、理解してもらいやすくなるよう配慮した。

生を重視することは、罰せられるべき犯罪者を見逃すことだ（逆転）」など9項目に対して7件法で回答を求めた。得点が高いほど更生を重視する刑事司法を支持することを示す。

#### 4. 犯罪者に対する責任帰属

同様に Cullen et al. (1985) が作成した7項目を用いて測定された (Table 2-3)。これらの項目は、犯罪の責任を犯罪者自身に帰属させるか、社会や環境に帰属させるかを測定するものであり、「ほとんどの犯罪者は、自分の意志で法律を破る」などが含まれる。これらの項目に7件法で回答を求めた。得点が高いほど、社会や環境ではなく犯罪者自身に責任を帰属させることを示す (具体的な項目は Table 2-3 を参照)。

Table 2-3  
犯罪者に対する責任帰属の平均値 (SD)

項目	M	(SD)
犯罪の主要な原因は貧困である <sup>a</sup>	3.93	(1.36)
ほとんどの犯罪者は、精神的に不幸な生活を送っている人だ <sup>a</sup>	3.67	(1.29)
ほとんどの犯罪者は、自分の意志で法律を破る	4.05	(1.33)
ほとんどの犯罪者は、不幸な幼少期を過ごした人だ <sup>a</sup>	4.06	(1.35)
ほとんどの犯罪者は、恵まれない家庭で育った人だ <sup>a</sup>	4.00	(1.32)
法律を破るほとんどの人は、「今の日本では犯罪をすれば得になる」と思っているから犯罪をする	3.14	(1.30)
ほとんどの犯罪者は、自分は捕まらないと思っているから犯罪をする	3.45	(1.41)

注) 数値は逆転後の値を示す。レンジ: 1(まったくそう思わない) — 7(とてもそう思う)。

<sup>a</sup> 逆転項目を示す。

## 第4節 結果

### 第1項 探索的因子分析

理論的見地から導出された6つの要素は、実際のデータには当てはまらない可能性があるため、まず探索的因子分析によって因子構造を把握することを目指した。因子数の決定については、カイザー基準とスクリー基準に加えて、対角 SMC 平行分析と最小平均偏相関 (minimum average partial correlation: 以下 MAP) を用いた (堀, 2005)。これら四つの基準によって提案される因子数が、4因子 (スクリー基準, MAP) と5因子 (カイザー基準, 対角 SMC 平行分析) で分かれたため、4因子解, 5因子解, くわえて理論的想定に従い6因子解を想定し、それぞれについて因子分析 (最尤法・プロマックス回転) を行った。因子負荷量の絶対値が.400 以下の項目およびそれに対応する項目を繰り返し削除した結果得られた項

目について確認的因子分析を行い、適合度を算出した。その結果、4因子解の情報量基準 ( $\chi^2$  (203) = 503.52, CFI = .913, RMSEA = .068, AIC = 603.52) は、5因子解の場合 ( $\chi^2$  (242) = 615.01, CFI = .900, RMSEA = .070, AIC = 731.01) と6因子解の場合 ( $\chi^2$  (284) = 757.08, CFI = .879, RMSEA = .073, AIC = 891.08) よりも良好だった。6因子解も採択不能な適合度ではないが、適合度と情報量基準は4因子解の方が良好であったため、以下では4因子解で分析を進め

Table 2-4  
刑事司法に対する態度尺度の因子分析結果 (最尤法・プロマックス回転)

	F1	F2	F3	F4	P <sup>b)</sup>
<b>F1 刑罰の厳罰化 (<math>\alpha = .90</math>)</b>					.52
kg 犯罪者に対する判決をもっと厳しくするべきだ <sup>a</sup>	<b>.91</b>	-.12	-.03	.11	.59
kg 私が裁判官なら、今以上に厳しい罰を犯罪者に与えたい <sup>a</sup>	<b>.88</b>	-.03	-.02	.03	.42
kg なぜ犯罪者への刑罰があんなに軽いのかと疑問に思う <sup>a</sup>	<b>.78</b>	.10	.00	.00	.55
kg 犯罪をした人に与えられる刑期は短すぎる <sup>a</sup>	<b>.68</b>	.09	-.02	-.09	.61
kg 犯罪者への罰は厳しくすればするほどよい	<b>.58</b>	.22	-.10	-.01	.41
<b>F2 刑罰の早期拡大化 (<math>\alpha = .83</math>)</b>					.28
ks 人に不安を与える行為をした時点で、刑罰を科せるようにするべきだ	-.16	<b>.86</b>	.00	-.02	.27
ks 人に不安を与える行為を行った段階で、法律で処罰できるようにするべきだ	.01	<b>.74</b>	-.03	.07	.30
kk 単に他人に迷惑をかけるだけの行為であっても、法律で処罰できるようにするべきだ	.05	<b>.70</b>	.03	.03	.29
kk 単に常識やモラルを傷つけるだけの行為であっても、逮捕できるようにするべきだ	.09	<b>.66</b>	.04	-.02	.26
ks 人に迷惑をかける行為を行った時点で、逮捕できるようにするべきだ	.18	<b>.55</b>	.11	-.00	.31
ks 実際に犯罪が起きる前に、刑罰を科せるようにするべきだ	.07	<b>.47</b>	-.03	-.03	.27
<b>F3 治療の推進化 (<math>\alpha = .87</math>)</b>					.56
csu なぜ犯罪者の社会復帰を重視しないのかと疑問に思う	-.02	.10	<b>.83</b>	-.06	.48
csu 犯罪者に対して社会復帰や更生のための援助を、もっと行なうべきだ	.01	-.10	<b>.82</b>	.12	.63
csu 犯罪をした人に対して行われる、社会復帰のための援助は少なすぎる	-.01	.07	<b>.74</b>	.06	.56
csu 私が裁判官なら、今以上に犯罪者の社会復帰を重視した判決を下したい	-.08	.09	<b>.69</b>	-.16	.46
csu 犯罪者の社会復帰や更生のための援助は、充実させればさせるほどよい	-.04	-.12	<b>.58</b>	.17	.65
<b>F4 治療の早期拡大化 (<math>\alpha = .81</math>)</b>					.70
ck 単に他人に迷惑をかけるだけの行為をする人にも、生活を改めさせるための援助を行なうべきだ	-.13	.01	-.07	<b>.85</b>	.59
cso 人に不安を与える行為を行なった段階で、生活を改めさせるための援助を行なうべきだ	-.09	.07	-.10	<b>.81</b>	.56
cso 人に不安を与える行為をした時点で、予防のための援助を行なうべきだ	-.03	.14	.00	<b>.73</b>	.62
cso 人に迷惑をかける行為を行った時点で、そのような行為をしないよう教育を行なうべきだ	.07	.06	.03	<b>.53</b>	.81
ck 単に常識やモラルを傷つけるだけの行為をする人にも、そのような行為をしないよう教育を行なうべきだ	.17	-.04	.12	<b>.46</b>	.78
cso 実際に犯罪が起きる前に、予防のための援助を行なうべきだ	.18	-.23	.10	<b>.43</b>	.87

注) 各項目文頭の略号は、kg: 「刑罰の厳罰化」、ks: 「刑罰の早期化」、kk: 「刑罰の拡大化」、csu: 「治療の推進化」、cso: 「治療の早期化」、ck: 「治療の拡大化」をそれぞれ想定して作成されたことを示す。

<sup>a</sup>板山 (2014) の厳罰志向性尺度をもとに作成した項目を示す。

<sup>b</sup>「非常にそう思う」「かなりそう思う」「どちらかと言えばそう思う」と答えた回答者の割合を示す。

た。最終的な項目数は 22 となった (Table 2-4)。

第 1 因子および第 3 因子には、「刑罰の厳罰化」と「治療の推進化」として想定した項目のみが含まれた。そのため、これらの因子を想定通り「刑罰の厳罰化」および「治療の推進化」と名付けた。また、第 2 因子および第 4 因子に含まれた項目は、「刑罰（治療）の早期化」「刑罰（治療）の拡大化」の項目だった。つまり刑罰と治療の「早期化」と「拡大化」として想定した項目が、それぞれあわさり一つの因子を形成していた。このことから、それらの因子を「刑罰（治療）の早期拡大化」と命名した。したがってこれらの因子の構成概念は、「より早い段階で、より多くの行為を刑罰（教育や治療）という手段によって取り締まることを支持する態度」である。各因子の Cronbach の  $\alpha$  係数は  $\alpha > .81$  であり、十分な値を示した。

## 第 2 項 性差の検討

Welch の  $t$  検定を用いて、各下位因子の性別ごとの得点に有意差が見られるかを検討し、効果量 (Hedges'  $d$ ) を算出した (Table 2-5)。その結果、「刑罰の早期拡大化」因子の得点のみに有意差が見られ、男性と比べて女性の方が刑罰の早期拡大化を支持することが示された。

Table 2-5  
性別による刑事司法に対する態度尺度の Welch の  $t$  検定の結果

	男性 ( $n = 103$ )		女性 ( $n = 202$ )		$t$ (df)	Hedges' $d$
	$M$	( $SD$ )	$M$	( $SD$ )		
刑罰の厳罰化	3.52	1.19	3.58	0.97	$t$ (172.01) = 0.41	.05
刑罰の早期拡大化	2.71	0.89	2.97	0.74	$t$ (171.70) = 2.53 **	.33
治療の推進化	3.68	1.06	3.63	0.85	$t$ (169.81) = 0.38	.05
治療の早期拡大化	3.81	0.79	3.97	0.72	$t$ (189.55) = 1.64	.20

\*\*  $p < .01$ 。

## 第 3 項 併存的妥当性の検討

作成した尺度の併存的妥当性を検討するために、厳罰志向性尺度に加え、犯罪の責任帰属スタイル尺度ならびに治療尺度との相関を算出した (Table 2-6)。想定通り、厳罰傾向の下位要素である「刑罰の厳罰化」ならびに「刑罰の早期拡大化」は、厳罰志向性 ( $r_s = .79, .35$ ) と犯罪者に対する責任帰属 ( $r_s = .18, .20$ ) と有意な正の相関を示した。また治療傾向の下位

要素である「治療の推進化」ならびに「治療の早期拡大化」は、改善更生への支持と有意な正の相関を示し ( $r_s = .75, .20$ )、犯罪者に対する責任帰属とは有意な負の相関を示した ( $r_s = -.22, -.15$ )。

Table 2-6  
刑事司法に対する態度尺度の下位因子と他尺度との相関

	1	2	3	4	5	6	7
1 刑罰の厳罰化							
2 刑罰の早期拡大化	.48 **						
3 治療の推進化	-.39 **	-.11 †					
4 治療の早期拡大化	.08	.34 **	.37 **				
5 厳罰志向性尺度	.79 **	.35 **	-.57 **	-.04			
6 更生への支持	-.59 **	-.28 **	.75 **	.20 **	-.71 **		
7 犯罪者に対する責任帰属	.18 **	.20 **	-.22 **	-.15 **	.23 **	-.37 **	
<i>M</i>	3.57	2.88	3.64	3.92	3.20	4.26	3.76
<i>SD</i>	1.05	0.80	0.92	0.74	0.69	0.81	0.72
$\alpha$	.90	.83	.87	.81	.88	.80	.64

\*\*  $p < .01$ , †  $p < .10$ .

## 第5節 小括

本研究では、刑事司法に対する態度を測定する尺度を作成し、その信頼性および妥当性を検証することを目的とした調査を行った。法学における理論的枠組みを援用し、刑事司法に対する態度に含まれる6つの要素を想定した項目を作成し、質問紙による調査を行い、非専門家である大学生が刑事司法を実際にどのように捉えているかを明らかにした。その結果、一定の信頼性と妥当性を有する尺度が作成された。

本論文の目的と関連して得られた示唆は以下の2点である。第一に、より早い段階での刑罰の賦課を支持する「刑罰の早期化」と、より幅広い行為に対する刑罰の賦課を支持する「刑罰の拡大化」は、独立した因子としては抽出されず、大学生の態度においては峻別されていないことが示唆された。とはいえ、たとえば近年話題になったテロ等準備罪によって新たに犯罪になった行為が、行為の準備行為を行ったというより早い段階で犯罪とされるようになったのか、それとも以前は犯罪ではなかった準備行為も含む形でより多くの行為が犯罪とされるようになったのかを峻別するのはきわめて困難である。そのように考えれば、本研究の結果は論理的に妥当な結果だと思われる。

関連して第二に、刑罰の早期化と拡大化が合わさった「刑罰の早期拡大化」と、犯罪者に対するより厳しい刑罰の賦課を支持する「刑罰の厳罰化」は独立した因子として抽出された

ことから、これらの概念は区別されていることが示唆された。すでに犯罪とされている行為にさらに厳しい刑罰を科すことと、これまで犯罪とされていなかった行為に刑罰を科すようにすることは、同じ厳罰化ではあっても、やはり異なる概念と考えられることからすれば、このような形で因子が抽出されたことは論理的にも妥当な結果であると思われる。

以下の研究では、本研究で作成された尺度のうち、厳罰傾向の2因子（刑罰の厳罰化と早期拡大化）を用いて、それらの因子がどのような要因によって規定されるのかを検討していく。

## 第3章 犯罪不安との関連（研究2）

### 第1節 背景と目的

本章では、犯罪不安と厳罰傾向の関連を検討する。具体的には、犯罪不安に関するこれまでの議論をレビューし本研究で犯罪不安をどのように概念化・測定するかを確定した上で、前章で作成された厳罰傾向尺度との関連を検討する。

#### 第1項 先行研究における犯罪不安概念の混乱

犯罪不安 (fear of crime) は厳罰傾向の規定要因としておそらく最も頻繁に検討されてきた変数の1つである (e.g., Costelloe et al., 2002; Johnson, 2001; Unnever et al., 2007)。しかし、これまでの研究では犯罪不安の概念には混乱がみられることが指摘されてきた (Hough, 2004)。つまり、犯罪不安に関する初期の研究では、世論調査で用いられるような「夜一人で歩くことに不安を感じるか」といった比較的単純な項目が犯罪不安の指標とされることが多かった (e.g., Liska, Lawrence, & Sanchirico, 1982)<sup>29</sup>。これに対しより近年の研究では、複数の項目を用いて尺度の妥当性を高めようとしている研究が多い。たとえば、Costelloe et al. (2002; c.f., Costelloe, Chiricos, & Gertz, 2009) では、「自分の車が盗まれること」や「殺されること」など6つの項目を提示し、それぞれに対してどの程度不安を感じるかを犯罪不安の尺度としている。

また、犯罪不安と類似した概念として、犯罪への憂慮 (concern for crime) という名称を用いている研究も多い (e.g., Costelloe et al., 2009; Maruna & King, 2009)。Maruna & King (2009) では、犯罪への憂慮を測定するために、「私は自分が犯罪の高いリスクにさらされていると思う」と「私の住んでいる場所では犯罪は深刻な問題だ」という2つの項目を用いている。さらに、フロリダ州で調査を行った Costelloe et al. (2009) は、「アメリカにおける犯罪」「フロリダにおける犯罪」「フロリダにおける暴力犯罪」「麻薬取引」のそれぞれに回答者がどの程度憂慮しているかを尋ね、それらを合成したものを犯罪への憂慮の指標としている。

さらに、犯罪不安や犯罪への憂慮とは異なる変数として、犯罪が増加しているという認知あるいは自分が犯罪の被害に遭う可能性の見積もりを用いる研究も多い (e.g., Hogan,

---

<sup>29</sup> 比較的近年でも世論調査の二次分析を行っている研究では、このような項目が用いられることがある (e.g., Johnson, 2001; Unnever et al., 2007)。

Chiricos, & Gertz, 2005; Metcalfe, Pickett, & Mancini, 2015; Pickett, Mancini, & Mears, 2013; Soss, Langbein, & Metelko, 2003)。たとえば前者の変数について Hogan et al. (2005) は、過去 6 カ月に犯罪が増加したと思うかを犯罪増加認知の指標としている。また後者の変数について Metcalfe et al. (2015) は、「見知らぬ人に殴られること」や「強姦されたり性的に暴行をされること」などの 4 項目について、来年に自分か自分の家族がその被害に遭う可能性がどの程度あると思うかを尋ねている。

以上のように、犯罪不安という名称を用いる研究でもその構成概念ないし測定法には時代とともに変遷が見られる。また犯罪不安と類似した概念である犯罪への憂慮、犯罪が増加しているという認知や自分ないし家族が犯罪の被害に遭う可能性を検討している研究もある。そして、これらの概念ないし名称の区別はしばしば曖昧である<sup>30</sup>。そのため、これらの研究をどのように整理するかが問題となる。

## 第 2 項 犯罪不安概念の整理

そのような整理を試みた研究では、それまでの研究を、「犯罪不安／被害リスク知覚」という軸と「社会的／個人的」という軸で区別することが多い（荒井・藤・吉田, 2010; Bott & Koch-Arzberger, 2012; Ferraro, 1995）。まず前者の「犯罪不安／被害リスク知覚」という軸について述べると、前者の犯罪不安は、「犯罪や、犯罪に関連するシンボルに対する情緒的反応」を指し、後者の被害リスク知覚<sup>31</sup>は、「ある状況下で犯罪被害に遭う主観的確率」を指す（島田・鈴木・原田, 2004）。このような区別は多くの研究で採用されている（Armborst, 2014; 橋本, 2012; Jackson, 2004, 2006; Mühler & Schmidtke, 2012; 中谷内・島田, 2008; 小俣, 2012）。

また、第二の軸として、犯罪不安と被害リスク知覚は、それらが社会的水準のものか個人的水準のものかという点でも区別される（荒井他, 2010; Bott & Koch-Arzberger, 2012）。前者の社会的水準の犯罪不安／被害リスク知覚とは、個人が住む社会全体における犯罪に対する不安やその発生の可能性の見積もりであり、後者の個人的水準の犯罪不安／被害リスク

---

<sup>30</sup> たとえば、上記の Maruna & King (2009) が用いている犯罪への憂慮の項目（「私は自分が犯罪の高いリスクにさらされていると思う」）は、犯罪の被害に遭う可能性とも捉えることができる。

<sup>31</sup> 「犯罪リスク認知」（阪口, 2013; 中谷内・島田, 2008）などの語も用いられるが、本論文では島田他（2004）に従い「被害リスク知覚」に統一する。

知覚とは、自分自身が犯罪に遭うことに対する不安ないしその可能性の見積もりを指す<sup>32</sup>。

以上の軸の組み合わせから、社会全体で犯罪が生じる可能性の見積もりである「社会的被害リスク知覚」、自分が犯罪の被害にあう可能性の見積もりである「個人的被害リスク知覚」、社会全体で生じる犯罪への不安である「社会的犯罪不安」、自分が犯罪にあうのではないかと「個人的犯罪不安」が区別されることになる（Figure 3-1）。本研究が依拠するHirtenlehner et al. (2016) のモデルでは、犯罪不安が検討されている。そのため、以下では（社会的／個人的）犯罪不安に焦点を当てることとする<sup>33</sup>。

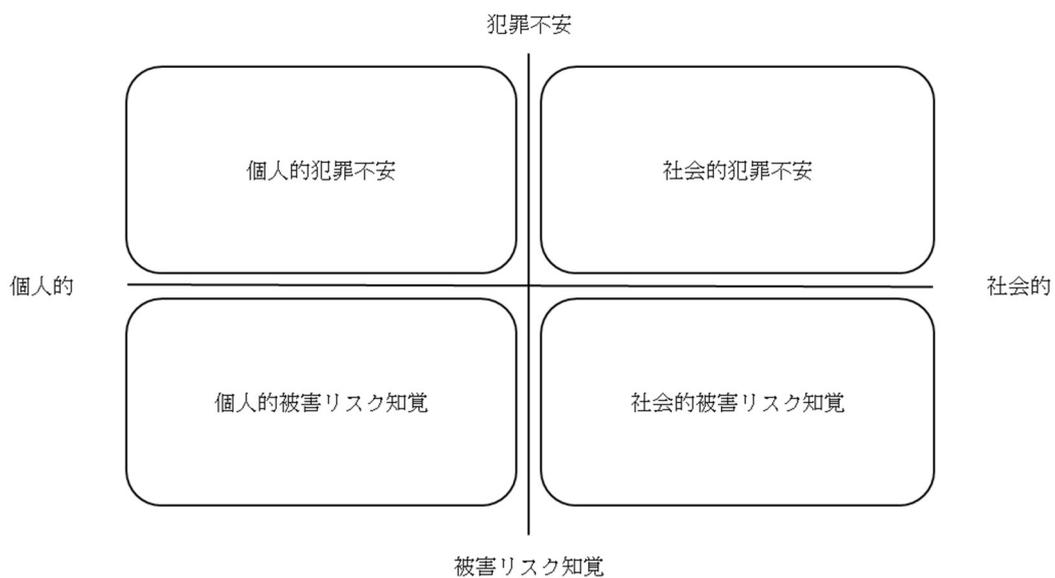


Figure 3-1 「犯罪不安」概念の整理

<sup>32</sup> 英語圏において「社会的／個人的」という犯罪不安の区別は比較的に近年になってから導入されたものであるが、Gerber, Hirtenlehner, & Jackson (2010) は、ドイツ語圏（ドイツ、オーストリア、スイスなど）の研究では、個人的犯罪不安と社会的犯罪不安がかなり早い段階から区別されていたことを指摘している。

<sup>33</sup> （社会的／個人的）被害リスク知覚と厳罰傾向および犯罪不安の関連を検討した研究としては、向井 (2019)、向井・藤野 (2021) などを参照。関連して、（社会的・個人的）被害リスク知覚と犯罪・刑罰についての知識量を検討した研究として松木・向井 (2020) などがある。

このような区別から先行研究を見ると、社会的犯罪不安と個人的犯罪不安に対応すると捉え得る変数はどちらも厳罰傾向と正に関連することが示されている。上述の Costelloe et al. (2009) の「自分の車が盗まれること」や「殺されること」についての不安を尋ねた項目は回答者自身が各罪種に遭遇する不安を測定しているため個人的犯罪不安に対応する。他方で、「アメリカにおける犯罪」「フロリダにおける犯罪」「フロリダにおける暴力犯罪」「麻薬取引」のそれぞれに回答者がどの程度憂慮しているかを尋ねた項目は、アメリカやフロリダという社会全体の犯罪に対する不安を測定しているため、社会的犯罪不安に対応する<sup>34</sup>。そして、Costelloe et al. (2009) はこれらの変数がどちらも厳罰傾向と正に関連することを示している。

また、Armborst (2014) では、「住居侵入 (Wohnungseinbruch)」や「公道上での盗難 (Bestohlen auf offener Straße)」などの「個人に対する違反」と、「経済犯罪」や「贈収賄／汚職」などの「社会全体に対する違反」を分けた上でそれぞれについての不安が尋ねられている。分析の結果、これらの変数はともに厳罰傾向と正に関連することが示されている。これは Coestelloe et al. (2009) の測定法とは異なるものの、社会的犯罪不安と個人的犯罪不安はともに厳罰傾向と関連することを示しているという点で、類似した方向性を示す研究であると捉えられる。

さらに、これらの個人的犯罪不安と社会的犯罪不安に加え、Keßler (2014) は、犯罪の被害者として想定される対象が自分であるか身近な他者であるかについても区別すべきであると主張しており、「身近な人 (家族, 配偶者, 友人) が犯罪の被害者になることへの情緒的な心配」を代理的 (stellvertretend) 犯罪不安と定義している。この代理的犯罪不安についても、厳罰傾向と正に関連することが示されており (Keßler, 2014)、個人的犯罪不安と社会的犯罪不安に加えて検討しておく価値があると思われる。

また、Hirtenlehner et al. (2016) では、犯罪不安は「窃盗」や「傷害」など5つの罪種に対してそれぞれの被害に遭うことをどの程度恐れているかを尋ねる形で測定されており、個人的犯罪不安が検討の対象とされていた。しかし、上述のように犯罪不安には個人的犯罪不安の他にも社会的犯罪不安および代理的犯罪不安という下位概念が提示されていることを

---

<sup>34</sup> 「麻薬取引」については社会全体についてであることは明示されていないが、この項目は他の3つの項目の後に提示されていたという文脈から、多くの回答者はアメリカないしフロリダにおける「麻薬取引」を想定して回答したと思われる。

鑑みれば、モデルの検討に先立ち、これらの3種の犯罪不安と厳罰傾向の関連を検討し、モデルにどの変数を組み込むべきか、言い換えれば Hirtenlehner et al. (2016) のように個人的犯罪不安のみを測定するので十分であるかについて示唆を得ておく必要がある。そこで本章では犯罪不安を、社会的犯罪不安、個人的犯罪不安、代理的犯罪不安の3つに区別した上で厳罰傾向との関連を検討する。

## 第2節 方法

### 第1項 調査の手続きと調査対象者

GMO リサーチモニターを対象に、2017年8月にウェブ調査を行った。具体的な調査の手続きとしては、筆者が作成した質問ページが、同社の保有する募集サイト上に掲示され、それを目にして関心を持ったモニターが質問ページに進み、回答を完了するという手順がとられた。最終的に330名（男性187名、女性143名）が回答を完了したため、これらの人のデータを分析対象とした。平均年齢は48.3歳（ $SD=13.3$ ）であった。

### 第2項 調査内容

#### 1. 厳罰傾向

研究1（第2章）で作成された尺度のうち、厳罰傾向を測定する2因子（刑罰の厳罰化および早期拡大化）を用いた。

#### 2. 犯罪不安

荒井他（2010）によって作成された犯罪に対する感情的反応尺度の下位因子である「社会の治安に対する不安」因子（例：「社会全体の治安に対して不安を感じる」）と、「自分が被害にあう不安」因子（例：「自分が犯罪の被害にあうのではないかと不安を感じる」）の2因子を用いた。前者が個人的犯罪不安、後者が社会的犯罪不安に該当するものであった。代理的犯罪不安の測定には、個人的犯罪不安の項目の「自分」を「身近な人」に変更した2項目を作成した。それぞれの項目に「全くそう思わない」（1）から「非常にそう思う」（5）の5件法で回答を求めた。

#### 3. 統制変数

回答者の年齢と性別を尋ねた。

## 第3節 結果

### 第1項 相関

測定した各変数の記述統計を Table 3-1 に示す。厳罰傾向と犯罪不安の各下位因子の  $\alpha$  係数は.89 以上であり、いずれも十分な内的一貫性が示された。

刑罰の厳罰化への支持と早期拡大化への支持は、個人的犯罪不安 ( $r_s = .18, .30, p_s < .01$ )、社会的犯罪不安 ( $r_s = .39, .25, p_s < .01$ )、代理的犯罪不安 ( $r_s = .21, .27, p_s < .01$ ) と有意な相関を示した。

Table 3-1  
記述統計および相関係数

	1	2	3	4	5	6
1 刑罰の厳罰化						
2 刑罰の早期拡大化	.63 **					
3 社会的犯罪不安	.39 **	.25 **				
4 個人的犯罪不安	.18 **	.30 **	.57 **			
5 代理的犯罪不安	.21 **	.27 **	.65 **	.81 **		
6 年齢	-.01	-.05	.05	-.17 **	-.08	
7 性別 <sup>a</sup>	.04	-.02	-.08	-.04	-.01	.28 **
<i>M</i>	4.18	3.52	3.51	3.17	3.18	48.26
<i>SD</i>	1.00	1.03	0.73	0.77	0.77	13.28
$\alpha$	.94	.94	.92	.89	.91	—

<sup>a</sup> 男性=1, 女性=0。 \*\*  $p < .01$ , \*  $p < .05$ 。

### 第2項 重回帰分析

Hirtenlehner et al. (2016) のモデルでは、厳罰傾向が従属変数、犯罪不安が独立変数という関係性が想定されている。そこでこれに従い、刑罰の厳罰化への支持と早期拡大化への支持を従属変数、犯罪不安の3変数を独立変数、年齢、性別、法学教育を統制変数とした重回帰分析を行った (Table 3-2)。その結果、刑罰の厳罰化への支持は、社会的犯罪不安 ( $\beta = .48, p < .01$ ) と正の関連を示した。他方の刑罰の早期拡大化への支持は、個人的犯罪不安 ( $\beta = .22, p < .05$ ) と正の関連を示した。代理的犯罪不安は、どちらの従属変数とも有意な関連を示さなかった ( $|\beta|s < .06, p_s > .49$ )。

なお、各変数の VIF はすべて 3.46 以下であったため、多重共線性の問題はないと判断した。

Table 3-2  
 厳罰傾向を従属変数とした重回帰分析

	刑罰の厳罰化				刑罰の早期拡大化			
	<i>B</i>	<i>S.E.</i>	$\beta$	95% CI	<i>B</i>	<i>S.E.</i>	$\beta$	95% CI
社会的犯罪不安	.66	.10	.48 **	[ .34 , .61 ]	.17	.10	.12 †	[ -.02 , .26 ]
個人的犯罪不安	-.08	.12	-.06	[ -.21 , .13 ]	.30	.12	.22 *	[ .07 , .43 ]
代理的犯罪不安	-.07	.12	-.06	[ -.25 , .12 ]	.01	.13	.01	[ -.19 , .19 ]
年齢	-.01	.00	-.08	[ -.18 , .03 ]	.00	.00	-.02	[ -.13 , .09 ]
性別 <sup>a</sup>	.20	.11	.10 †	[ .00 , .21 ]	.01	.12	.01	[ -.09 , .12 ]
<i>R</i> <sup>2</sup>				.17**				.10**
<i>adj. R</i> <sup>2</sup>				.17				.10

<sup>a</sup>男性=1, 女性=0。 <sup>b</sup>あり=1, なし=0。 \*\**p* < .01, \**p* < .05, †*p* < .10。

## 第4節 小括

本研究では、厳罰傾向と個人的犯罪不安、社会的犯罪不安、代理的犯罪不安を取り上げ、これらの犯罪不安の下位概念と厳罰傾向が日本においてどのような関連を示すのかを検討した。

その結果、厳罰傾向の下位概念である刑罰の厳罰化は社会的犯罪不安と関連し、刑罰の早期拡大化は個人的犯罪不安と関連することが示された。一方で、代理的犯罪不安は単相関こそ有意であったものの、他の水準の犯罪不安を統制した場合には厳罰傾向と有意な関連を示さなかった。これらのことからして、厳罰傾向の個人差を説明する上では、個人的犯罪不安だけでなく社会的犯罪不安も考慮に入れる必要があること、ならびに代理的犯罪不安の重要性は個人的犯罪不安ならびに社会的犯罪不安と比べると相対的に小さいことが示唆された。

## 第4章 経済的不安および排外主義的態度との関連（研究3）

### 第1節 背景と目的

本章では、経済的不安および排外主義的態度と厳罰傾向の関連を検討する。

#### 第1項 経済的不安と厳罰傾向の関連

経済的不安は、犯罪不安と比べると比較的近年になってから着目されるようになった変数であり、研究の数も相対的に少ない。そのような数少ない研究として、Costelloe et al. (2009)、Hogan et al. (2005)、King & Maruna (2009)、Hartnagel & Templeton (2012) がある。Costelloe et al. (2009) では、経済的不安を測定する項目として、「先のことを考えて来年の今頃に、あなたは今よりも金銭的に裕福になっていると思いますか、それとも余裕がなくなっていると思いますか」という項目を用いている。また Hogan et al. (2005) では、将来の経済的不安と現在の経済的不安を区別している。前者の将来の経済的不安については、Costelloe et al. (2009) の項目を用い、後者の現在の経済的不安については、「あなたは今、一年前と比べて金銭的に裕福だと思えますか、それとも金銭的に余裕がないと思えますか」という項目を用いている。さらに、King & Maruna (2009) では、個人的な経済的不安と全般的な経済的不安を区別している。前者の個人的な経済的不安を測定する項目は、「私は自分の金銭状況に満足している」であり、後者の全般的な経済的不安を測定する項目は、「私はイギリスの経済が深刻な問題を抱えていると思う」であった。Hartnagel & Templeton (2012) では、「今現在、私は生活していくために自分が持っているお金の量に満足している」という項目が用いられている。

このように多様な形で測定されてきた経済的不安と厳罰傾向の関連は一貫していない。Hartnagel & Templeton (2012)、Hogan et al. (2005)、Costelloe et al. (2009) では経済的不安と厳罰傾向の間には有意な関連が見られなかった<sup>35</sup>。他方で、King & Maruna (2009) では、

---

<sup>35</sup> ただし、Hogan et al. (2005) では、白人とそれ以外の人種にサンプルを分け、白人以外の人種群では、将来の経済的不安は厳罰傾向と正に関連することが示されている。また、Costelloe et al. (2009) では、男性群では「来年には経済状況が悪くなっている」という認知が厳罰傾向と正に関連することが示されている。

個人的な経済的不安は厳罰傾向と無関連であったものの、全般的な経済的不安は厳罰傾向と正に関連することが示されている。

おそらくこのような知見の不一致の一因は測定法の不一致ないし不適當さにあると思われる。つまり、これまでの研究では、すべての研究が単一項目を用いている。個人的な経済的不安や全般的な経済的不安を区別する研究 (King & Maruna, 2009) や将来と現在の経済的不安を区別する研究 (Hogan et al., 2005) が存在することが示唆するように、経済的不安は一定程度の複雑性を有する概念であると思われる。そのため、このような複雑な概念を単一の項目で測定することが適当かには疑問が残る。また、Hogan et al. (2005) や Costelloe et al. (2009) では経済的不安はダミー変数とされており、このことも経済的不安の検出力を低下させていると考えられる。したがって、これらの問題に対処し、経済的不安と厳罰傾向の関連をより適切に理解するためには、先行研究で検討されている経済的不安の諸側面を含め、ダミー変数ではなく連続的な変量として捉える必要がある。

上で述べたように、経済的不安についても他の尺度と同じように既に作成され確立した尺度を用いることが望ましいが、現在の心理学における研究では経済的不安を測定する尺度は作成されていない。そこで、本研究では、Hirtenlehner et al. (2016) の尺度を翻訳して用いることとする。

## 第2項 排外主義的態度と厳罰傾向の関連

排外主義的態度は、「見知らぬ人々や、コミュニティ外に存在する外集団一般に対する不安」ないし「不信」(Baker, Cañarte, & Day, 2018, p. 365) と定義される。これと類似した概念として人種主義があるが、人種主義は劣っていると見なされる特定の外集団の身体的特徴に焦点が当てられるという点で排外主義とは区別される (Baker et al., 2018)。

このように定義される排外主義的態度と厳罰傾向の関連を個人レベルで直接的に検討した研究は経済的不安にもまして少なく、管見の限り Baker et al. (2018) と Chiricos, Stupi, Stultz, & Gertz (2014) しか存在しない<sup>36</sup>。Baker et al. (2018) では、「移民は経済を枯渇させる原因

---

<sup>36</sup> 社会レベルの厳罰化と排外主義の関連を検討した研究としては Hirtenlehner, Bacher, Oberwittler, & Hummelsheim (2012) や Lappi-Seppälä (2008) がある。Hirtenlehner et al. (2012) では、外国人を拒否する傾向が強いヨーロッパの国では、厳罰傾向も強いことが示されている。Lappi-Seppälä (2008) では、移民に対する反感が強い国ほど収監率が高く、この収監率

である」や「移民はアメリカ市民と比べて犯罪をおかしやすい」などの6項目が用いられており、これらの項目から構成される排外主義的態度は、厳罰傾向と正に関連することが示されている。

Chiricos et al. (2014) では、不法滞在に対する取締りの強化が従属変数とされており、排外主義的概念と類似した項目としては、「違法」な移民は「アメリカ人としてのナショナルアイデンティティという絆を弱体化させる」などの文化的脅威認知および、「社会サービスへの要求を増加させ、税金を増加させる」などの経済的脅威認知が用いられている。これらの文化的脅威認知および経済的脅威認知は、どちらも取締りへの強化と正に関連することが示されている。

また、上述のように、排外主義は全般的な外集団に対する不安ないし不信であるのに対し、人種主義は特定の集団に向けられた劣等視であるという点で概念上区別される (Baker et al., 2018)。しかし、人種主義は、西欧で頻繁にみられる「白人 対 黒人」という文脈の中で (Sundstrom & Kim, 2014)、厳罰傾向との関連が極めて多く検討されている (Barkan & Cohn, 1994; Chiricos, Welch, & Gertz, 2004; Dambrun, 2007; Johnson, 2001, 2008; Pickett & Chiricos, 2012; Unnever & Cullen, 2010)。また、排外主義者は通常人種主義者でありその逆もしかりといったような形で (Baker et al., 2018)、両概念は密接に結び付いているため、人種主義と厳罰傾向の関連を検討しておくことは、排外主義的態度と厳罰傾向の関連の強さを裏付けることになると思われる。そこで以下では人種主義と厳罰傾向の関連についても検討する。

そのような研究の1つとして Johnson (2001) は、人種的偏見が高いほど、厳罰傾向が高いことをアメリカの社会調査データを用いて示している。また、日本を含む4か国 (イギリス・フランス・スペイン) で行われた調査を二次分析した Unnever, Cullen, & Jonson (2008) は、「あなたのコミュニティに外国人が増えることに賛成するか反対するか」などの項目で測定される人種的・民族的反感 (racial or ethnic animus) が、死刑への支持と正の関連を示すことを報告している。くわえて、Unnever & Cullen (2010) は、刑事司法に対する不信が厳罰傾向につながるとするモデル、道徳が低下しているという認知が厳罰傾向につながるとするモデル、人種的マイノリティに対する反感とステレオタイプによって測定される人種的反感が厳罰傾向につながるとするモデルをそれぞれ検討し、最後のモデルが最も高い説明力を有することを示している。

---

は当該国の厳罰傾向と相関することが示されている。

以上のように、排外主義的態度と厳罰傾向の関連を検討した研究（Baker et al., 2018; Chiricos et al., 2014）では、両変数間には正の関連が見られることが報告されている。また、排外主義的態度とは概念的には異なるものの類似した変数とされる人種主義（ないし人種的・民族的反感）も、厳罰傾向と正に関連することが一貫して報告されている。

経済的不安および排外主義的態度に関する以上のレビューを踏まえ、次節以降では、経済的不安および排外主義的態度と厳罰傾向の関連を検討する。

## 第2節 方法

### 第1項 調査の手続きと調査対象者

大学および専門学校に通う学生に質問紙を配布した。具体的な手順としては、授業の終了後に質問紙を配布し、回答に同意した学生に回答を行ってもらった。回答が完了した質問紙はその場で回収した。調査は2019年7月に行われた。回答を完了した239名（女性107名、男性119名、無回答13名、平均年齢21.58歳、 $SD = 5.49$ ）のデータを分析対象とした。欠損値はペアワイズで除外した。

### 第2項 調査内容

#### 1. 厳罰傾向

研究1（第2章）で作成された尺度のうち、刑罰の厳罰化因子のみを用いた<sup>37</sup>。

#### 2. 経済的不安

この概念については、上述の通り確立した日本語版の尺度が存在しないため、Hirtenlehner et al. (2016) によって作成された経済的不安を測定する5つの項目を翻訳して用いた（項目についてはTable 4-1を参照）。「以下のことについて、あなたはどの程度不安を感じていますか」と教示した上で、「税金が今後増加すること」などの5項目に、「全く不安に感じない」(1) から「非常に不安に感じる」(5) の5件法で回答を求めた。

---

<sup>37</sup> 本調査は他の調査と同時に行われたため、構成の都合上、刑罰の早期拡大化因子は含まることができなかった。

### 3. 排外主義的態度

上述のように排外主義的態度は「見知らぬ人々や、コミュニティ外に存在する外集団一般に対する不安」ないし「不信」(Baker et al., 2018, p. 365) と定義されており、Chiricos et al. (2014) では、この定義に概ね対応する具体的な項目内容として脅威認知が測定されている。Hirtenlehner et al. (2016) でも「ここ(オーストリア)に住む外国人は、自分たちのライフスタイルをもう少しオーストリア人のそれに合わせるべきだ」などの狭義の排外主義的態度を測定する項目に加えて、Chiricos et al. (2014) と同様に、「外国人はオーストラリア人の仕事場を奪っている」や「オーストリアに住む外国人は、社会システムにとって負担になっている」などの脅威認知に近い脅威・競合認知も含まれている。このような項目に類似した日本の尺度として、金(2015)によって作成された「排外主義尺度」5項目を用いた。「以下では、日本に定住しようと思って来日する(あるいは来日した)外国人についてお聞きします」と教示した上で、「こうした外国人が増えれば、犯罪発生率が高くなる」などの項目に、「そう思わない」(1) から「そう思う」(5) の5件法での回答を求めた。

### 4. 統制変数

回答者の年齢と性別を尋ねた。

## 第3節 結果

### 1. 予備的検討

経済的不安は本研究で翻訳され、新たに項目を追加された尺度であるため、探索的因子分析によって因子構造を検討した。固有値の減衰状況(3.06, 0.90, 0.65, 0.56……)と先行研究

Table 4-1  
経済的不安の因子分析結果(最尤法)

	因子負荷量	共通性
物価が上昇すること	.72	.52
経済危機が訪れること	.69	.47
自分の生活水準が低下すること	.65	.42
年金がもらえなくなること	.59	.35
税金が今後増加すること	.53	.28
因子寄与		2.04

および上述の理論的想定から、1因子構造と判断した (Table 4-1)。

その他の尺度 (厳罰傾向, 個人的犯罪不安, 排外主義的態度) については, 先行研究ですでに因子構造が確認されているため, Cronbach の  $\alpha$  係数を算出し, 信頼性を確認した。その結果, 排外主義的態度の  $\alpha$  係数が多少低かったが ( $\alpha = .65$ ), 項目数が比較的少ないことに起因するものと考え, 除外は行わなかった。

以上で確定された変数の平均値, 標準偏差,  $\alpha$  係数および変数間の相関係数を Table 4-2 に示す。厳罰傾向は, 経済的不安 ( $r = .24, p < .01$ ) および排外主義的態度 ( $r = .18, p = .01$ ) と有意な正の相関を示していた。

Table 4-2  
使用変数間の相関係数, 平均値, 標準偏差,  $\alpha$  係数

	<i>M</i>	<i>SD</i>	$\alpha$	1	2	3	4
1 刑罰の厳罰化	3.65	1.04	.88				
2 経済的不安	3.94	0.68	.77	.24 **			
3 排外主義的態度	2.27	0.64	.65	.18 **	.12 †		
4 年齢	21.58	5.49	—	.04	.09	-.07	
5 性別 <sup>a</sup>	—	—	—	.05	.03	-.11 †	-.03

<sup>a</sup>男性=1, 女性=0。 \*\* $p < .01$ , \* $p < .05$ , † $p < .10$ 。

## 2. 重回帰分析

刑罰の厳罰化を従属変数, 排外主義的態度および経済的不安を独立変数として重回帰分析を行った。年齢と性別は統制変数として統制した。Table 4-3 に示されるように, 排外主義的態度 ( $\beta = .16, p = .02$ ) と経済的不安 ( $\beta = .26, p < .01$ ) はともに正の関連を示した。

Table 4-3  
刑罰の厳罰化を従属変数とした重回帰分析

	刑罰の厳罰化			
	<i>B</i>	<i>S.E.</i>	$\beta$	95% CI
経済的不安	.27	.11	.16 *	[ .03 , .29 ]
排外主義的態度	.39	.10	.26 **	[ .13 , .39 ]
年齢	.01	.01	.05	[ -.07 , .18 ]
性別 <sup>a</sup>	.17	.13	.08	[ -.04 , .21 ]
$R^2$				.11**
<i>Adj. R</i> <sup>2</sup>				.09

<sup>a</sup>男性=1, 女性=0。 \*\* $p < .01$ , \* $p < .05$ 。

このモデルの VIF は 1.03 以下であり、上記の結果は多重共線性によるものではないと判断できる。

## 第 4 節 小括

本研究では、経済的不安および排外主義的態度と厳罰傾向（刑罰の厳罰化）との関連を検討した。その結果、これら 2 つの変数は独立して厳罰傾向と有意に関連することが示された。このことから、厳罰傾向の個人差を説明するモデルにこれら 2 つの変数を含めることは妥当であることが示唆された。

他方で本研究で用いた排外主義的態度の信頼性が低いことも問題点として示された。この結果から、以下でモデルを検証する際には別の尺度を用いる必要があることが示唆された。

## 第5章 アイデンティティの不安定性との関連（研究4）

### 第1節 背景と目的

本章では、アイデンティティの不安定性と厳罰傾向の関連を検討する。第1章第1項第2節で述べたように、後期近代論においてアイデンティティの不安定性は厳罰化の一因となったことが指摘されている（Bauman, 1998 伊藤訳 2008, 2000 森田訳 2001; Young, 1999 青木他訳 2007）。しかし、これらの議論におけるアイデンティティの不安定性ないし存在論的不安は、社会レベルの厳罰化や社会変動についての議論であるため、個人レベルの変数としてそのまま扱うことは困難である。他方の実証研究においては、まず第1章第4節で述べた通り、アイデンティティの不安定性は Hirtenlehner et al. (2016) のモデルには変数として含まれておらず、アイデンティティの不安定性と厳罰傾向の関連を検討した研究は管見の限り存在しない。そのため、アイデンティティの不安定性を本論文で提案するモデルに組み込むためには、アイデンティティの不安定性の概念を明確にし、どのような尺度でそれを測定するかを検討する必要がある。そこで以下本節では、まず Bauman や Young の議論の前提となっている Giddens (1990 松尾・小幡訳 1993, 1991 秋吉他訳 2005) の議論を再度確認する（第1項）。続いて、Giddens の議論で参照されている Erikson (1980 西平・中島訳 2011) のアイデンティティ論を紹介し、その議論の枠組みの中で作成された尺度を用いることが後期近代論におけるアイデンティティを測定する上で適当であることを論じる（第2項）。最後に、用いる具体的な尺度を検討する（第3項）

#### 第1項 Giddens におけるアイデンティティ

厳罰化の原因を後期近代化に求める議論では、後期近代化という現象を理解するための理論的枠組みとして Giddens (1990 松尾・小幡訳 1993, 1991 秋吉他訳 2005) が参照される。既に述べた通り、Giddens (1990 松尾・小幡訳 1993, 1991 秋吉他訳 2005) の議論においては、現代の社会は「近代」という社会体制が不安定になることで誕生した「後期近代社会」と捉えられる。このような後期近代社会の中においては、かつての近代社会において様々な水準の社会体制（家族、地縁共同体、国家等）によって提供されていた「存在論的安心」、すなわち「自己のアイデンティティの連続性にたいして、また、行為を取り囲む社会的、物質的環境の安定性にたいしていただく確信」（Giddens, 1990 松尾・小幡訳 1993, pp. 116-117）が社会の流動化に伴って提供されなくなり、その裏返しとして「存在論的不安」が

増大する。そして、このような存在論的不安の増大が排他性などの様々な社会現象に影響を及ぼしているというのが Giddens の議論である。

以上のように Giddens の議論は様々な水準の社会体制の弱体化という非常に広汎な社会現象を理論の射程に含んだものである。このことは一方で理論の適用範囲を拡大しているが、他方でそこで論じられる存在論的不安ないしアイデンティティの概念の不明確さおよび測定の困難さにつながっている (van Marle & Maruna, 2010)。このような点に起因し、存在論的不安を実証的に検討している研究は (厳罰傾向以外に関する研究においても) ほとんど存在しない (例外として近藤・向井, 2017; van Marle & Maruna, 2010)。

## 第2項 Erikson におけるアイデンティティ

以上のような課題に対応するため、本研究では Giddens (1990 松尾・小幡訳 1993, 1991 秋吉他訳 2005) も参照している Erikson (1980 西平・中島訳 2011) のアイデンティティ論を参照し、アイデンティティの概念と測定尺度を導出する。

Erikson (1980 西平・中島訳 2011) においてアイデンティティは、「社会的リアリティの中で明確な位置づけを持った自我に発達しつつあるという確信」と定義され (Erikson, 1980 西平・中島訳 2011, p. 7), この確信は自分自身の斉一性と連続性を自らが知覚すること, ならびに他人がその斉一性と連続性を認めるという事実を知覚するという 2 つの観察から生じるとされる。言い換えれば, 自分がどのような人間であるかについて連続的かつ安定した認識を持つこと, ならびに他人によっても自分がそのような人間として連続的かつ安定的に認められているという認識を持つことが, アイデンティティ獲得の基礎にあるとされている。そして, このようなアイデンティティが獲得された場合には, 他人との親密性や, より広く次の世代への思いやりを持つことができる。しかし, その一方で, 連続的かつ安定的なアイデンティティの獲得に失敗した場合, 言い換えれば不安定なアイデンティティを持ち続ける場合には, 自意識の過剰や親密性獲得の困難, 選択の回避などと並んで, 排他的な態度や行動を選択するようになるとされる<sup>38</sup>。

---

<sup>38</sup> このようなアイデンティティ理論は, 現代では発達心理学の観点から参照され, 個人内における発達の問題として扱われることが多い (e.g., 無藤・久保・遠藤, 1995; 都筑, 2007)。この点からすれば, アイデンティティの社会性を重視する理論 (Giddens, 1990 松尾・小幡訳 1993, 1991 秋吉他訳 2005) と Erikson (1980 西平・中島訳 2011) のアイデンティティ

以上のように、Erikson (1980 西平・中島訳 2011) と Giddens (1980 松尾・小幡訳 1993) のアイデンティティ (ないし存在論的安心) の定義は類似しており、その帰結として排他性などが挙げられるという点も共通している。また、次項で見るように Erikson (1980 西平・中島訳 2011) に基づいた尺度はいくつか作成されており、測定上の利便性も高い。

これらのことから、本研究で Giddens (1980 松尾・小幡訳 1993) による後期近代論の観点から厳罰傾向をモデル化する上で、アイデンティティの不安定性については、Erikson (1980 西平・中島訳 2011) に基づく尺度を利用することが適当であると思われる。

### 第3項 具体的な尺度の検討

Erikson (1980 西平・中島訳 2011) のアイデンティティ論は非常に広く受け入れられた議論であるため、この議論に基づく尺度も古くから作成されている (e.g., 砂田, 1979)。その1つである下山 (1986) は、先行の尺度の問題点を修正した上で、Erikson (1980 西平・中島訳 2011) に基づいて「自分の確立」尺度を作成している。この尺度には、下位尺度として「確実性」(例:「今の自分は、本当の自分でないような気がする」)、「受容性」(例:「私は、生まれてきて本当によかったと思う」)、「能動性」(例:「私は、やりそこないをしないかと心配している」)、「主体性」(例:「自分の行動力には自信がある」)、「統制性」(例:「私は、自分の身体や行動をコントロールできる」)、「親密性」(例:「異性とのつきあい方がわからない」)の6つが含まれている。

多少古い尺度ではあるが、項目の具体的な内容については大きな問題点は見受けられないため、本研究では下山 (1986) の尺度を利用するが、この尺度の項目数の合計は40項目であり、他の尺度と併用するには項目数が多い。そこで、どのような形で項目数を縮減する

---

論の間には齟齬があるようにも思われる。しかし、Erikson のオリジナルの理論においては、アイデンティティは、必ずしも個人内の「発達課題」に限定されるわけではなく、社会性を持ったものとして捉えられていた。つまり、アイデンティティは、上述の定義で示唆されるように、「他人が自分をどう思っているか」という要素を含んでいるため、一人で獲得するものではなく社会的に形成されるものとされており、そのため、たとえば社会的に大きな変動が起こっている時期には、安定したアイデンティティを獲得することが極めて困難になる、といった社会的状況を加味した議論がなされていた (Erikson, 1968 岩瀬訳 1969, 1974 五十嵐訳 1979)。

かが問題となるが、本研究では下位尺度のうち「確実性」因子の 11 項目のみを用いることとした。この因子のみを用いた理由は、第一に、「まわりの動きについていけず、自分だけとり残されたように感じる」などの社会性を加味したように理解し得る項目が含まれており、「自分がこれからどのような人間になっていくのかわからない」などの明確にアイデンティティが不安定化している状態を測定していると理解し得る項目が含まれていることである。第二に、信頼性も十分に高い ( $\alpha = .83$ ) ことから使用に耐えたと考えたことである。

以上の理由から、本研究では下山 (1986) の尺度を用いてアイデンティティの不安定生を測定した上で、アイデンティティの不安定性と厳罰傾向の関連を検討する。

## 第 2 節 方法

### 第 1 項 調査の手続きと調査対象者

都内の四年制私立大学の講義後に質問紙を配布し、回答に同意した学生に回答を行ってもらった。回答が完了した質問紙はその場で回収した。調査は 2016 年 10 月から 11 月に行われた。回答に欠損のない大学生 192 名 (男性 70 名, 女性 120 名, 平均年齢 20.3 歳,  $SD = 1.17$ ) のデータを用いた。

### 第 2 項 調査内容

#### 1. 厳罰傾向

研究 1 (第 5 章) で作成された尺度のうち、厳罰傾向を測定する 2 因子 (刑罰の厳罰化および早期拡大化) を用いた<sup>39</sup>。

#### 2. アイデンティティの不安定性

下山 (1986) によって作成された「自分の確立」尺度のうち、「自己存在の確実性」を測定する「自我の確実性」因子 11 項目を使用した。「全くそう思わない」(1) から「全くそう思う」(5) の 5 件法で回答を求めた。

---

<sup>39</sup> 選択肢については共同研究者との意思疎通の不全により「全くそう思わない」(1) から「とてもそう思う」(5) の 5 件法での提示となったが、他変数との関連については 6 件法を用いた場合と大きな差は生じないと考えられる。

### 3. 統制変数

回答者の年齢と性別を尋ねた。

## 第3節 結果

### 第1項 尺度および基礎的データの検討

今回使用した変数の加算平均を尺度得点とした。またそれぞれの変数の平均値、標準偏差、Cronbachの $\alpha$ 係数、相関係数を算出した。それらの結果をTable 5-1に示す。すべての尺度で十分な信頼性係数が得られた ( $\alpha > .84$ )。アイデンティティの不安定性と刑罰の厳罰化および早期拡大化のあいだには有意な相関が見られた ( $r = .24, p < .01; r = .20, p = .01$ )。

Table 5-1  
記述統計および相関係数

	<i>M</i>	<i>SD</i>	$\alpha$	1	2	3	4
1 刑罰の厳罰化	2.88	0.89	.92				
2 刑罰の早期拡大化	2.36	0.70	.85	.60 **			
3 アイデンティティの不安定性	2.40	0.56	.84	.24 **	.20 **		
4 年齢	3.64	1.06	—	.05	.05	.04	
5 性別 <sup>a</sup>	—	—	—	.13 †	.00	.06	.17 *

<sup>a</sup>男性=1, 女性=0。 \*\* $p < .01$ , \* $p < .05$ , † $p < .10$ 。

### 第2項 重回帰分析

刑罰の厳罰化と早期拡大化を従属変数、アイデンティティの不安定性を独立変数、年齢と性別を統制変数として重回帰分析を行った (Table 5-2)。アイデンティティの不安定性は刑罰の厳罰化 ( $\beta = .23, p < .01$ ) および刑罰の早期拡大化 ( $\beta = .20, p < .01$ ) と正の関連を示した。

Table 5-2  
厳罰傾向を従属変数とした重回帰分析

	刑罰の厳罰化				刑罰の早期拡大化			
	<i>B</i>	<i>S.E.</i>	$\beta$	95% CI	<i>B</i>	<i>S.E.</i>	$\beta$	95% CI
アイデンティティの不安定性	.37	.11	.23 **	[ .09, .37 ]	.25	.09	.20 **	[ .06, .34 ]
年齢	.02	.06	.02	[ -.12, .16 ]	.03	.05	.04	[ -.10, .19 ]
性別 <sup>a</sup>	.10	.07	.11	[ -.03, .25 ]	-.01	.05	-.02	[ -.16, .13 ]
$R^2$				.07**				.04*
<i>adj. R</i> <sup>2</sup>				.06				.03

<sup>a</sup>男性=1, 女性=0。 \*\* $p < .01$ , \* $p < .05$ 。

## 第4節 小括

本研究では、アイデンティティの不安定性と厳罰傾向（刑罰の厳罰化）との関連を検討した。その結果、アイデンティティの不安定性は刑罰の厳罰化および刑罰の早期拡大化と正に関連することが示された。Hirtenlehner et al. (2016) では後期近代化に起因する不安に関わる変数として経済的不安のみが取り上げられていた。しかし、本研究でアイデンティティの不安定性が厳罰傾向と関連することが示されたこと、ならびに本論文および Hirtenlehner et al. (2016) が依拠する後期近代論における議論を鑑みれば、アイデンティティの不安定性をモデルに組み込むことが有益であることが示唆された。

## 第6章 社会的支配志向性との関連（研究5）

### 第1節 背景と目的

本章では、社会的支配志向性と厳罰傾向との関連を検討する。第1章で述べたように、社会的支配志向性は権威主義的態度（Adorno et al., 1950 田中他訳 1980）に含まれる権威主義的従属という下位概念を抽出したものであるため（Altemeyer, 1998）、厳罰傾向と概念的な重複が非常に大きく測定法上の問題が生じると危惧される権威主義的攻撃という概念は含まれていない。そのため、本論文では Hirtenlehner et al. (2016) でモデルに含まれていた権威主義的態度を社会的支配志向性に差し替えて検討する。

#### 第1項 社会的支配志向性の因子構造

上述の通り、社会的支配志向性は、「平等な集団内関係を選好するか、優越一劣等という次元に沿って秩序立てられた集団内関係を選好するかについての一般的な態度志向」と定義される（Pratto et al., 1994, p. 742）と定義される。この定義が既に示唆するように、この構成概念が単一の次元によって構成されるものであるのか、それとも「平等な集団内関係を選好する」と、「優越一劣等という次元に沿って秩序立てられた集団内関係を選好する」という2つの次元によって構成されるものなのかについては、これまで議論がなされてきた。厳罰傾向との関連を検討するに際しても社会的支配志向性の因子構造は問題となるため、以下で検討する。

社会的支配志向性を測定するためにおそらく最も頻繁に用いられてきた尺度は Pratto et al. (1994) による SDO<sub>6</sub> 尺度である。この尺度は「ある集団の人たちが他の集団と比べて人生のチャンスに恵まれているとしても、それはそれでかまわない」や「私たちは集団間の平等を理想とするべきだ」（逆転項目）などの16項目から構成される。この尺度が提案された時点ではこれらの項目は社会的支配志向性という単次元の概念を測定するものとされており、8項目の正順項目に対して他の8項目の逆転項目を逆転して足す（あるいは逆転して平均値を用いる）という使い方がなされていた（Sidanius & Pratto, 1999）。このように、SDO<sub>6</sub> については、すくなくとも作成当初においては、その一次元性が想定されていた。

しかし、その後の研究では SDO が2因子に分かれることを示す知見が多く報告されるようになってきている（Ho et al., 2012; Larsson, Björklund & Bäckström, 2012; Pula, McPherson & Parks, 2012）。中でもこの問題を最初期に指摘した Jost & Thompson (2000) は、確認的因子分析の

結果、SDO<sub>6</sub>の16項目が「集団に基づく支配」を測定する8項目と、「平等への反対」を測定する8項目の2因子に分かれることを示している。また、アメリカとイスラエルで調査を行ったHo et al. (2012)も、SDO<sub>6</sub>が、直接的な支配を志向する態度であるSDO-Dと、反平等を志向する態度であるSDO-Eの2因子に分かれることを示している。その上で、SDO-Dは直接的ないし物理的な支配を志向する態度である一方、SDO-Eは、集団間の平等を否定することを通じたより間接的ないし象徴的な支配を志向する態度であるとし、前者が戦争への支持などの直接的な支配につながる政策への支持と正の相関を示す一方で、後者は富の再分配への反対などの間接的な支配につながる政策への支持と正の相関を示すことを報告している。

日本においてはSDO<sub>6</sub>を翻訳し、同尺度が移民の受け入れや外国人に対する態度など多様な社会的態度と関連することを示す研究が存在する(三船・横田,2018)。しかしこの研究では社会的支配志向性が単次元であることが所与の前提とされており、その因子構造については検討されていない<sup>40</sup>。したがって、日本においてSDO<sub>6</sub>によって測定される社会的支配志向性が1因子によって構成されることを示す知見は存在しない。

以上のように、SDO<sub>6</sub>が2因子で構成されることを示す知見が多く存在し、日本においても1因子構造を示す研究が存在しないことを考慮に入れば、2因子構造と1因子構造を比較した場合には、日本においてもSDO<sub>6</sub>は2因子構造の方がより良い適合度を示すことが予想される。本研究では、まずこの予想を検証する。

## 第2項 社会的支配志向性と厳罰傾向の関連

社会的支配志向性を1因子と想定して厳罰傾向との関連を検討した研究では、両変数間に正の関連があることが一貫して示されている(Pratto et al., 1994; Pratto, Sidanius, & Levin, 2006; Sidanius et al., 1994)。日本においても向井他(2017)が、杉浦他(2014)の作成した社会的支配志向性尺度に含まれる支配志向性と厳罰傾向との間に正の関連が見られることを報告している。

他方で、社会的支配志向性を2因子に分けて厳罰傾向との関連を検討した研究はまだまだ少数にとどまる。Ho et al. (2012)は、厳罰傾向および死刑への支持とSDO-DおよびSDO-

---

<sup>40</sup> また、2因子を想定する研究もあるが(杉浦・杉田・清水,2014)、この研究ではSDO<sub>6</sub>に対して多くの項目を追加しており、SDO<sub>6</sub>をそのまま用いているとはいえない。

E の相関も検討しており、SDO-D は厳罰傾向および死刑への支持双方と正の相関を示す一方で、SDO-E との間に有意な相関は見られないことを報告している。ただし、異なる尺度 (SDO<sub>7</sub>) を用いたその後の調査 (Ho et al., 2015) では、サンプルごとに多少の相違はあるとはいえ、SDO-E も厳罰傾向および死刑への支持と正の相関を示すことが報告されている。まとめると、SDO-D は安定して厳罰傾向および死刑への支持と正の相関を示し、SDO-E も SDO-D と比べれば相関は弱く安定しないものの、概して正に相関することが示されている。なお、日本において社会的支配志向性を 2 因子に分けて厳罰傾向との関連を検討した研究は (社会的支配志向性の 1 つの因子のみを検討した上述の向井他 (2017) を除けば)、管見の限り存在しない。

以上のことから、本研究では、社会的支配志向性の 2 因子が厳罰傾向とどのような関連を示すかを検討する。

## 第 2 節 方法

### 第 1 項 調査手続きと調査対象者

ウェブ調査会社 (dataSpring 社) を通じて調査協力者を募集した。具体的な募集の手続きとしては、研究 2 と同様に、筆者が作成した質問ページが、同社の保有する募集サイト上に掲示され、それを目にして関心を持ったモニターが質問ページに進み、回答を完了するという手順がとられた。調査は 2019 年 7 月に行われた。415 名 (女性 209 名、男性 206 名、平均年齢 44.46 歳、 $SD = 13.85$  歳) が回答を完了したため、それらの人のデータを分析対象とした。

### 第 2 項 調査内容

#### 1. 厳罰傾向

研究 1 で作成した尺度をもとに作成された短縮版 6 項目 (向井他, 2020; 向井・三枝, 2018) を用いた。

#### 2. 社会的支配志向性

Pratto et al. (1994) による SDO<sub>6</sub> 尺度<sup>41</sup>の日本語版 (三船・横田, 2018) を若干変更した上

---

<sup>41</sup> より近年には、SDO<sub>7</sub> も作成されているが (Ho et al., 2015)、これには利用可能な日本語版

で用いた<sup>42</sup>。各項目に「全く同意しない／反対する」(1) から「完全に同意する／賛成する」(7) の 7 件法での回答を求めた。

### 3. 統制変数

回答者の年齢と性別を尋ねた。

## 第 3 節 結果

### 第 1 項 使用尺度の検討

上述のように SDO の因子構造については議論があるため、まず探索的因子分析を行い因子構造を検討した。固有値の減衰状況（日本: 6.068, 4.094, 0.942, 0.816, 0.608……）から 2 因子解が妥当だと判断した。なお、SDO については上述のように 1 因子性を前提とする研究があることから（三船・横田, 2018）、1 因子解も検討した。上述の共分散を設定した上で適合度を算出したところ、その値は全く許容可能なものではなく（CFI = .631, GFI = .544, AGFI = .403, RMSEA = .194, SRMR = .209, BIC = 20094.884）、2 因子解での適合度（CFI = 886, GFI = 834, AGFI = .781, RMSEA = .109, SRMR = .107, BIC = 19881.543）と比べても大きく劣っていたため、1 因子解は採用しなかった。

2 因子解での結果を Table 6-1 に示す。第一因子には SDO<sub>6</sub> で逆転項目とされていた項目が含まれたため、平等志向性（SDO-E）と名づけた。第二因子は正順項目とされていた項目が含まれていたため支配志向性（SDO-D）と名づけた。これらの因子は杉浦他（2014）の平等主義志向性因子と集団支配志向性因子とそれぞれ対応するものと考えられる。

### 第 2 項 相関分析

前項で確定された因子構造をもとに記述統計および相関係数を算出した（Table 6-2）。刑罰の厳罰化および早期拡大化は、SDO-D および SDO-E とともに有意な相関を示した（ $r_s > .17, p_s < .01$ ）。

---

の尺度も韓国語版の尺度も存在しないため、本研究では SDO<sub>6</sub> を用いた。

<sup>42</sup> 具体的な修正点としては、本調査は同時に韓国でも行われたため、韓国で用いる尺度との等価性を担保するべくバックトランスレーション法（Brislin, 1970）を用いた上で、韓国語版の尺度（Na, 2011）と一致するよう若干訳語を変更した。

Table 6-1  
社会的支配志向性の探索的因子分析（最尤法・プロマックス回転）

		F1	F2
SDO10	私たちは集団間の平等を理想とすべきだ	<b>.88</b>	-.05
SDO11	すべての人たちの集団は人生のチャンスを等しく与えられるべきだ	<b>.87</b>	.00
SDO9	すべての集団が平等になれば良い	<b>.86</b>	-.04
SDO13	私たちは社会的平等を目指すべきである	<b>.86</b>	.00
SDO12	色々な集団が置かれた条件を等しくするために、私達はできるだけのことをすべきである	<b>.85</b>	-.03
SDO14	もし私たちが色々な集団をもっと平等に扱ってきたら、私たちの問題はもっと少なくなるだろう	<b>.82</b>	.01
SDO16	どんな集団も社会において支配的地位を独占するべきではない	<b>.78</b>	-.03
SDO15	私たちは収入の平等をさらに目指すべきである	<b>.68</b>	.10
SDO6	ある集団の人たちが上に立って、他の集団が下にいるのは、おそらくよいことだ	-.05	<b>.81</b>
SDO4	人生で成功するためには、時として他の集団の人たちを踏み台にすることが必要だ	-.05	<b>.80</b>
SDO2	自分たちが欲しいものを手に入れるためには、他の集団に対して力をふるわなければならないこともある	-.19	<b>.70</b>
SDO7	劣った人たちの集団は、自分たちの立場をわかまえるべきである	-.02	<b>.70</b>
SDO8	他の集団の人たちを現状に押しとどめておくべき場合がある	.13	<b>.68</b>
SDO1	ある集団の人たちは、他の集団の人々よりも価値がある	-.06	<b>.66</b>
SDO3	ある集団の人たちが他の集団と比べて人生のチャンスに恵まれているとしても、それはそれでかまわない	.19	<b>.51</b>
SDO5	特定の集団の人たちが身のほどをわかまえていたら、世の中の色々な問題は起こらないで済むだろう	.37	<b>.43</b>

F1: 平等志向性, F2: 支配志向性。

Table 6-2  
記述統計および相関係数

	M	(SD)	$\alpha$	1	2	3	4	5
1 刑罰の厳罰化	4.37	1.15	.91					
2 刑罰の早期拡大化	3.81	1.14	.89	.68 **				
3 支配志向性	3.62	0.92	.94	.27 **	.23 **			
4 平等志向性	4.45	1.23	.86	.24 **	.17 **	.09		
5 年齢	44.46	13.85	—	.04	-.01	-.15 **	.08	
6 性別 <sup>a</sup>	—	—	—	-.02	-.05	.04	-.16 **	.01

<sup>a</sup> 男性=1, 女性=0。 \*\*  $p < .01$ , \*  $p < .05$ 。

### 第3項 重回帰分析

刑罰の厳罰化と早期拡大化を従属変数、SDO-D および SDO-E を独立変数、年齢と性別を統制変数として重回帰分析を行った (Table 6-3)。その結果、相関と同様に、支配志向性および平等志向性は刑罰の厳罰化と早期拡大化と有意な関連を示した ( $\beta_s < .15, ps < .01$ )。VIF は 1.05 以下であったため、これらの結果は多重共線性によるものではないと判断できる。

Table 6-3  
 厳罰傾向を従属変数とした重回帰分析

	刑罰の厳罰化				刑罰の早期拡大化			
	<i>B</i>	<i>S.E.</i>	$\beta$	95% CI	<i>B</i>	<i>S.E.</i>	$\beta$	95% CI
支配志向性	.32	.06	.26 **	[ .17, .35 ]	.28	.06	.22 **	[ .13, .32 ]
平等志向性	.20	.04	.22 **	[ .12, .31 ]	.14	.05	.15 **	[ .05, .24 ]
年齢	.01	.00	.07	[ -.03, .16 ]	.00	.00	.02	[ -.08, .11 ]
性別 <sup>a</sup>	.01	.11	.00	[ -.09, .10 ]	-.07	.11	-.03	[ -.13, .06 ]
$R^2$				.12**				.08**
<i>adj. R</i> <sup>2</sup>				.12				.07

<sup>a</sup>男性=1, 女性=0。 <sup>b</sup>あり=1, なし=0。 \*\* $p < .01$ , \* $p < .05$ 。

## 第4節 小括

本研究では、社会的支配志向性の因子構造および厳罰傾向との関連を検討した。その結果、第一に、社会的支配志向性は1因子構造ではなく2因子構造の方が妥当であること、第二に、社会的支配志向性の下位因子である支配志向性と平等志向性は厳罰傾向の両因子と正に関連することが示された。これらのことからすれば、社会的支配志向性をモデルに組み込むことは厳罰傾向との間に関連が見られている以上適当ではあるものの、支配志向性と平等志向性は独立した因子として扱う必要があると思われる。

## 第7章 モデルの検討（研究6）

### 第1節 各研究の知見の要約と仮説モデルの提示

#### 第1項 各研究の知見の要約

ここまでの研究1から5では、Hirtenlehner et al. (2016) のモデルに含まれる変数を個別に取り上げ検討してきた。それらの検討の結果得られた知見をモデルに対する示唆という観点から要約する。

研究1（第2章）では、厳罰傾向の定義に関する先行研究をレビューした上で、厳罰傾向を測定する尺度を作成した。具体的には、厳罰傾向を「刑罰目的にかかわらず、より厳しい刑事制裁や犯罪政策を支持すること」と定義した上で、単純により厳しい刑罰を科すことを支持する「刑罰の厳罰化」および従来犯罪とされてこなかった行為を犯罪として取り締まることを支持する「刑罰の早期拡大化」の2因子からなる尺度を作成した。研究2（第3章）以下では、これらの2因子に基づいて検討を進めた。

研究2（第3章）では、犯罪不安を個人的犯罪不安、社会的犯罪不安、代理的犯罪不安に分けた上で、犯罪不安と厳罰傾向の関連を検討した。その結果、厳罰傾向に対しては個人的犯罪不安だけでなく社会的犯罪不安も関連することが示されたが、代理的犯罪不安は他の2つの水準の犯罪不安と比べれば相対的に重要でないことが示唆された。

研究3（第4章）では、経済的不安および排外主義的態度と厳罰傾向の関連を検討した。分析の結果から、これらの変数はともに厳罰傾向と有意な関連を示し、モデルに組み入れることが妥当であることが示唆された。他方で、排外主義的態度の尺度の信頼性が低かったことから、尺度の選択に関しては再考の余地があることが示唆された。

研究4（第5章）では、アイデンティティの不安定性と厳罰傾向の関連を検討した。その結果、アイデンティティの不安定性は厳罰傾向と有意な関連を示した。アイデンティティの不安定性はHirtenlehner et al. (2016) のモデルには含まれていなかった変数であるが、後期近代論においては経済的不安と並んで後期近代化の帰結として重要視されていた。アイデンティティの不安定性が厳罰傾向と有意な関連を示したという本研究の結果はそのような議論と一致したものであり、したがってこれを実証モデルに組み込むことは理論的にも支持される。以上のことから、アイデンティティの不安定性をモデルに組み込むことは実証的にも理論的にも適当であることが示唆された。

研究5（第6章）では、社会的支配志向性の因子構造を検討し、厳罰傾向との関連を検討

した。探索的・確認的因子分析の結果、社会的支配志向性は支配志向性と平等志向性の2因子から構成される概念と捉えることが妥当であることが示され、これらの両因子は厳罰傾向と有意に関連することが示された。これらのことから、社会的支配志向性は単次元の概念ではなく2次元の概念として捉える必要があること、ならびに厳罰傾向と関連することが示されたことからモデルに組み込むことが適当であることが示唆された。

なお、属性変数として各研究で検討してきた性別および年齢については、まず年齢についてはすべての研究で厳罰傾向と有意な相関ないし関連が見られなかった。また、性別については、研究1では、刑罰の早期拡大化因子において男女差が見られた。しかし、その後の研究のうちでは、5%水準で有意に達したものはなかった。これらの結果から、Hirtenlehner et al. (2016) を修正して、年齢および性別をモデルに追加する必要性は乏しいことが示唆された。

## 第2項 仮説モデルの提示

以上の示唆に鑑み、本研究ではHirtenlehner et al. (2016) の実証モデル (Figure 1-2) を修正し、暫定モデル (Figure 1-3) に下位概念を追加した仮説モデルの妥当性を検証する (Figure 7-1)。この仮説モデルの変更点は以下の4点である。

第一の変更点は、最終的な従属変数である厳罰傾向についてである。同研究では、厳罰傾向は単一の因子として想定されていた。しかし、研究1では、厳罰傾向は刑罰の厳罰化および早期拡大化という2つの因子によって構成されることが示された。このことから、本研究では、厳罰傾向を「犯罪者に対する刑罰を厳しくする」という厳罰化への支持のみならず、「これまで犯罪とされていなかった行為を法的に取り締まる」という刑罰の早期拡大化への支持から構成される変数として捉えることとする。

第二の変更点は、犯罪不安についてである。同研究では、犯罪不安は自分が犯罪の被害に遭う不安である個人的犯罪不安のみが測定されていた。しかし、研究2では、刑罰の厳罰化は社会的犯罪不安と関連する一方で、刑罰の早期拡大化は個人的犯罪不安と関連することが示された。また、身近な他者が犯罪の被害に遭うことへの不安である代理的犯罪不安は厳罰傾向と有意な関連を示さなかった。これらのことから、本研究では、代理的犯罪不安は除外した上で、犯罪不安の下位概念として個人的犯罪不安と社会的犯罪不安をモデルに含めることとする。

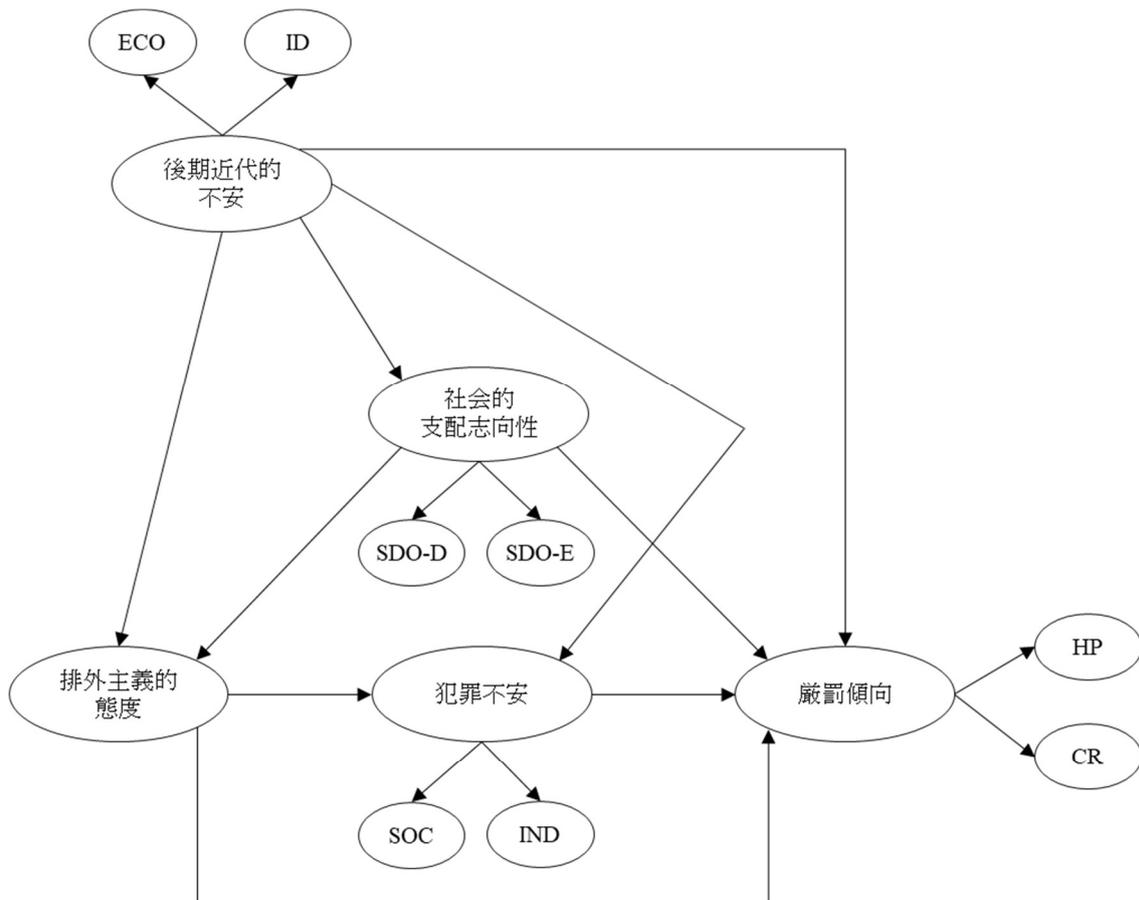


Figure 7-1 仮説モデル

注) ECO=経済的不安;ID=アイデンティティの不安定性;SDO-D=支配志向性;SDO-E=平等志向性;SOC=社会的犯罪不安;IND=個人的犯罪不安;HP=刑罰の厳罰化;CR=刑罰の早期拡大化。観測変数は省略。\*\* $p < .01$ , † $p < .10$ .

第三の変更点は、アイデンティティの不安定性についてである。同研究では、後期近代化に由来する変数として経済的不安のみがモデルに含まれていた。しかし、同研究および本論文が依拠する後期近代論では、経済的不安のみならず、自らのアイデンティティの不安定性も重要な概念として論じられていた。そして実際、研究3では、アイデンティティの不安定性が刑罰の厳罰化および早期拡大化と有意に関連することが示された。これらのことから、本研究では、アイデンティティの不安定性をモデルに含めることとする。

この変数をモデルのどこに位置付けるかが問題となるが、本研究ではアイデンティティの不安定性は経済的不安と並んで後期近代化が進むことで生じた不安の現われとされていることから、経済的不安と同じ水準に位置付け、経済的不安と並んで「後期近代的不安」という上位概念を構成するものとして捉えることとする。なお、関連する変更として、

Hirtenlehner et al. (2016) の実証モデルでは経済的不安から厳罰傾向に至るパスは有意な値に達しなかったことから削除されているが、アイデンティティの不安定性を追加したことから、後期近代的不安から厳罰傾向に至るパスを設定する。

第四の変更点は、社会的支配志向性についてである。同研究では、権威主義的態度がモデルに含まれていた。しかし、上で述べたように、権威主義的態度と厳罰傾向には概念的重複があることからして、権威主義的態度によって厳罰傾向を説明することは過度に高い関連を推定することにつながるという問題点があることを指摘した。そのため、権威主義的態度と概念的には類似していながらもそのような問題点が生じない変数として、研究 5 では社会的支配志向性を取り上げた。その結果、社会的支配志向性は、従来考えられていたように 1 因子構造ではなく、支配志向性と平等志向性からなる 2 因子構造と捉えた方が適合度は良好となることが示された。また、厳罰傾向との関連も有意であった。これらのことから、本研究では、社会的支配志向性を支配志向性と平等志向性からなる 2 因子構造と捉えた上で、権威主義的態度に差し替えることとする。

なお、性別および年齢については、厳罰傾向と高い相関が見られていないという上述の示唆から、Hirtenlehner et al. (2016) と同様に、モデルには含まないこととする。

## 第 2 節 方法

### 第 1 項 調査手続きと調査対象者

ウェブ調査会社 (Freeasy 社) を通じて同社の保有するモニター 1,000 名に回答を依頼した。調査は、2020 年 5 月に行われた。基本的な調査の手続きは、研究 2 および研究 5 と同様であるが、データの妥当性を高めるために以下 2 つの手続きを踏んだ。まず、サンプリングの妥当性を確保するために、2020 年 4 月時点の人口推計 (総務省, 2020) に依って 5 歳区切りの年齢および性別に従ってサンプリングを行った。また、質問紙の中間に「この設問では、『どちらかと言えばそう思わない』を選んでください」との項目を含め、「どちらかと言えばそう思わない」以外の選択肢を選んだ回答者 ( $n=238$ ) を除外した。その結果、最終的な回答者は 762 名 (男性 341 名, 女性 421 名, 平均年齢 52.47 歳,  $SD = 18.16$  歳) となった。

### 第 2 項 調査内容

質問紙には、厳罰傾向、犯罪不安、社会的支配志向性、アイデンティティの不安定性、経済的不安、排外主義的態度を測定する尺度が含まれた。用いた尺度は、排外主義的態度を除

いて、研究1から5で用いたものと同一である。

排外主義的態度については研究3（第4章）で用いた尺度の信頼性が低かったため、辻・北村（2018）に差し替えた。この尺度は、「定住しようと思って日本に来る外国人」について、「日本文化はこうした外国人によって徐々に損なわれてきている」や「こうした外国人は、全体として日本の経済の役に立っている」（逆転項目）などを尋ねる8項目から構成されていた。各項目に対して、「そう思わない」（1）から「そう思う」（5）の5件法での回答を求めた。

## 第3節 結果

### 第1項 基礎的検討

まず、用いた変数の記述統計および相関を算出した（Table 7-1）。その結果、厳罰傾向は社会的支配志向性の下位因子であるSDO-E以外のすべての変数と有意な相関を示した。

### 第2項 モデルの検証

つづいて仮説モデルを検証するため、共分散構造分析によって仮説モデルの適合度と情報量基準を算出した。その結果、各数値はCFI = .889, RMSEA = .048, BIC = 102707.800であり、CFIの値が若干低かった。そのため、修正指標を参考に、「こうした外国人は、全体としては日本の経済の役に立っている」と「こうした外国人は新しい考えや文化をもたらし、日本の社会を良くしている」、および「こうした外国人が日本に合法的に移住した場合は、日本人と同じ権利をもつべきだ」と「こうした外国人が日本に合法的に移住した場合は、日本人と同じように、義務教育を受けられるほうがよい」という項目の間に共分散を設定した<sup>43</sup>。その結果、適合度は良好な値（CFI = .900, RMSEA = .046）となり、情報量基準も改善した（BIC = 102461.174）。そのためこのモデルを最終的なモデルとして採用した（Figure 7-2）。

このモデルに示される通り、経済的不安とアイデンティティの不安定性から構成され

---

<sup>43</sup> これにより適合度が改善することに加え、前者の2項目はともに逆転項目であり、後者の2項目は外国人に対して市民的権利を与えることを支持する項目であるという点で形式的・概念的にも類似した項目であるため、これらの項目間に共分散を設定することは妥当であると思われる。

Table 7-1

使用変数の相関係数, 平均値, 標準偏差, Cronbachの $\alpha$ 係数

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
1 厳罰傾向														
2 刑罰の厳罰化	.905 **													
3 刑罰の早期拡大化	.891 **	.613 **												
4 犯罪不安	.457 **	.417 **	.403 **											
5 社会的犯罪不安	.497 **	.476 **	.416 **	.900 **										
6 個人的犯罪不安	.351 **	.303 **	.329 **	.929 **	.675 **									
7 排外主義的態度	.368 **	.372 **	.287 **	.248 **	.243 **	.213 **								
8 社会的支配志向性	.183 **	.176 **	.152 **	.030	.006	.046	.332 **							
9 SDO-D	.303 **	.281 **	.262 **	.207 **	.168 **	.208 **	.318 **	.775 **						
10 SDO-E	.005	-.005	.014	.149 **	.149 **	.125 **	-.210 **	-.804 **	-.248 **					
11 不安	.265 **	.245 **	.231 **	.468 **	.414 **	.440 **	.206 **	.059	.236 **	.132 **				
12 経済的不安	.254 **	.255 **	.200 **	.424 **	.437 **	.347 **	.120 **	-.081 *	.092 *	.211 **	.789 **			
13 アイデンティティ不安	.156 **	.122 **	.158 **	.300 **	.201 **	.337 **	.202 **	.178 **	.280 **	-.011	.765 **	.207 **		
14 年齢	.010	.037	-.020	-.063 +	.005	-.111 **	-.042	-.212 **	-.235 **	.104 **	-.322 **	-.085 *	-.423 **	
15 性別 <sup>a</sup>	-.074 *	-.027	-.108 **	-.161 **	-.167 **	-.131 **	.031	.050	.032	-.047	-.045	-.148 **	.083 *	-.078 *
<i>M</i>	3.91	4.29	3.54	3.43	3.64	3.22	2.82	3.55	3.79	4.68	3.11	4.03	2.19	52.47
<i>SD</i>	0.88	1.02	0.95	0.75	0.75	0.88	0.62	0.66	0.81	0.87	0.52	0.69	0.66	18.16
$\alpha$	.93	.93	.91	.90	.89	.92	.81	.85	.81	.88	.88	.88	.91	—

<sup>a</sup>女性=0, 男性=1。 \*\* $p < .01$ , \* $p < .05$ 。

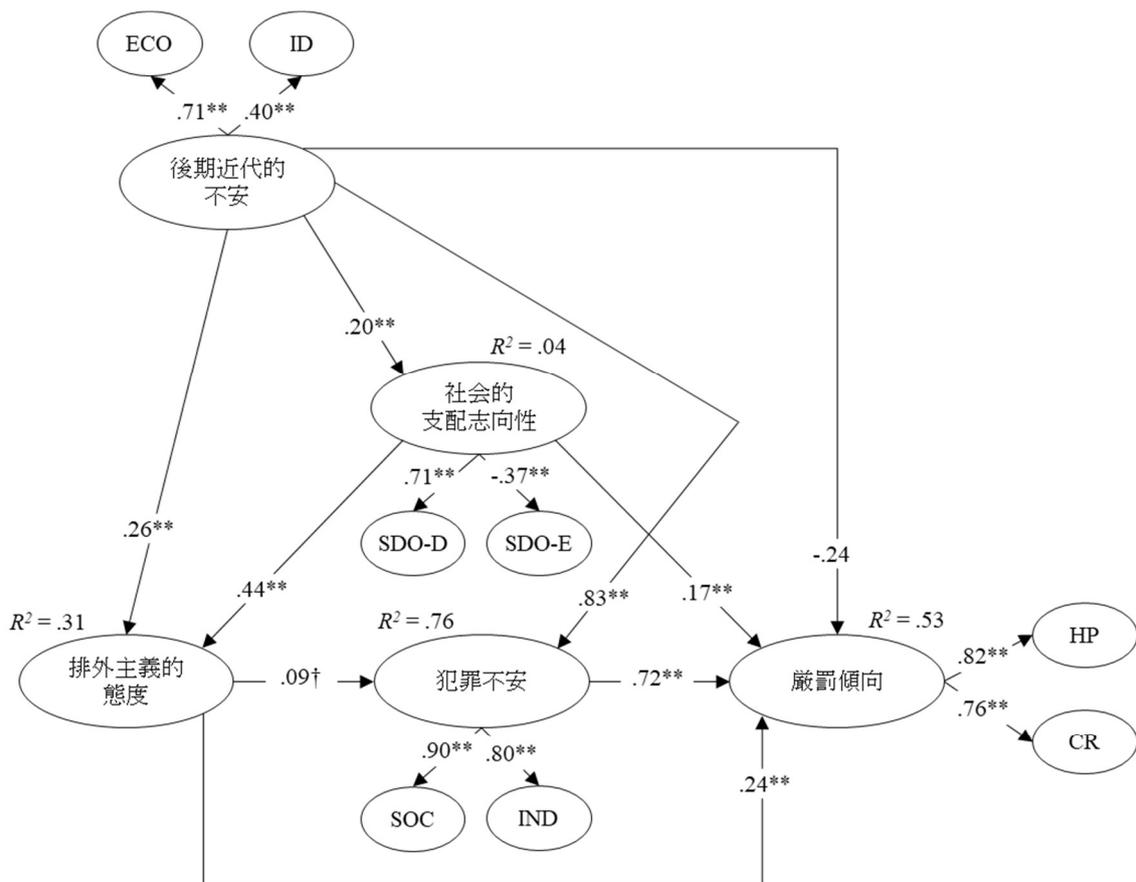


Figure 7-2 共分散構造分析の結果

注) ECO=経済的不安;ID=アイデンティティの不安;SDO-D=支配志向性;SDO-E=平等志向性;SOC=社会的犯罪不安;IND=個人的犯罪不安;HP=刑罰の厳罰化;CR=刑罰の早期拡大化。観測変数は省略。\*\* $p < .01$ , † $p < .10$ .

る後期近代的不安は、社会的支配志向性 ( $\beta = .20, p < .01$ ) および排外主義的態度 ( $\beta = .26, p < .01$ ) の両変数と関連していた。また、後期近代的不安によって強められた社会的支配志向性は排外主義的態度 ( $\beta = .44, p < .01$ ) とも関連していた。さらに、後期近代的不安は犯罪不安と強く関連していた ( $\beta = .83, p < .01$ )。しかし、後期近代的不安から厳罰傾向に至るパスの標準誤差が大きかったことに起因して ( $S.E. = .25$ )、厳罰傾向との関連は有意とはならなかった ( $\beta = -.24, p = .18$ )。犯罪不安と排外主義的態度の関連は有意傾向であった ( $\beta = .09, p = .07$ )。最後に、厳罰傾向は、犯罪不安 ( $\beta = .72, p < .01$ )、排外主義的態度 ( $\beta = .24, p < .01$ )、社会的支配志向性 ( $\beta = .17, p < .01$ ) と有意な関連を示した。

### 第3項 間接・総合効果の検討

最後に、厳罰傾向に対する犯罪不安、排外主義的態度、社会的支配志向性、後期近代的不安の間接・総合効果をブートストラップ法（サンプリング回数: 10,000回）によって検討した。Figure 7-2 で示したように、厳罰傾向に対する後期近代的不安の直接効果は有意でなかったが ( $\beta = -.24, p = .18$ )、Table 7-2 に示されるように他の変数を經由した間接効果は最も大きな値を示した ( $\beta = .42, 95\% \text{ CI} [.45, .77]$ )。排外主義的態度と社会的支配志向性の総合効果も有意であったが（排外主義的態度:  $\beta = .30, 95\% \text{ CI} [.22, .51]$ ; 社会的支配志向性:  $\beta = .20, 95\% \text{ CI} [.09, .47]$ 、それらの間接効果は後期近代的不安のそれより小さく、有意とはならなかった（排外主義的態度:  $\beta = .06, 95\% \text{ CI} [-.01, .17]$ ; 社会的支配志向性:  $\beta = .03, 95\% \text{ CI} [-.01, .09]$ ）。

Table 7-2  
厳罰傾向に対する各変数の直接・間接・総合効果

	厳罰傾向に対する効果											
	直接				間接				総合			
	$\beta$	S.E.	B	95% CI	$\beta$	S.E.	B	95% CI	$\beta$	S.E.	B	95% CI
犯罪不安	.72 **	.08	.51	[.27, .75]	— <sup>a</sup>				.72 **	.08	.51	[.27, .75]
排外主義的態度	.24 **	.07	.29	[.15, .42]	.06	.05	.08	[-.01, .17]	.30 **	.08	.36	[.22, .51]
社会的支配志向性	.17 **	.09	.24	[.06, .42]	.03	.02	.04	[-.01, .09]	.20 **	.10	.28	[.09, .47]
後期近代的不安	-.24	.25	-.34	[-.84, .15]	.65 **	.23	.95	[.50, 1.40]	.42 **	.08	.61	[.45, .77]

<sup>a</sup>効果が設定されていないことを示す。\*\* $p < .01$ 。

## 第4節 小括

### 第1項 モデル全体について

本研究では、後期近代論の理論的枠組みに従ってモデルを作成した Hirtenlehner et al. (2016) に依拠してモデルを作成しその妥当性を検証した。その結果、モデルの適合度は良好であることが示され、モデルは概して支持されたといえる。

### 第2項 個別のパスについて

#### 1. 仮説モデルと異なる結果が得られたパスについて

仮説モデルで想定されたパスのうち有意とならなかったパスは、(1) 後期近代的不安から厳罰傾向に至るパス、および (2) 排外主義的態度から犯罪不安に至るパスである。まず後期近代的不安から厳罰傾向に至るパスについて述べる。上述の Young (1999 青木他訳 2007) では、後期近代化に起因する不安は必ずしも直接厳罰化につながるのではなく、外集団への不寛容性を媒介した上で厳罰化につながるということが論じられていた。また Hirtenlehner et al.

(2016)でも、経済的不安と厳罰傾向の直接のパスは有意でなかった。本研究では、経済的不安だけでなく、アイデンティティの不安定性も含めて後期近代的不安と概念化しモデルに含めたことから、後期近代的不安から厳罰傾向に直接至るパスを設定したが、このパスは有意とはならなかった。

次に(2)排外主義的態度から犯罪不安に至るパスについて述べる。Hirtenlehner et al. (2016)においては、排外主義的態度から犯罪不安に至るパスについては強い関連 ( $\beta = .49$ ) が示されていた。それに対し、用いられた変数が異なるため直接的な比較は不可能ではあるが、本研究ではそのパス係数は  $\beta = .09$  と弱いものであり、有意傾向にとどまった。

先行研究と本研究でこのような相違が生じた理由としては、移民に関する社会的状況の相違が考えられる。つまり、先行研究が調査を行った西欧(オーストリア)では長らく移民の増加が社会的議論の対象とされており(e.g., Murray, 2017 町田訳 2018), 移民の数が日本より多く、その顕在性も日本と比べて大きい。それに対して日本においては、外国人に対する受け入れをいわゆる「高度な人材」のみに限定する「90年体制」が採られており(駒井, 2018), 外国人の数およびその顕在性は西欧に比して小さい。このような相違に起因して、外国人を犯罪と結びつけるような意識が日本においてはそれほど強くはなく、結果としてこのパスは有意傾向にとどまったのではないかと推測される。

しかし日本において入管法が近年改正され、入国の制限が緩和された(浅川, 2019)。これによって今後日本を訪れる外国人の数は増えることが予想される。また、上記の結果からすればその影響力は比較的小さいと考えられるものの、外国人を犯罪者とみなすような言説あるいは慣行が日本にも存在することは多くの研究者によって指摘されている(外国人差別ウォッチ・ネットワーク, 2004, 2008; 五十嵐・永吉 2019; 岡本, 2013; 高谷, 2019)。今後そのような言説が強まれば排外主義的態度と厳罰傾向の関連はより強くなることが予想される。今後は社会の変化に応じて再度調査を行い、本研究の結果と比較することが有益であろう。

## 2. Hirtenlehner et al. (2016) と大きく異なる結果が得られたパスについて

仮説とは一致していたものの Hirtenlehner et al. (2016) と大きく異なる結果が得られたパスは、(1) 犯罪不安から厳罰傾向に至るパス、(2) 後期近代的不安から犯罪不安に至るパス、(3) 排外主義的態度から犯罪不安に至るパスである。このうち(3)は既に上で触れたため、(1)と(2)について触れる。

まず、(1) 犯罪不安から厳罰傾向に至るパスについて、Hirtenlehner et al. (2016) では、犯罪不安と厳罰傾向の間のパス係数は  $\beta = .27$  であった。これに対し本研究でのパス係数は  $\beta = .73$  と非常に高い値を示した。

このような結果の相違は、用いている尺度の性質に起因すると考えられる。すなわち、Hirtenlehner et al. (2016) では、犯罪不安については個人的な水準での犯罪不安のみが取り上げられ、厳罰傾向については本論文でいう刑罰の厳罰化のみが検討されていた。これに対して本研究では、犯罪不安を個人的犯罪不安から社会的犯罪不安という 2 下位因子から、厳罰傾向を刑罰の厳罰化と刑罰の早期拡大化という 2 下位因子からより複合的に捉えた。このような相違の結果、Hirtenlehner et al. (2016) よりも高い値が検出されたのではないかと推測される。

次に (2) 後期近代的不安から犯罪不安について述べると、Hirtenlehner et al. (2016) では、経済的不安と犯罪不安の間のパス係数は  $\beta = .31$  であった。これに対して本研究で後期近代的不安と犯罪不安の間のパス係数は  $\beta = .83$  と非常に強い関連を示した。

本研究では、Hirtenlehner et al. (2016) と異なり、経済的不安に加えてアイデンティティの不安定性を加え、これらから構成される後期近代的不安を用いている。このような操作の結果、Hirtenlehner et al. (2016) と比べてより広い範囲の「不安」が後期近代的不安という変数に含まれ変数自体が抽象化したことで、同じく「不安」である犯罪不安との区別が曖昧になり、結果として関連が非常に強くなったのではないかと考えられる。

## 第8章 総括

以上、本論文では、厳罰傾向を規定する要因をモデル化することを目的として、後期近代論およびそれを実証した Hirtenlehner et al. (2016) に依拠しつつ調査を行った。本章では得られた結果を考察し、本論文全体の結論を述べる（第1節）。第2節では本論文から得られる意義について、第3節では本研究の限界と今後の研究の方向性を論じる。

### 第1節 得られた結果の考察

#### 第1項 研究全体について

本研究では、研究1で厳罰傾向を測定する尺度を作成し、研究2から研究5で厳罰傾向と個別の変数の関連を検討した。その結果、研究2から研究5では、それぞれの研究で目的とした変数（犯罪不安、経済的不安、排外主義的態度、アイデンティティの不安定性、社会的支配志向性）は厳罰傾向と有意な関連を示した。

また、これらの研究で得られた知見および明らかになった課題を反映した上で、研究6では最終的なモデルを作成した。その結果、モデル全体の適合度は良好であった。さらに、モデルに含まれる個別のパスについてみると、経済的不安とアイデンティティの不安定性から構成される後期近代的不安およびそれによって強められる社会的支配志向性は排外主義的態度を強め、犯罪不安も同様に後期近代的不安によって強められることが示された。また厳罰傾向は、このようにして強められた社会的支配志向性、排外主義的態度、犯罪不安によって強められることも示された（Figure 7-2）。

本論文が準拠した Hirtenlehner et al. (2016) では、不安定な社会状況に置かれた人々が自らの経済的状況やアイデンティティの不安定さに対する不安を補償するべく社会の周縁に存在する集団に対する不寛容性を強め、そのような不寛容性が犯罪者に向けられた結果として厳罰傾向が強まることが想定されていた。研究6では、このような想定を置くモデルと大部分一致する結果が得られた。このことから、不安定化した自らの生活条件のスケープゴートとして外国人や犯罪者が選ばれ、その結果として厳罰傾向が強められるという心理的メカニズムは、このモデルが直接の対象としていた西欧各国と大きく異なる社会状況を持つ日本においても一定程度の妥当性を持つものと考えられる。

## 第2項 個別の変数について

次にモデルに含まれる個別の変数について見ると、犯罪不安、排外主義的態度、社会的支配志向性は個別に検討した場合でも（研究2から5）、モデルに含め他変数を投入した上でも（研究6）、厳罰傾向と有意な関連を示した。これらの結果から、犯罪不安、排外主義的態度、社会的支配志向性は厳罰傾向を規定する重要な変数であることが示唆された。

他方で、本研究で経済的不安とアイデンティティの不安から成る変数として新たにモデルに投入した後期近代的不安については、アイデンティティの不安定性と厳罰傾向は有意な関連を示したものの（研究4）、モデルに含め他変数を投入した場合には、厳罰傾向とは直接の関連を示さなかった（研究6）。とはいえ、これは後期近代的不安が厳罰傾向にとって重要でないことを意味するのではない。Table 7-3で示されたように、犯罪不安、社会的支配志向性、排外主義的態度を経由した後期近代的不安の厳罰傾向に対する総合効果は有意であり、社会的支配志向性および排外主義的態度の総合効果をも上回っていた。この結果からすれば、後期近代的不安は厳罰傾向を規定する上で間接的ではあるにしても重要な役割を果たすものと考えられる。

## 第3項 本論文全体の結論

以上、本研究では、厳罰傾向の個人差を説明する要因として、犯罪不安や後期近代的不安などの変数に着目し分析を行ってきた。その結果をまとめて本論文全体の結論を述べると以下の通りとなる。すなわち、厳罰傾向の最も重要な規定要因は犯罪不安である。しかし他方で、犯罪不安を規定する後期近代的不安や、同じく後期近代的不安によって強められる社会的支配志向性や排外主義的態度も厳罰傾向を規定する上で重要な役割を果たす。したがって、厳罰傾向を理解する上では犯罪不安のみに着目するのは不十分であり、社会的支配志向性や排外主義的態度、そして何よりもまずそれらを規定する後期近代的不安にも注意を払う必要がある。

## 第2節 本論文の意義

上記の結論から得られる本論文の意義ないし示唆としては、道具的な変数と象徴的な変数の関連を既存の研究以上に精緻化したことが挙げられる。厳罰傾向の規定要因を整理する枠組みとして、従来はその規定要因を、犯罪不安や犯罪リスク知覚などの犯罪の低減を目的とする道具的な変数と、権威主義などのより幅広い社会的態度を含む象徴的な変数に分

ける議論 (Tyler & Weber, 1982; Tyler & Boeckmann, 1997) が支持を集めていた (e.g., Gerber & Jackson, 2016; King & Maruna, 2009)。この議論では、道具的な変数よりも象徴的な変数が重要であると主張され、この枠組みに沿って日本で行われた研究でも、犯罪不安ではなく象徴的な変数 (社会観やモラル低下懸念など) が厳罰傾向のより重要な規定要因であるとされていた (松原英世, 2009, 2017)。

しかし、本論文で提示したモデルでは、象徴的な変数 (社会的支配志向性、排外主義的態度、後期近代的不安) のみならず道具的な変数 (犯罪不安) も厳罰傾向を有意に規定することが示された。また、犯罪不安という道具的な変数は、排外主義的態度との関連は有意傾向に留まるものの、後期近代的不安によって有意に規定されることも示された。

以上のように、本研究のモデルは、これまで二者択一的に捉えられてきた道具的な変数と象徴的な変数を 1 つのモデルに統合し、その両者が相互に関わり合いながら厳罰傾向と関連するメカニズムを精緻化したという点で意義を有すると考えられる。

### 第 3 節 本研究の限界と今後の方向性

以上の意義が認められるとはいえ、本論文にはいくつかの限界があり、今後もさらなる検討が必要である。そのような検討の方向性としては以下のものが考えられる。第一の方向性は、理論との接続である。本論文では、後期近代論を理論的背景とした Hirtenlehner et al. (2016) のモデルを参照しつつ、厳罰傾向の個人差を説明するモデルを提案することを目的として調査を行い、一定程度の妥当性を有するモデルを作成した。この結果は、後期近代論が個人レベルの厳罰傾向の個人差を説明するモデルの理論的枠組みとしても一定程度有用である可能性があることを示唆していると考えられるが、本論文で妥当なモデルが作成されたことをもって直ちに後期近代論が妥当であるということにはならない。すなわち、後期近代論が想定するような、社会構造の変化が市民の態度ないし意識の変化に結びついているという想定は本研究では検証できていない。この点は異なる社会構造を有する社会間での比較調査や、社会構造の変化の前後での縦断的な調査を行う必要がある。

第二の方向性は、モデルの拡張である。たとえば、本論文が依拠した後期近代論と密接に関連する刑罰ポピュリズム論 (e.g., Bottoms, 1995; Pratt, 2007) では、犯罪被害者をはじめとする一般市民の発言権が刑事司法において増大し、それに伴って刑事司法への信頼が低下したことが厳罰化の引き金となったことが論じられる。このような議論を背景に刑事司法への信頼と厳罰傾向の関連を検討した研究は多く存在する (Costelloe et al., 2002; 向井・藤

野, 2020a; Ramirez, 2013; Sööt, 2013; Tyler & Boeckmann, 1997; Unnever & Cullen, 2010)。そして、このような対象となる機関や行為者への信頼は、問題となっている事柄についての関心の程度によって異なることが示されている（向井・藤野, 2020a; Mukai, Nozawa, Ohta, Miyagawa, & Nakagawa, in press; 中谷内・Cvetokovich, 2008）。これらのことからすれば、刑事司法機関への信頼や犯罪ないし刑罰についての関心によって、厳罰傾向の程度およびその規定要因も異なることが考えられる。

また、後期近代と関連する変数としても、若年者のモラル低下への懸念である「世代間不安」(King & Maruna, 2009) や、「地域の変化への懸念」および「集合的効力感への懸念」(Gerber & Jackson, 2016) といった変数を含める研究が行われている。また、Hirtenlehner & Farrall (2012) は、「近代化に伴う不安 (Modernisierungsängste)」として、犯罪不安や経済的不安と並んで、より全般的な不安を検討している<sup>44</sup>。本研究では、後期近代的不安として経済的不安とアイデンティティの不安定性を取り上げたが、世代間不安や地域の変化への懸念などの変数を追加することもあり得るであろう。さらに、従属変数についても第2章(研究1)では治療傾向を測定する尺度も作成したが、本論文ではその規定要因については全く検討していない。今後はこのような変数を含めて、さらにモデルを拡張ないし修正していくことが有益であろう。関連して、犯罪不安の下位概念についても今後検討の余地がある。すなわち、本研究では先行研究に従い、社会的犯罪不安、個人的犯罪不安、代理的犯罪不安という下位概念を想定し、社会的犯罪不安および個人的犯罪不安をモデルに含めたが、これらの概念には高い相関が見られた。このような高い相関は、下位概念間の弁別が適当に行われていない可能性を示唆しているとも捉えられる。今後もより適切な概念化に向けて検討を進めていく必要があるだろう。

第三に、本研究では、個別の犯罪ないし犯罪者に対する量刑判断ではなく、より一般的な水準での厳罰傾向を検討した。これは量刑判断研究が日本でも広く行われているのに対し、厳罰傾向に関する研究はほとんど存在しないという理由に基づくものであるが、量刑判断においても本論文で検討したような後期近代的論的な枠組みが妥当するかはいまだ検証されていない。犯罪類型ごとに求められる量刑判断の程度および判断過程が異なることはこ

---

<sup>44</sup> 全般的な不安の具体的な内容としては、「孤独になること」や「たくさんの友人や知人を失うこと」、「重病にかかること」などについてどの程度不安を感じるかを尋ねた項目が用いられている。

れまでの研究で繰り返し指摘されている (Koppel, Fondacaro, & Na, 2018; Robinson & Kurzban, 2007) <sup>45</sup>。これらの結果を考慮に入れれば、本研究の結果がすべての犯罪ないし犯罪者に妥当するのか、それとも特定の種類の犯罪ないし犯罪者のみに妥当するのかを検証し、本モデルの一般化可能性の限界を把握することは有益な研究の方向性であろう。

第四に、サンプリングの問題がある。本研究では学生を対象とした便宜的サンプリングおよびウェブ調査会社によるオンライン調査を行った。しかし、これらのサンプルないしサンプリングの代表性ないし妥当性にも議論がありうる。今後は、第一・第二の方向性と合わせて、本研究で得られた知見の頑健性も検証される必要があるだろう。

---

<sup>45</sup> 日本においても、綿村他 (2010) は、強盗事件と横領事件では量刑判断のプロセスが若干異なること、向井・西川 (2018)、西川・向井 (2019)、西川・向井・松木 (2020)、松木・西川・向井 (2020) は著作権侵害事件 (違法ダウンロード・アップロード) とそれ以外の罪種では当該侵害行為に対して求められる取締りや刑罰の程度が異なる可能性を示唆している。また、松原・松澤 (2019) は、一般的に厳罰を支持するかと尋ねられた場合と個別の罪種についての量刑判断を求められた場合には回答の傾向が異なることを示唆している。

## 引用文献

- 阿部謹也 (1978). 刑吏の社会史 中央公論新社
- Adorno, T. W., Frenkel-Brunswik, E., Levinson, D., & Sanford, N. (1950). *The authoritarian personality*. Harper: New York. (アドルノ, T. W. 田中久義・矢沢修次郎・小林修一 (訳)(1980). 権威主義的パーソナリティ——現代社会学体系第 12 卷—— 青木書店)
- Adriaenssen, A., & Aertsen, I. (2015). Punitive attitudes: Towards an operationalization to measure individual punitivity in a multidimensional way. *European Journal of Criminology*, 12, 92–112.
- 坏 洋一 (2012). 福祉国家 法律文化社
- Allen, F. (1978). Decline of the rehabilitative ideal in American criminal justice. *Cleveland State Law Review*, 27, 147–156.
- Allen, F. (1981). *The decline of rehabilitative ideal: Penal policy and social purpose*. New Haven: Yale University Press.
- Almond, G. A., & Verba, S. (1963). *The civic culture: Political attitude and democracy in five nations*. New Jersey: Princeton University Press. (アーモンド, G., ヴァーバ, S. 石川一雄・片岡寛光・木村修三・深谷満男 (訳)(1974). 現代市民の政治文化——五カ国における政治的態度と民主主義—— 勁草書房)
- Altemeyer, B. (1981). *Right-wing authoritarianism*. University of Manitoba Press.
- Altemeyer, B. (1998). The other “authoritarian personality.” *Advances in Experimental Social Psychology*, 30, 47–92.
- American Friends Service Committee (1971). *Struggle for justice: A report on crime and punishment in America*. New York: Hill and Wang.
- Applegate, B. K., Cullen, F. T., Turner, M. G., & Sundt, J. L. (1996). Assessing public support for three-strikes-and-you’re-out laws: Global versus specific attitudes. *Crime and Delinquency*, 42, 517–534.
- Applegate, B. K., Davis, R. K., & Cullen, F. T. (2009). Reconsidering child saving: The extent and correlates of public support for excluding youths from the juvenile court. *Crime and Delinquency*, 55, 51–77.
- 荒井崇史・藤 圭・吉田富二雄 (2010). 犯罪情報が幼児を持つ母親の犯罪不安に及ぼす影響 心理学研究, 81, 397–405.
- Armborst, A. (2014). Kriminalitätsfurcht und punitive Einstellungen Indikatoren, Skalen und Interaktionen. *Soziale Probleme*, 25, 105–142.

- 浅川晃広 (2019). 知っておきたい入管法——増える外国人と共生できるか—— 平凡社新書
- 浅古 弘 (2010). 刑事法 浅古 弘・伊藤孝夫・植田信廣・神保文夫 (編) 日本法制史 (pp. 409–410) 青林書院
- Baker, J. O., Cañarte, D., & Day, L. E. (2018). Race, xenophobia, and punitiveness among the American public. *Sociological Quarterly*, 59, 363–383.
- Barkan, S. E., & Cohn, S. F. (1994). Racial prejudice and support for the death penalty by whites. *Journal of Research in Crime and Delinquency*, 31, 202–209.
- Bauman, Z. (1987). *Legislators and interpreters: On modernity, postmodernity and intellectuals*. Cambridge: Polity Press. (バウマン, Z. 向山恭一・萩原能久・木村光太郎・奈良和重 (訳)(1995). 立法者と解釈者——モダニティ・ポストモダニティ・知識人—— 昭和堂)
- Bauman, Z. (1998). *Work, consumerism and the new poor*. 2nd ed. Philadelphia: Open University Press. (バウマン, Z. 伊藤茂 (訳)(2008). 新しい貧困——労働・消費主義・ニュープア—— 青土社)
- Bauman, Z. (2000). *Liquid modernity*. Cambridge: Polity. (バウマン, Z. 森田典正 (訳)(2001). リキッド・モダニティ 大月書店)
- Bauman, Z. (2005). *Liquid life*. Cambridge: Polity Press. (バウマン, Z. 長谷川啓介 (訳)(2008). リキッド・ライフ——現代における生の諸相—— 大月書店)
- Beccaria, C. (1984). Dei delitti e delle pene. In G. Francioni, & L. Firpo (Eds.), *Edizione nazionale delle opere di Cesare Beccaria: Dei delitti e delle pene*. Vol. 1 (pp. 15–129). Milano: Mediobanca. (Original work published 1764)(ベッカリーア, C. 小谷眞男 (訳)(2011). 犯罪と刑罰 東京大学出版会)
- Beck, U. (1986). *Risikogesellschaft: Auf dem Weg in eine andere Moderne*. Frankfurt am Main: Suhrkamp. (ベック, U. 東廉・伊藤美登里 (訳)(1998). 危険社会——新しい近代への道—— 法政大学出版局)
- Beck, U. (1999). *World risk society*. Oxford: Blackwell. (ベック, U. 山本啓 (訳)(2014). 世界リスク社会 法政大学出版局)
- ベック, U. (2011). リスク社会における家族と社会保障 ベック, U.・鈴木宗徳・伊藤美登里 (編著) リスク化する日本社会——ウルリッヒ・ベックとの対話—— (pp. 15–35) 岩波書店
- Blumstein, A., Tonry, M., & Van Ness, A. (2014). Crossnational measures of punitiveness.

*International Crime and Justice*, 33, 82–90.

- Botsman, D. V. (2005). *Punishment and power in the making of modern Japan*. New Jersey: Princeton University Press. (ボツマン, D. V. 小林朋則 (訳)(2009). 血塗られた慈悲、笞打つ帝国。——江戸から明治へ、刑罰はいかに権力を変えたのか?—— インターシフト)
- Bott, K., & Koch-Arzberger, C. (2012). Der Faktor Furcht: Auswirkungen der islamistischen Terrorgefahr: Befunde einer repräsentativen Studie in Hessen. *Monatsschrift für Kriminologie und Strafrechtsreform*, 95, 132–141.
- Bottoms, A. (1995). The philosophy and politics of punishment and sentencing. In C. Clarkson & R. Morgan (Eds.), *The politics of sentencing reform* (pp. 17–49). Oxford: Oxford University Press.
- Braithwaite, J. (1989). *Crime, shame, and reintegration*. Cambridge: University of Cambridge Press.
- Brislin, R. W. (1970). Back-translation for cross-cultural research. *Journal of Cross-Cultural Psychology*, 1, 185–216.
- Carlsmith, K. M., Darley, J. M., & Robinson, P. H. (2002). Why do we punish? deterrence and just deserts as motives for punishment. *Journal of Personality and Social Psychology*, 83, 284–299.
- Cavadino, M., Dignan, J., Mair, G., & Bennett, J. (2020). *The penal system: An introduction*. 6th ed. Los Angeles: Sage.
- Chen, G. (2016). Punitive attitudes and causal attribution of crime among Israeli police officers: is there a gender gap? *Psychology, Crime and Law*, 22, 758–776.
- Chiricos, T., Stupi, E. K., Stults, B. J., & Gertz, M. (2014). Undocumented immigrant threat and support for social controls. *Social Problems*, 61, 673–692.
- Chiricos, T., Welch, T., & Gertz, M. (2004). Racial typification of crime and support for punitive measures. *Criminology*, 42, 358–390.
- Cooper, D. (1971). *The death of the family*. London: Penguin Press. (クーパー, D. 塚本嘉壽・笠原嘉 (訳)(2000). 家族の死 新装版 みすず書房)
- Costelloe, M. T., Chiricos, T., Buriánek, J., Gertz, M., & Maier-Katkin, D. (2002). The social correlates of punitiveness toward criminals: A comparison of the Czech Republic and Florida. *Justice System Journal*, 23, 191–220.
- Costelloe, M. T., Chiricos, T., & Gertz, M. (2009). Punitive attitudes toward criminals: Exploring the relevance of crime salience and economic insecurity. *Punishment and Society*, 11, 25–49.
- Courtright, K. E., & Mackey, D. A. (2004). Job desirability among criminal justice majors: Exploring relationships between personal characteristics and occupational attractiveness. *Journal of Criminal Justice Education*, 15, 311–326.
- CrimeInfo (n.d.). 死刑執行数 Retrieved from <https://www.crimeinfo.jp/data/toukei/execution/>

(2021年4月12日)

- Cullen, F. T., Clark, G. A., Cullen, J. B., & Mathers, R. A. (1985). Attribution, salience, and attitudes toward criminal sanctioning. *Criminal Justice and Behavior*, 12, 305–331.
- Cullen, F. T., Cullen, J. B., & Wozniak, J. F. (1988). Is rehabilitation dead? The myth of the punitive public. *Journal of Criminal Justice*, 16, 303–317.
- Cullen, F. T. & Gilbert, K. E. (2012). *Reaffirming rehabilitation*. 2nd ed. London: Routledge.
- Cunneen, C., Baldry E., Brown, D., Brown, M., Schwartz, M., & Steel, A. (2016). *Penal culture and hyperincarceration: The revival of the prison*. London and New York: Routledge. (Original work published 2013)
- 戴 伸峰・大渕憲一・石毛 博 (2006). 青少年犯罪の原因に対する一般市民と専門家の認知の比較 犯罪心理学研究, 44, 19–32.
- Dambrun, M. (2007). Understanding the relationship between racial prejudice and support for the death penalty: The racist punitive bias hypothesis. *Social Justice Research*, 20, 228–249.
- 団藤重光 (1990). 刑法綱要総論 第3版 創文社
- 団藤重光 (1991). 死刑廃止論 有斐閣
- 団藤重光・村井敏邦・斉藤豊治 (編著)(1999). ちょっと待って 少年法「改正」 日本評論社
- 団藤重光・村井敏邦・斉藤豊治 (編著)(2000). 「改正」少年法を批判する 日本評論社
- Deyon, P. (1975). *Le temps des prisons: Essai sur l'histoire de la délinquance et les origines du système pénitentiaire*. Paris : Editions Universitaires. (デイヨン, P. 福井憲彦 (訳)(1982). 監獄の時代——近代フランスにおける犯罪の歴史と懲治監獄体制の起源に関する試論—— 新評論)
- Dacey, A. V. (1917). *Lectures of the relation between law and public opinion in England during the nineteenth century*. London: Macmillan. (ダイシー, A. V. 清水金二郎 (訳) 菊池勇夫 (監訳)(1972). 法律と世論 法律文化社)
- Duffee, D., & Ritti, R. (1977). Correctional policy and public values. *Criminology*, 14, 449–459.
- Elias, N. (1969a). *Über den Prozess der Zivilisation: Soziogenetische und psychogenetische Untersuchungen: Wandlungen des Verhaltens in den weltlichen Oberschichten des Abendlandes*. 2. Aufl. Bern und München: Francke. (エリヤス, N. 赤井慧爾・中村元保・吉田正勝 (訳)(1977). 文明化の過程 (上)——ヨーロッパ上流階層の風俗の変遷—— 法政大学出版局)
- Elias, N. (1969b). *Über den Prozess der Zivilisation: Soziogenetische und psychogenetische Untersuchungen: Wandlungen der Gesellschaft/Entwurf zu einer Theorie der Zivilisation*. 2. Aufl.

- Bern und München: Francke. (エリアス, N. 波田節夫・溝辺敬一・波田洋・藤平浩之 (訳)(1978). 文明化の過程 (下) ——社会の変遷/文明化の理論のための見取図—— 法政大学出版局)
- Elias, N. (1989). *Studien über die Deutschen: Machtkämpfe und Habitusentwicklung im 19. und 20. Jahrhundert*. 2nd ed. Berlin: Suhrkamp (Hrsg. von Michael Schröter) (エリアス, N. シュレーター, M. (編) 青木隆嘉 (訳)(1996). ドイツ人論——文明化と暴力—— 法政大学出版局)
- Erikson, E. H. (1968). *Identity: Youth and crisis*. New York: W. W. Norton. (エリクソン, E. H., 岩瀬庸理 (訳)(1969). 主体性——青年と危機—— 北望社)
- Erikson, E. H. (1974). *Dimensions of a new identity: The 1973 Jefferson lectures in the humanities*. New York: W. W. Norton & Company. (エリクソン, E. H., 五十嵐武士 (訳)(1979). 歴史の中のアイデンティティ みすず書房)
- Erikson, E. H. (1980). *Identity and life cycle*. New York: W. W. Norton and Company. (エリクソン, E. H., 西平直・中島由恵 (訳)(2011). アイデンティティとライフサイクル 誠信書房)
- Falco, D. L., & Martin, J. S. (2012). Examining punitiveness: Assessing views toward the punishment of offenders among criminology and non-criminology students. *Journal of Criminal Justice Education, 23*, 205–232.
- Ferraro, K. E. (1995). *Fear of crime: Interpreting victimization risk*. Albany: State University of New York.
- Festinger, L. (1954). A theory of social comparison processes. *Human Relations, 7*, 117–140.
- Foucault, M. (1975). *Surveiller et punir: Naissance de la prison*. Paris: Gallimard. (フーコー, F. 田村 俣 (訳)(1977). 監獄の誕生——監視と処罰—— 新潮社)
- Fujita, M. (2018). *Japanese society and lay participation in criminal justice : Social attitudes, trust, and mass media*. Frankfurt am Main: Springer.
- 福井 厚 (編著)(2011). 死刑と向きあう裁判員のために 現代人文社
- 外国人差別ウォッチ・ネットワーク (編)(2004). 外国人包囲網——「治安悪化」のスケープゴート—— 現代人文社
- 外国人差別ウォッチ・ネットワーク (編)(2008). 外国人包囲網 PART 2——強化される管理システム—— 現代人文社
- Garland, D. (1990). *Punishment and modern society: A study in social theory*. Chicago: Chicago University Press. (ガーランド, D. 向井智哉 (訳) 藤野京子 (監訳)(2016). 処罰と近代社会

- Garland, D. (2001). *The culture of control*. Chicago: University of Chicago Press.
- Garland, D. (2016). *The welfare state: A very short introduction*. Oxford: Oxford University Press.
- Garland, D. (2018). *Punishment and welfare: A history of penal strategies*. New Orleans: Quid Pro Books (Original work published 1985).
- Gault, B. A., & Sabini, J. (2000). The roles of empathy, anger, and gender in predicting attitudes toward punitive, reparative, and preventative public policies. *Cognition and Emotion*, 14, 495–520.
- Gerber, M. M., & Jackson, J. (2016). Authority and punishment: On the ideological basis of punitive attitudes towards criminals. *Psychiatry, Psychology and Law*, 23, 113–134.
- Gerber, M. M., Hirtenlehner, H., & Jackson, J. (2010). Insecurities about crime in Germany, Austria and Switzerland: A review of research findings. *European Journal of Criminology*, 7, 141–157.
- Gergen, K. J. (1991). *The saturated self: Dilemmas of identity in contemporary life*. New York: Basic Books.
- Giddens, A. (1990). *The consequences of modernity*. California: Board of Trustees of the Leland Stanford Junior University. (ギデنز, A. 松尾精文・小幡正敏 (訳)(1993) 近代とはいかなる時代か? 而立書房)
- Giddens, A. (1991). *Modernity and self-identity: Self and society in the late modern era*. London: Blackwell. (ギデنز, A. 秋吉美都・安藤太郎・筒井淳也 (訳)(2005). モダニティと自己アイデンティティ ハーベスト社)
- Giddens, A. (1999). *Runaway world*. London: Profile Books. (ギデنز, A. 佐和隆光 (訳)(2001). 暴走する世界——グローバル化は何をどう変えるのか—— ダイヤモンド社)
- Glaze, L. E., & Kaeble, D. (2014). *Correctional populations in the United States, 2013*. Retrieved from <https://www.bjs.gov/content/pub/pdf/cpus13.pdf> (2021年1月1日)
- Green, D. A. (2008). *When children kill children: Penal populism and political culture*. Oxford: Oxford University Press.
- Green, D. A. (2009). Feeding wolves: Punitiveness and culture. *European Journal of Criminology*, 6, 517–536.
- Hamilton, C. (2014). Reconceptualizing penalty towards a multidimensional measure of punitiveness. *British Journal of Criminology*, 54, 321–343.
- Hartnagel, T. F., & Templeton, L. J. (2012). Emotions about crime and attitudes to punishment. *Punishment and Society*, 14, 452–474.
- 橋本裕蔵 (2003). ストーカー行為等規制法の解説 一橋出版
- 橋本 剛 (2012). 個人的対人関係と犯罪不安の関連 対人社会心理学研究, 12, 31–39.

- Hay, C. (1995). Mobilization through interpellation: James Bulger, juvenile crime and the construction of a moral panic. *Social and Legal Studies*, 4, 197–223.
- 樋口直人 (2014). 日本型排外主義——在特会・外国人参政権・東アジア地政学—— 名古屋大学出版会
- 平松義郎 (1960). 近世刑事訴訟法の研究 創文社
- 平松義郎 (1988). 江戸の罪と罰 平凡社
- 平野龍一 (1966). 刑法の基礎 東京大学出版会
- 平野龍一 (2001). 時代の挑戦と刑法学の対応 現代刑事法, 3, 2-5.
- 平山真理 (2000). メーガン法の成立過程と問題点——被害者保護政策論のための考察—— 犯罪社会学研究, 25, 104–122.
- Hirtenlehner, H. (2010). Instrumentell oder expressiv? Zu den Bestimmungsfaktoren individueller Straflust. *Soziale Probleme*, 21, 192–224.
- Hirtenlehner, H., Bacher, J., Oberwittler, D., & Hummelsheim, D. (2012). Strategien der Bearbeitung sozialer Marginalität: Eine empirische Klassifikation europäischer Kontrollregime. *Soziale Welt*, 63, 191–211.
- Hirtenlehner, H., & Farrall, S. (2012). Modernisierungängste, lokale Irritation und Furcht vor Kriminalität: Eine vergleichende Untersuchung zweier Denkmodelle. *Monatsschrift Fur Kriminologie und Strafrechtsreform*, 95, 93–114.
- Hirtenlehner, H., Groß, E., & Meinert, J. (2016). Fremdenfeindlichkeit, Straflust und Furcht vor Kriminalität. *Soziale Probleme*, 27, 17–47.
- Ho, A. K., Sidanius, J., Pratto, F., Levin, S., Thomsen, L., Kteily, N., & Sheehy-Skeffington, J. (2012). Social dominance orientation: Revisiting the structure and function of a variable predicting social and political attitudes. *Personality and Social Psychology Bulletin*, 38, 583–606.
- Ho, A. K., Sidanius, J., Kteily, N., Sheehy-Skeffington, J., Pratto, F., Henkel, K. E., Foels, R., & Stewart, A. L. (2015). The nature of social dominance orientation: Theorizing and measuring preferences for intergroup inequality using the new SDO<sub>7</sub> scale. *Journal of Personality and Social Psychology*, 109, 1003–1028.
- Hogan, M. J., Chiricos, T., & Gertz, M. (2005). Economic insecurity, blame, and punitive attitudes. *Justice Quarterly*, 22, 392–412.
- 堀 啓造 (2005). 因子分析における因子数決定法平行分析を中心にして 香川大学経済論叢, 77, 545-580.
- Hough, M. (2004). Worry about crime: Mental events or mental states? *International Journal of Social Research Methodology*, 7, 173–176.

- 法務総合研究所 (2020). 令和元年版 犯罪白書 昭和情報プロセス Retrieved from <http://www.moj.go.jp/content/001338452.pdf> (2021年4月12日)
- Hutton, N. (2005). Beyond populist punitiveness? *Punishment and Society*, 7, 243–258.
- 五十嵐 彰・永吉希久子 (2019). 移民排斥——世論はいかに正当化しているか—— 高谷 幸 (編著) 移民政策とは何か——日本の現実から考える—— (pp. 145-165) 人文書院
- Indermaur, D., & Hough, M. (2002). Strategies for changing public attitudes to punishment. In J. Roberts & M. Hough (Eds.), *Changing attitudes to punishment: Public opinion, crime and justice* (pp. 198–214). Cullompton: Willan.
- 板山 昂 (2012). 刑罰に対する考え方が量刑判断に及ぼす影響——厳罰志向性尺度の作成と検討—— 日本心理学会第76回大会論文集, 482.
- 板山 昂 (2014). 裁判員裁判における量刑判断に関する心理学的研究——量刑の決定者と評価者の視点からの総合的考察—— 風間書房
- 石井良助 (1964a). 法制史——体系日本史叢書4—— 山川出版社
- 石井良助 (1964b). 江戸の刑罰 中央公論社
- 伊藤周平 (2002). 「構造改革」と社会保障——介護保険から医療制度改革へ—— 萌文社
- 伊藤周平 (2007). 権利・市場・社会保障——生存権の危機から再構築へ—— 青木書店
- 伊東裕司 (2019). 裁判員の判断の心理——心理学実験から迫る—— 慶應義塾大学出版会
- Jackson, J. (2004). Experience and expression: social and cultural significance in the fear of crime. *British Journal of Criminology*, 44, 946–966.
- Jackson, J. (2006). Introducing fear of crime to risk research. *Risk Analysis*, 26, 253–264.
- Jiang, S., Lambert, E. G., Wang, J., Saito, T., & Pilot, R. (2010). Death penalty views in China, Japan and the U.S.: An empirical comparison. *Journal of Criminal Justice*, 38, 862–869.
- Johnson, D. (2001). Punitive attitudes on crime: Economic insecurity, racial prejudice, or both? *Sociological Focus*, 34(1), 33–54.
- Johnson, D. (2008). Racial prejudice, perceived injustice, and the Black-White gap in punitive attitudes. *Journal of Criminal Justice*, 36, 198–206.
- Johnston, N. (2000). *Forms of constraint: A history of prison architecture*. Champaign: University of Illinois Press. (ジョンストン, N. 丸山聡美・小林純子 (訳)(2002). 図説 監獄の歴史——監禁・勾留・懲罰—— 原書房)
- Jost, J. T., & Thompson, E. P. (2000). Group-based dominance and opposition to equality as independent predictors of self-esteem, ethnocentrism, and social policy attitudes among African Americans and European Americans. *Journal of Experimental Social Psychology*, 36, 209–232.

- 唐沢 穰・松村良之・奥田太郎 (2018a). はしがき 唐沢穰・松村良之・奥田太郎 (編著) 責任と法意識の人間科学 (pp. i-iv) 勁草書房
- 唐沢 穰・松村良之・奥田太郎 (編著)(2018b). 責任と法意識の人間科学 勁草書房
- 川端 博 (2003). 「立法」の時代を迎えた刑事法学 学術の動向, 8, 39-41.
- 川端 博 (2004). 序論・刑事立法の時代のキーワード 刑法雑誌, 43, 264-267.
- 警視庁(2019). 「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」が施行されました (平成 26 年 5 月 20 日から) Retrieved from [https://www.keishicho.metro.tokyo.jp/smph/about\\_mpd/keiyaku\\_horei\\_kohyo/horei\\_jorei/horeikaisei.html](https://www.keishicho.metro.tokyo.jp/smph/about_mpd/keiyaku_horei_kohyo/horei_jorei/horeikaisei.html) (2021 年 1 月 1 日)
- Kelly, D. (2014). Punish or reform? Predicting prison staff punitiveness. *Howard Journal of Criminal Justice*, 53(1), 49-68.
- Keßler, A. (2014). *Punitivität und die gesellschaftliche Wahrnehmung von Sexualstraftätern: Delikteinschätzungen, Kriminalitätäufurcht, Einstellungen zu Strafe*. Berlin: Verlag für Polizeiwissenschaft.
- 金 明秀 (2015). 日本における排外主義の規定要因——社会意識論のフレームを用いて——フォーラム現代社会学, 14, 36-53.
- 木村亀二 (2010). 死刑論 アテネ文庫復刻版 弘文堂 (Original worked published 1949)
- King, A., & Maruna, S. (2009). Is a conservative just a liberal who has been mugged?: Exploring the origins of punitive views. *Punishment and Society*, 11, 147-169.
- 小林真生 (編著)(2013). レイシズムと外国人嫌悪——移民・ディアスポラ研究 3—— 明石書店
- 駒井 洋 (2018). 多文化共生政策の展開と課題 移民政策学会設立 10 周年記念論集刊行委員会 (編) 移民政策のフロンティア——日本の歩みと課題を問い直す—— (pp. 12-17) 明石書店
- 近藤 敦 (2019). 多文化共生と人権——諸外国の「移民」と日本の「外国人」—— 明石書店
- 近藤文哉・向井智哉 (2017). 計量的手法を用いたムスリムに対する受容的態度の規定要因の検討——「非ムスリム研究」の展開に向けて—— 中東学会年報, 33, 97-100.
- Koppel, S., Fondacaro, M., & Na, C. (2018). Cast into doubt: Free will and the justification for punishment. *Behavioral Sciences and the Law*, 36, 490-505.
- 交通法科学研究会 (編)(2005). 危険運転致死傷罪の総合的研究——重罰化立法の検証—— 日本評論社

- Kury, H., Brandenstein, M., & Obergfell-Fuchs, J. (2009). Dimensions of punitiveness in Germany. *European Journal on Criminal Policy and Research*, *15*, 63–81.
- Kury, H., Kania, H., & Obergfell-Fuchs, J. (2004). Worüber sprechen wir, wenn wir über Punitivität sprechen? Versuch einer konzeptionellen und empirischen Begriffsbestimmung. *Kriminologisches Journal*, *36*, 51–88.
- Kutateladze, B., & Crossman, A. M. (2009). An exploratory analysis of gender differences in punitiveness in two countries. *International Criminal Justice Review*, *19*, 322–343.
- Lambert, E. G., Jiang, S., Williamson, L. C., Elechi, O. O., Khondaker, M. I., Baker, D. N., & Saito, T. (2016). Gender and capital punishment views among Japanese and U.S. College students. *International Criminal Justice Review*, *26*, 337–358.
- Langbein, J. H. (1976). The historical origins of the sanction of imprisonment. *Journal of Legal Studies*, *5*, 35–60.
- Langworthy, R. H., & Whitehead, J. T. (1986). Liberalism and fear as explanations of punitiveness. *Criminology*, *24*, 575–591.
- Lappi-Seppälä, T. (2008). Trust, welfare, and political culture: Explaining differences in national penal policies. *Crime and Justice*, *37*, 313–387.
- Lappi-Seppälä, T. (2012). Explaining national differences in the use of imprisonment. In S. Snacken, & E. Dumortier (Eds.), *Resisting Punitiveness in Europe? Welfare, Human Rights, and Democracy* (pp. 35–72). London: Routledge.
- Larsson, M. R., Björklund, F., & Bäckström, M. (2012). Right-wing authoritarianism is a risk factor of torture-like abuse, but so is social dominance orientation. *Personality and Individual Differences*, *53*, 927–929.
- Liska, A. E., Lawrence, J. J., & Sanichrico, A. (1982). Fear of crime as a social fact. *Social Forces*, *60*, 760–770.
- Loader, I. (2006). Fall of the “platonic guardians”: Liberalism, criminology and political responses to crime in England and Wales. *British Journal of Criminology*, *46*, 561–586.
- Mackey, D. A., & Courtright, K. E. (2000). Assessing punitiveness among college students: A comparison of criminal justice majors with other majors. *Justice Professional*, *12*, 423–441.
- 前野育三・新倉 修・山田由紀子 (2000). 座談会 少年法論議で何が問われているか 法と民主主義, *352*, 3–27.
- Maguire, E., & Johnson, D. (2015). The structure of public opinion on crime policy: Evidence from seven Caribbean nations. *Punishment and Society*, *17*, 502–530.
- Maruna, S., & King, A. (2009). Once a criminal, always a criminal? “Redeemability” and the psychology of punitive public attitudes. *European Journal on Criminal Policy and Research*, *15*,

7-24.

- 正木 亮 (1964). 死刑——消えゆく最後の野蛮—— 日本評論社
- 松原英世 (2009). 厳罰化を求めるものは何か——厳罰化を規定する社会意識について——  
法社会学, 71, 142-158.
- 松原英世 (2012). 民意と刑事政策 浅田和茂・川崎英明・葛野尋之・前田忠弘・松宮孝明 (編  
著) 刑事法理論の探求と発見 斎藤豊治先生古希祝賀論文集 (pp. 389-414) 成文堂
- 松原英世 (2017). 人々はなぜ厳罰化を支持するのか 上石圭一・大塚浩・武蔵勝宏・平山真  
理 (編著) 現代日本の法過程 下 宮澤節生先生古希記念 (pp. 159-180) 信山社
- 松原英世・松澤 伸 (2019). 「民意」は刑事立法の根拠となりうるか——刑罰政策における  
公衆の意識構造—— 刑事法ジャーナル, 59, 64-75.
- 松原芳博 (2007). 国民の意識が生み出す犯罪と刑罰 世界, 761, 53-63.
- 松原芳博 (2017). 刑法総論 第2版 日本評論社
- 松木祐馬・向井智哉 (2020). 犯罪に関するリスク知覚と知識量の関連 法と心理, 20, 159-  
164.
- 松木祐馬・西川開・向井智哉 (2020). 違法ダウンロードに対する量刑判断——「万引き」と  
の比較から—— 情報通信学会誌, 38, 29-38.
- 松村良之・村山眞維 (編著)(2010). 法意識と紛争行動——現代日本の紛争処理と民事司法  
1—— 東京大学出版会
- 松澤 伸・松原英世 (2015). 刑罰政策に関する国民の法意識について——「法感情」と「法  
理性」についてのフレミング・バルヴィの研究—— 刑事法ジャーナル, 46, 85-96.
- Matthews, R. (2005). The myth of punitiveness. *Theoretical Criminology*, 9, 175-201.
- McCorkle, R. C. (1993). Punish and rehabilitate? Public attitudes toward six common crimes. *Crime  
and Delinquency*, 39, 240-252.
- Melossi, D., & Pavarini, M. (1977). *Carcere e febbre: Alle origini del sistema penitenziario*.  
Bologna: il Mulino. (メロッシ, D., & パヴァリーニ, M. 竹谷俊一 (訳)(1990). 監獄と工場  
——刑務所制度の起源—— 彩流社)
- Metcalf, C., Pickett, J. T., & Mancini, C. (2015). Using path analysis to explain racialized support for  
punitive delinquency policies. *Journal of Quantitative Criminology*, 31, 699-725.
- 三船恒裕・横田晋大 (2018). 社会的支配志向性と外国人に対する政治的・差別的態度——日  
本人サンプルを用いた相関研究—— 社会心理学研究, 34, 94-101.
- de Montesquieu, C.-L. (1976). De l'esprit des lois. In R. Caillois (Ed.), *Œuvres complètes de*

- Montesquieu. Vol. 2. Paris: Gallimard (Original work published 1748) (モンテスキュー, C.-L., 野田・稲本・上原・田中・三辺・横田地 (訳)(1989). 法の精神 上・中・下 岩波書店)
- Mühler, K., & Schmidtke, C. (2012). Warum es sich lohnt, Alltagstheorien zum Strafen ernst zu nehmen. Zur Vermittlung zwischen autoritären Einstellungen und Strafverlangen. *Soziale Probleme*, 23, 133–166.
- 向井智哉 (2019). 厳罰傾向および防犯行動の規定要因——犯罪不安, 被害リスク知覚, 自己決定欲求, コミュニティによる自己決定を中心に—— 法と心理, 19, 54-63.
- 向井智哉・藤野京子 (2018). 刑事司法に対する態度尺度の作成と信頼性・妥当性の検討 法と心理, 18, 86-98.
- 向井智哉・藤野京子 (2020a). 刑事司法に関連する行為者への信頼と刑事司法に対する態度の関連 応用心理学研究, 45, 219-229.
- 向井智哉・藤野京子 (2020b). 厳罰傾向とアイデンティティの不安定性の関連に対する排他性の媒介効果 法と心理, 20, 141-149.
- 向井智哉・藤野京子 (2021). 少年犯罪に対する厳罰志向性と犯罪不安および被害リスク知覚の関連——先行要因としての子どもイメージに着目して—— 実験社会心理学研究, 60, 100-112.
- 向井智哉・福島由衣・入山茂・相澤育郎 (2019). 厳罰傾向を規定する要因のモデル化の試み——経済的不安, 犯罪不安, 排外主義的態度に着目して—— 龍谷大学矯正・保護総合センター研究年報, 9, 69-83.
- Mukai, T., Fukushima, Y., Iriyama, S., & Aizawa, I. (2021). Modelling determinants of individual punitiveness in a late modern perspective: Data from Japan. *Asian Journal of Criminology*. Advance online publication. doi: 10.1007/s11417-020-09338-9.
- 向井智哉・金 信遇・木村真利子・近藤文哉・松木祐馬 (2020). ムスリムに対する受容的態度の日韓における規定要因——統合脅威理論の立場から—— 宗教と社会, 26, 1-16.
- 向井智哉・金 信遇・松木祐馬・木村真利子・近藤文哉 (2019). ムスリムイメージの因子構造の日韓比較——質問紙法を用いた実証研究—— 日本中東学会年報, 35, 205-227.
- 向井智哉・松木祐馬 (2020). 厳罰傾向と犯罪者および被害者に対する感情的反応との関連——犯罪不安, 怒り, 共感に着目して—— 感情心理学研究, 27, 95-103.
- 向井智哉・松木祐馬・木村真利子・近藤文哉 (2020). 厳罰傾向と帰属スタイルの関連——日韓の比較から—— 心理学研究, 91, 183-192.
- 向井智哉・三枝高大 (2018). 刑事司法に対する態度と感情 (1)——刑事司法に対する態度尺

- 度短縮版の作成を通じて—— 感情心理学研究, 26 (Supplement), 30.
- 向井智哉・三枝高大・小塩真司 (2017). 厳罰傾向と“不合理な”思考 法と心理, 17, 1-9.
- 向井智哉・西川 開 (2018). 著作権侵害事件の客観的性質・主観的評価と取り締まりへの支持の関連 法と心理, 18, 123-128.
- Mukai, T., Nozawa, Y., Ohta, T., Miyagawa, R., & Nakagawa, K. (2020). Determinants of support for the “Recycling Demonstration Project for the Soil Generated from Decontamination Activities” in post-disaster Fukushima, Japan. *Asian Journal of Social Psychology*, 24, 252-260.
- Murray, Douglas (2017). *The Strange Death of Europe: Immigration, Identity, Islam*. London: Bloomsbury. (マレー, D. 町田敦夫 (訳)(2018). 西洋の自死——移民・アイデンティティ・イスラム—— 新報社)
- 無藤 隆・久保ゆかり・遠藤利彦 (1995). 発達心理学——現代心理学入門 2—— 岩波書店
- Nadler, J. (2005). Floating the law. *Texas Law Review*, 83, 1399-1441.
- 中谷内一也・Cvetkovich, G. (2008). リスク管理機関への信頼——SVS モデルと伝統的信頼モデルの統合—— 社会心理学研究, 23, 259-268.
- 中谷内一也・島田貴仁 (2008). 犯罪リスク認知に関する一般人 - 専門家間比較——学生と警察官の犯罪発生頻度評価—— 社会心理学研究, 24, 34-44.
- 中澤俊輔 (2012). 治安維持法——なぜ政党政治は「悪法」を生んだか—— 中央公論新社
- 日本弁護士連合会 (2010). 死刑廃止を考える[資料] Retrieved from <https://www.nichibenren.or.jp/activity/human/criminal/deathpenalty/shiryoku.html> (2021 年 1 月 1 日)
- 西田典之 (橋爪隆 補訂)(2019). 刑法総論 第3版 弘文堂
- 西川 開・向井智哉 (2019). 違法ダウンロードと違法アップロードに関する主観的重大性と取り締まりへの支持の規定要因——著作権法観と著作権 (法) への関心を中心に—— 図書館情報メディア研究, 16, 27-35.
- 西川 開・向井智哉・松木祐馬 (2020). 間接質問法による違法ダウンロード経験者の割合の推定 情報知識学会誌. 早期公開中
- 西村克彦 (1956a). 刑罰の心理 酒井書店
- 西村克彦 (1956b). 法心理学 文昭社
- 西村克彦 (1992). 法心理学考述 信山社
- North, D. C., Wallis, J. J., & Weingast, B. R. (2009). *Violence and social orders: A conceptual framework for interpreting recorded human history*. Cambridge: Cambridge University Press. (ノース, D.C., ウォリス, J. J., & ワインガスト, B. R. 杉之原真子 (訳)(2017). 暴力と社

会秩序——制度の歴史学のために—— NTT 出版

- 小田中聡樹 (2001). 刑事法制の変動と憲法 法律時報, 73, 43–48.
- 荻野富士夫 (2000). 思想検事 岩波書店
- 荻野富士夫 (2017). よみがえる戦時体制——治安体制の歴史と現在—— 集英社
- 大谷 實 (2009). 刑事政策講義 新版 弘文堂
- 岡本雅享 (2013). 日本におけるヘイトスピーチ拡大の源流とコリアノフォビア 小林真生 (編著) レイシズムと外国人嫌悪 (pp. 50-75) 明石書店
- 小俣謙二 (2012). 犯罪の予測可能性・対処可能性評価が大学生の犯罪リスク知覚と犯罪不安に及ぼす影響 社会心理学研究, 27, 174–184.
- 小俣謙二・島田貴仁 (編著)(2011). 犯罪と市民の心理学——犯罪リスクに社会はどうかかわるか—— 北大路書房
- Pickett, J. T., & Chiricos, T. (2012). Controlling other people's children: Racialized views of delinquency and whites' punitive attitudes toward juvenile offenders. *Criminology*, 50, 673–710.
- Pickett, J. T., Mancini, C., & Mears, D. P. (2013). Vulnerable victims, monstrous offenders, and unmanageable risk: Explaining public opinion on the social control of sex crime. *Criminology*, 51, 729–759.
- Pratt, J. (2002). *Punishment and civilization*. London: Sage.
- Pratt, J. (2005). Elias, punishment, and civilization. In J. Pratt, D. Brown, M. Brown, S. Hallworth, & W. Morrison (Eds.), *The new punitiveness: Trends, theories, perspective* (pp. 256–271). Cullompton: Willan.
- Pratt, J. (2007). *Penal populism*. New York: Routledge.
- Pratto, F., Sidanius, J., & Levin, S. (2006). Social dominance theory and the dynamics of intergroup relations: Taking stock and looking forward. *European Review of Social Psychology*, 17, 271–320.
- Pratto, F., Sidanius, J., Stallworth, L. M., & Malle, B. F. (1994). Social dominance orientation: A personality variable predicting social and political attitudes. *Journal of Personality and Social Psychology*, 67, 741–763.
- Pula, K., McPherson, S., & Parks, C. D. (2012). Invariance of a two-factor model of social dominance orientation across gender. *Personality and Individual Differences*, 52, 385–389.
- Putnam, R. D. (2000). *Bowling alone: The collapse and revival of American community*. New York: Simon and Schuster. (パットナム, R. 柴内康文 (訳)(2006). 孤独なボウリング——米国コミュニティの崩壊と再生—— 柏書房)

- Quinney, R. (1970). *The social reality of crime*. Boston: Little, Brown and Company.
- Ramirez, M. D. (2013). Punitive sentiment. *Criminology*, 51, 329–364.
- Reuband, K.-H. (2015). Dimensionen der Punitivität und sozialer Wandel: Eine Bestandsaufnahme bundesweiter Umfragen zur Frage steigender Punitivität in der Bevölkerung. *Neue Kriminalpolitik*, 22, 143–148.
- Roberts, J. V., & Hough, M. (Eds.)(2002). *Changing attitudes to punishment: Public opinion, crime and justice*. Cullompton: Willan.
- Roberts, J. V., Stalans, L., J., Indermaur, D., & Hough, M. (2003). *Penal populism and public opinion: Lessons from five countries*. Oxford: Oxford University Press.
- Robinson, P. H., & Kurzban, R. (2007). Concordance and conflict in intuitions of justice. *Minnesota Law Review*, 91, 1829.
- Rosenberger, J. S., & Callanan, V. J. (2011). The influence of media on penal attitudes. *Criminal Justice Review*, 36, 35–455.
- Rosseel, Y. (2012). lavaan: An R Package for structural equation modeling. *Journal of Statistical Software*, 48, 1–36.
- Rusche, G., & Kirchheimer, O. (1939). *Punishment and social structure*. New York: Columbia University Press. (ルッシエ, G., & キルヒハイマー, O. 木原一史 (訳)(1949). 刑罰と社会構造 法務府法制意見第四局)
- 阪口祐介 (2013). 犯罪リスク認知の規定構造の時点間比較分析——犯罪へのまなごしの過熱期と沈静化期—— 犯罪社会学研究, 38, 153-169.
- Sassen, S. (1996). *Losing control? Sovereignty in an age of globalization*. New York: Columbia University Press. (サッセン, S. 伊豫谷登士翁 (訳)(1999). グローバリゼーションの時代——国家主権のゆくえ—— 平凡社)
- 佐藤直樹 (2015). 犯罪の世間学——なぜ日本では略奪も暴動もおきないのか—— 青弓社
- 佐藤幹夫・山本讓司 (2007). 少年犯罪厳罰化——私はこう考える—— 洋泉社
- 瀬川 晃 (2005). 刑事政策の視点からみた刑事法の現在と課題 刑事法ジャーナル, 1, 18–28.
- 重松一義 (2001). 図説 世界の監獄史 柏書房
- 重松一義 (2005). 図説 世界監獄史事典 柏書房
- 司法研修所 (2007). 量刑に関する国民と裁判官の意識についての研究——殺人罪の事案を素材として—— 法曹会
- 島田貴仁・鈴木 護・原田 豊 (2004). 犯罪不安と被害リスク知覚——その構造と形成要因—— 犯罪社会学研究, 29, 51–64.

- 清水裕士 (2016). フリーの統計分析ソフト HAD——機能の紹介と統計学習・教育, 研究実践における利用方法の提案—— メディア・情報・コミュニケーション研究, *1*, 59-73.
- 下山晴彦 (1986). 大学生の職業未決定の研究 教育心理学研究, *34*, 20-30.
- 白井美穂 (2010). 厳罰傾向と公正世界観の理解へ向けて(2)尺度の検討 東洋大学大学院紀要, *47*, 151-166.
- 白岩祐子 (2019). 「理性」への希求——裁判員としての市民の実像—— ナカニシヤ出版
- Sidanius, J., Liu, J. H., Shaw, J. S., & Pratto, F. (1994). Social dominance orientation, hierarchy attenuators and hierarchy enhancers: Social dominance theory and the criminal justice system. *Journal of Applied Social Psychology*, *24*, 338-366.
- Sidanius, J., Mitchell, M., Haley, H., & Navarrete, C. D. (2006). Support for Harsh criminal sanctions and criminal justice beliefs: A social dominance perspective. *Social Justice Research*, *19*, 433-449.
- Sidanius, J., & Pratto, F. (1999). *Social dominance: An intergroup theory of social hierarchy and oppression*. New York: Cambridge University Press.
- Sims, B. (2003). The impact of causal attribution on correctional ideology: A national study. *Criminal Justice Review*, *28*, 1-25.
- Sööt, M. L. (2013). Trust and punitive attitudes. *Crime, Law and Social Change*, *59*, 537-554.
- Soss, J., Langbein, L., & Metelko, A. R. (2003). Why do white Americans support the death penalty? *Journal of Politics*, *65*, 397-421.
- 総務省 (2020). 年齢 (5歳階級), 男女別人口 (2019年11月確定値, 2020年4月概算値)  
Retrieved from <https://www.e-stat.go.jp/stat-search/file-download?statInfId=000031932926&fileKind=0> (2021年1月1日)
- Sprott, J. B. (1999). Are members of the public tough on crime? The dimensions of public "punitiveness." *Journal of Criminal Justice*, *27*, 467-474.
- 杉浦仁美・杉田桐子・清水裕士 (2014). 集団と個人の地位が社会的支配志向性に及ぼす影響 社会心理学研究, *30*, 75-85.
- 砂田良一 (1979). 自己像との関係からみた自我同一性 教育心理学研究, *27*, 210-215.
- Sundstrom, R. R., & Kim, D. H. (2014). Xenophobia and racism. *Critical Philosophy of Race*, *2*, 20-45.
- Sutherland, E. H. (1950a). The sexual psychopath laws. *Journal of Criminal Law and Criminology*, *40*, 543-554.
- Sutherland, E. H. (1950b). The diffusion of sexual psychopath laws. *American Journal of Sociology*,

56, 142–148.

- 高橋則夫 (2018). 刑法総論 第4版 成文堂
- 高谷 幸 (編)(2019). 移民政策とは何か——日本の現実から考える—— 人文書院
- 高山佳奈子 (2017). 共謀罪の何が問題か 岩波書店
- 田宮 裕 (1998). 変革の中の刑事法——戦後刑事法学は“異端”だったのか—— 芝原邦爾・西田典之・井上正仁 (編) 松尾浩也先生古稀祝賀論文集 上 (pp. 2–22) 有斐閣
- 田辺俊介 (2010). ナショナル・アイデンティティの国際比較 慶應義塾大学出版会
- 樽本秀樹 (編)(2018). 排外主義の国際比較——先進諸国における外国人移民の実態—— ミネルヴァ書房
- de Toqueville, A.(1835-1840). *De la démocratie en Amériqui* (Vol. 1–2). Paris: Charles Gosselin. (ド・トクヴィル, A. 松本礼二 (訳)(2005). アメリカのデモクラシー (全2巻) 岩波書店)
- 辻 大介・北村 智 (2018). インターネットでのニュース接触と排外主義的態度の極性化——日本とアメリカの比較分析を交えた調査データからの検証—— 情報通信学会誌, 36, 99-109.
- 都筑 学 (2007). 青年の時間的展望 南 徹弘 (編) 発達心理学——朝倉心理学講座 3—— (pp. 202-215) 朝倉書店
- Turner, M. G., Cullen, F. T., Sundt, J. L., & Applegate, B. K. (1997). Public tolerance for community-based sanctions. *Prison Journal*, 77, 6–26.
- Twenge, J. M. (2000). The age of anxiety? The birth cohort change in anxiety and neuroticism, 1952–1993. *Journal of Personality and Social Psychology*, 79, 1007–1021.
- Tyler, T. R. (1990). *Why people obey the law?* New Haven: Yale University Press.
- Tyler, T. R., & Boeckmann, R. J. (1997). Three strikes and you are out, but why? The psychology of public support for punishing rule breakers. *Law and Society Review*, 31, 237–266.
- Tyler, T. R., Boeckmann, R. J., Smith, H. J., & Huo, Y. J. (1997). *Social justice in a diverse society*. Boulder: Westview Press. (タイラー, T. R., ボエックマン, R. J., スミス, H. J. & ホー, Y. J. 大淵憲一・菅原郁夫 (監訳)(2000). 多元社会における正義と公正 教文堂)
- Tyler, T. R., & Weber, R. (1982). Support for the death penalty: Instrumental response to crime, or symbolic attitude? *Law and Society Review*, 17, 21–44.
- 内田博文 (2017). 治安維持法と共謀罪 岩波書店
- 埋橋孝文 (2011). 福祉政策の国際動向と日本の選択——ポスト「三つの世界」論—— 法律文化社

- University at Albany (n.d.) *Persons under correctional supervision*. Retrieved from <https://www.albany.edu/sourcebook/pdf/section6.pdf> (2020年2月20日)
- Unnever, J. D., & Cullen, F. T. (2010). The social sources of Americans' punitiveness: A test of three competing models. *Criminology*, 48, 99–129.
- Unnever, J. D., Cullen, F. T., & Fisher, B. S. (2007). “A liberal is someone who has not been mugged”: Criminal victimization and political beliefs. *Justice Quarterly*, 24, 309–334.
- Unnever, J. D., Cullen, F. T., & Jonson, C. L. (2008). Race, racism, and support for capital punishment. *Crime and Justice*, 37, 45–96.
- van Marle, F., & Maruna, S. (2010). “Ontological insecurity” and “terror management”: Linking two free-floating anxieties. *Punishment & Society*, 12, 7–26.
- von Hirsch, A. (1976). *Doing justice: The choice of punishments*. New York: Hill and Wang.
- 若林宏輔 (2016). 法心理学への応用社会心理学アプローチ ナカニシヤ出版
- Walker, N., Hough, M., & Lewis, H. (1988). Tolerance of leniency and severity. In N. Walker, & M. Hough (Eds.), *Public attitudes to sentencing: Surveys from five countries* (pp. 178–202). Aldershot: Gower.
- 綿村英一郎・分部利紘・佐伯昌彦 (2014). 量刑分布グラフによるアンカリング効果についての実験的検証 社会心理学研究, 30, 11–20.
- 綿村英一郎・分部利紘・高野陽太郎 (2010). 一般市民の量刑判断——応報のため?それとも再犯抑止やみせしめのため?—— 法と心理, 9, 98–108.
- Whitman, J. Q. (2003). *Harsh justice: Criminal punishment and the widening divide between America and Europe*. Oxford: Oxford University Press. (ウィットマン, J. Q. 伊藤茂 (訳)(2007) 過酷な司法——比較史で読み解くアメリカの厳罰化—— レクシスネクシス・ジャパン)
- World Prison Brief (n.d.). *United Kingdom: England & Wales*. Retrieved from <https://www.prisonstudies.org/country/united-kingdom-england-wales> (2020年2月17日)
- 山口 厚 (2018). 刑法総論 第3版 有斐閣
- Young, J. (1999). *The exclusive society: Social exclusion, crime and difference in late modernity*. London: Sage. (ヤング, J. 青木秀男・伊藤泰郎・岸 政彦・村澤真保呂 (訳)(2007). 排除型社会——後期近代における犯罪・雇用・差異—— 洛北出版)
- Young, J. (2003). In praise of dangerous thoughts. *Punishment and Society*, 5, 97–107.
- Zimring, F. E., Hawkins, G., & Kamin, S. (2001). *Punishment and democracy: Three strikes and you're out in California*. Oxford: Oxford University Press.